

令和 6 年度
包括外部監査報告書
及び報告書に添えて提出する意見

令和 7 年 3 月

郡山市包括外部監査人

郡司 拓也

第 1 章 総論	4
第 1 包括外部監査の概要	4
1 包括外部監査の種類	4
2 選定した特定の事件（テーマ）	4
3 特定の事件を選定した理由	4
4 包括外部監査の実施時期	10
5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格	10
6 監査の方法	10
7 包括外部監査の結果	11
8 利害関係	11
9 金額等の表示	11
第 2 章 債権管理（不納欠損）の概要	13
第 1 債権管理の概要	13
1 債権管理の必要性	13
2 債権管理の具体的な手続き	20
第 3 章 債権の状況	39
1 令和 5 年度郡山市の歳入	39
2 直近 7 年間の歳入の推移	40
3 直近 7 年間の自主財源の不納欠損推移	40
4 依存財源の不納欠損について	42
5 特別会計の不納欠損について	42
第 4 章 監査対象の選定	43
1 直近 7 年間の不納欠損の件数推移	43
2 直近 7 年間の不納欠損の金額推移	43
3 令和 5 年度の不納欠損の対象者数	44
4 抽出件数について	45
第 5 章 各論	47

1 監査の視点	47
2 監査結果を踏まえた全般的な事項	48
3 市税等.....	50
監査結果要約	50
【3-1】.....	52
【3-2-A】.....	55
【3-2-B】.....	58
【3-3】.....	60
【3-4】.....	63
【3-5-A】.....	67
【3-5-B】.....	70
【3-6-A】.....	73
【3-6-B】.....	76
【3-7-A】.....	79
【3-7-B】.....	82
【3-8-A】.....	86
【3-8-B】.....	89
【3-9】.....	95
【3-10】	99
【3-11】	103
【3-12】	111
【3-13】	114
【3-14】	119
【3-15】	122
【3-16-A】.....	126
【3-16-B】.....	131
【3-17】	134
【3-18-A】.....	138
【3-18-B】.....	141

【3-19-A】.....	145
【3-19-B】.....	148
【3-20】.....	152
【3-21】.....	155
【3-22】.....	159
【3-23】.....	163
【3-24】.....	166
【3-25】.....	171
【3-26】.....	174
【3-27】.....	178
4 その他.....	182
監査結果要約	182
【4-1】.....	185
【4-2】.....	188
【4-3】.....	191
【4-4】.....	194
【4-5】.....	197
【4-6】.....	200
【4-7】.....	203
【4-8】.....	207
【4-9】.....	210
【4-10】.....	213

第1章 総論

第1 包括外部監査の概要

1 包括外部監査の種類

地方自治法第252条の37第1項に基づく包括外部監査人の監査

2 選定した特定の事件（テーマ）

(1) 監査のテーマ

債権管理～不納欠損について～

(2) 監査対象部局

郡山市税務部収納課、保健福祉部生活支援課、建設部住宅政策課

(3) 監査の範囲

令和5年度に執行したもの。

ただし、関連して必要があると認めたものについては、これ以外の期間も対象とする。

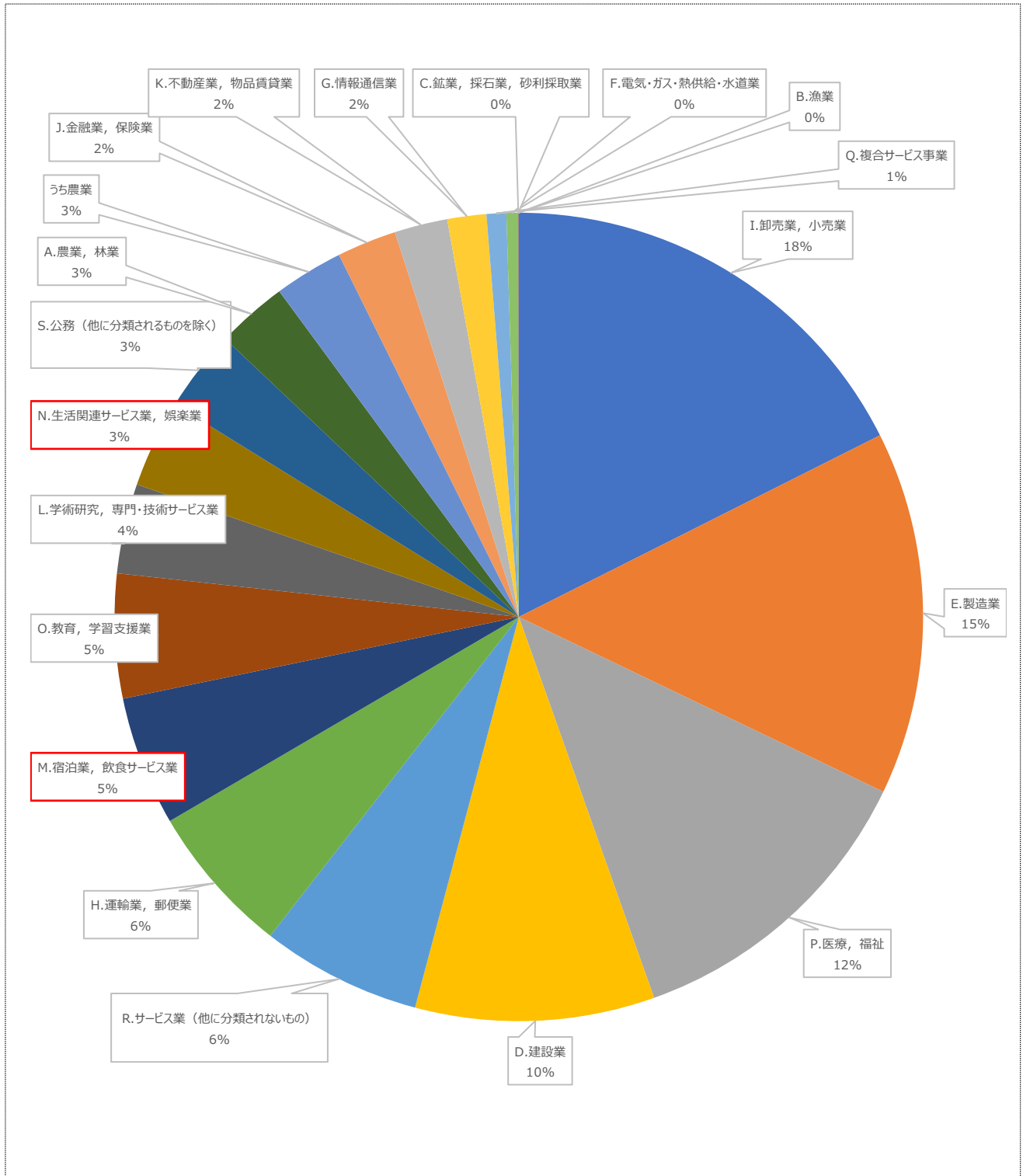
3 特定の事件を選定した理由

(1) はじめに

令和2年1月に新型コロナウイルス感染症の感染者が日本国内で発見されて以来、令和5年5月の5類感染症移行までの期間、日本国民に対する行動制限が頻発したことで、サービス産業の活動の活発さを表す第3次産業指数（経済産業省）の業種別推移をみると、生活娯楽関連サービス業種の低下幅は非常に大きかった。（出典：経済産業省ウェブサイト [新型コロナウイルスの影響を最も受けた「生活娯楽関連サービス」とは | その他の研究・分析レポート | 経済産業省 \(meti.go.jp\)](https://www.meti.go.jp/press/2022/04/22/220422_01_01.html)）

福島県郡山市についても令和2年の国勢調査によると当該「生活娯楽関連サービス」に従事する就業者の数は8.9%に上り、影響は重大であったものとする。令和2年の国勢調査データを基に作成した郡山市の就業者の産業大分類別就業者比率は以下のグラフのとおりである。

(2) 郡山市における現況



（出典：「令和2年国勢調査結果」（総務省統計局）（[統計局ホームページ/令和2年国勢調査/調査の結果（stat.go.jp）](https://stat.go.jp/)）を加工して作成）

かかる状況下、令和4年度「郡山市各会計歳入歳出決算及び定額資金運用基金の審査意見書9頁」にも記載があるとおり、長引くコロナ禍の影響から市民税の不納欠損額は大幅に増加している。

(3) アフターコロナ

新型コロナウイルス感染症の影響下において、今般監査対象とする市税を含めた税金、社会保険料等である公租公課については支払いの猶予が認められてきた。

当該支払いは、正常な営業活動による売上を基に行われるものであり、この猶予は、日本国が主体として行った行動制限の下では当然の対応と理解している。

最も影響を受けた「生活娯楽関連サービス業種」においては、5類感染症移行後に売上回復はするものの、新型コロナウイルス感染症の影響下における約3年間で失った売上は、回復することなく逸失したままである。

よって、約3年間に溜めてしまった負債の整理が今後の大きな課題になることが想定される。

(4) 中小企業庁及び金融庁の対応

上記の様な状況に加え、アフターコロナにおける倒産数の増加を踏まえ、今まで公租公課の滞納がある事業者の支援はしない方針を貫いてきた中小企業庁及び金融庁が、令和6年6月7日付けで「コロナ資金繰り支援策の転換を踏まえた事業者支援の徹底等について」を発表。

事業再生の見込みがあるものの、社会保険料や税金の滞納が再生の足かせになっている事業者の支援に乗り出すこととなった。

金融庁は、再生の見込みが高い事業者の情報を厚生労働省や国税庁と共有する仕組みをつくり、分割納付といった猶予措置の検討を促すことを目指している。

(5) 税の役割

税の役割としては以下の3つがある。

- ①財源調達機能→「公的サービス」の財源を調達する最も基本的な手段であり、税制の最も直接的かつ重要な役割。
- ②所得再分配機能→経済力のある人により大きな負担を求める累進性があり、社会保障給付等の歳出とあいまって、所得や資産の再分配を図る役割。
- ③経済安定化機能→税収増減を通じて総需要を刺激、抑制する方向に作用し自動的に景気変動を小さくし経済を安定化する役割。

当該役割を踏まえた上での「(4) 中小企業庁及び金融庁の対応」となっているものと理解している。

(出典：財務省ウェブサイト ([もっと知りたい税のこと 令和6年6月: 財務省 \(mof.go.jp\)](https://www.mof.go.jp/))、PDL1.0 ([公共データ利用規約 \(第1.0版\) | デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://www.digital.go.jp/))

(6) 意見

税は公平かつ中立であるべきと理解している。しかし、今、抱える過去の負担額を公平の名のもとに強く請求することで、本来持続可能な負担者の生活を揺るがし、長期的な税負担額を減少させることは望ましくないものと考えている。

未曾有の感染症蔓延後の今だからこそ、当該状況の確認を行いたいと考えた。

税の役割を踏まえれば、公平でなくても衡平であれば許容されるものと考えている。持続可能な市政運営、財政収支の確保の観点からも衡平性を確保した滞納整理対策を実施して頂きたいと考える。

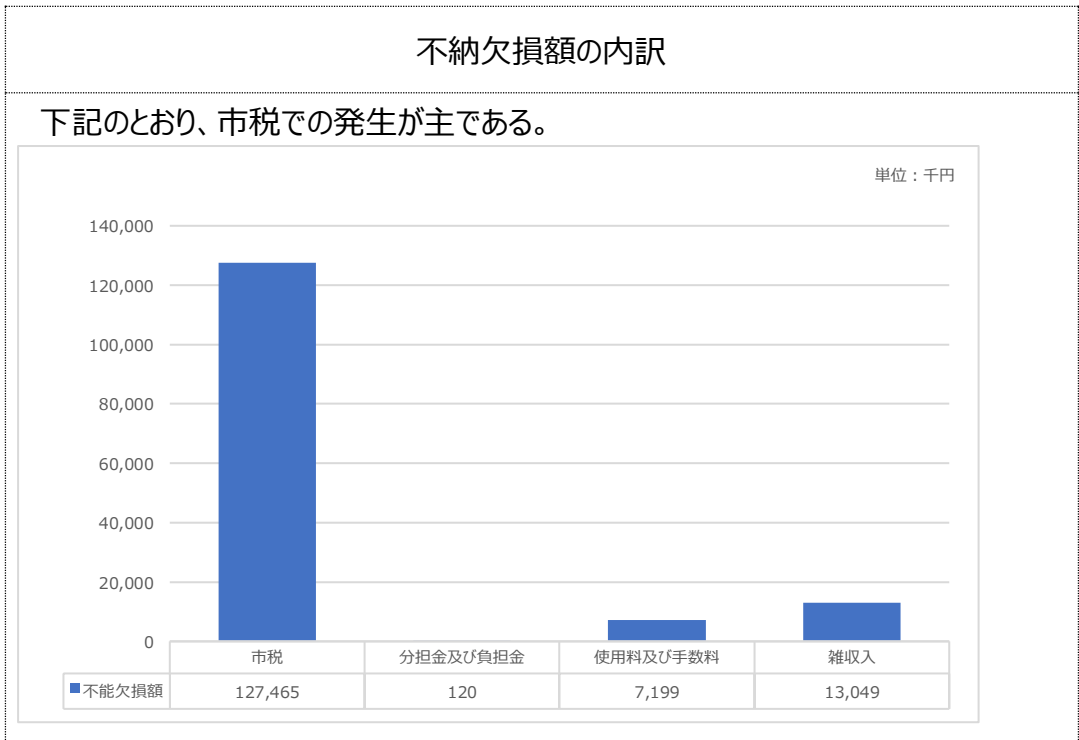
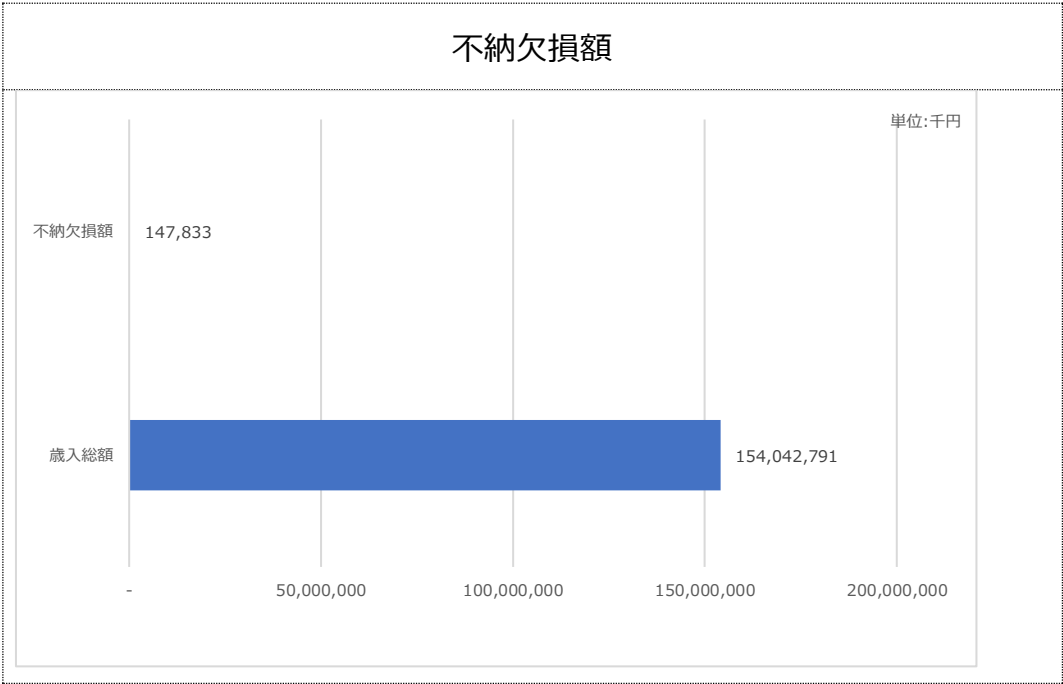
同じように一般会計で不納欠損処理が発生する分担金及び負担金、使用料及び手数料についても生活保護関連、市営住宅関連、児童関連であることを踏まえると市民生活に直結するものであることから監査対象とした。

上記より本来は、収入未済分についての滞納整理を監査対象にすべきであるが、滞納管理の結果である不納欠損処理から現状を把握したいと考えた。

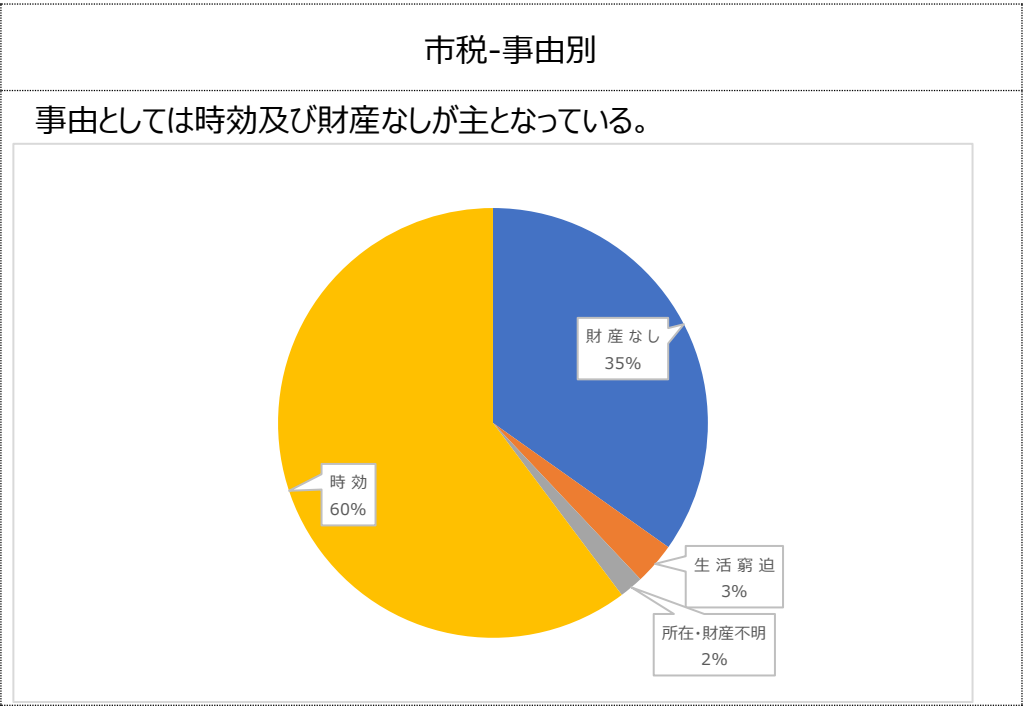
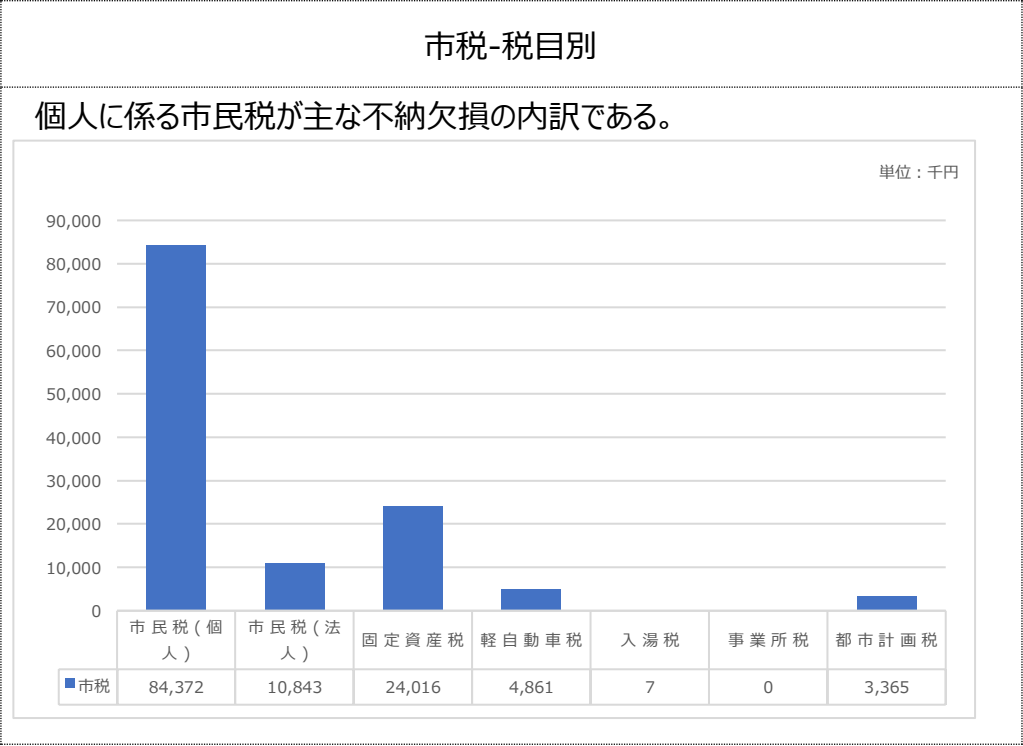
ここまでのとおり、今後、不納欠損処理の件数増加が見込まれること、日本国内における少子高齢化社会により、今後、人的リソースが不足していくことを踏まえ、今後の市職員の業務量の削減を目指すことを前提に監査を行うこととした。

(7) 監査対象について

令和4年度「郡山市各会計歳入歳出決算及び定額資金運用基金の審査意見書」を参考に確認したところ、令和4年度の不納欠損額は以下のとおり。



不納欠損額において、特に割合が大きい市税の税目別・事由別の不納欠損額の内訳は以下のとおり。



上記を踏まえ市税＝収納課、使用料及び手数料＝住宅政策課、雑入＝主に生活支援課を対象とした監査を実施し、上記事由の合规性、効率性、妥当性、適時性の検討をした。

4 包括外部監査の実施時期

令和6年8月8日から令和7年3月31日まで

5 包括外部監査人及び補助者の氏名及び資格

(1) 包括外部監査人

郡 司 拓 也 (公 認 会 計 士)

(2) 補助者

鈴 木 一 徳 (公 認 会 計 士)

齋 藤 紀 朗 (公 認 会 計 士)

福 田 新 太 郎 (公 認 会 計 士)

小 倉 昇 (公 認 会 計 士)

村 上 芳 文 (公認会計士・弁護士)

伊 藤 真 大 (公 認 会 計 士)

齋 藤 雄 史 (公 認 会 計 士)

長 谷 川 啓 (弁 護 士)

6 監査の方法

(1) 監査の視点

- ① 合規性（関連する行政法規に違反していないか）
- ② 効率性（より効果のでる方法はないか）
- ③ 妥当性（判断が妥当であるか）
- ④ 適時性

(2) 主な監査手続き

- ① 関連法令、条例、規則、要綱等に準拠して事務が行われているかについて関連文書の閲覧及びヒアリングを行った。また、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

- ② 関連する行政法規に沿って適時かつ効率的に妥当な事務が行われているかどうかを検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。
- ③ 不納欠損処理の妥当性を検討するため、個別の監査対象として抽出したサンプルについて所管課に質問し、関係書類の閲覧及び証拠書類との照合を行った。

7 包括外部監査の結果

不納欠損処理事務に関する財務に係る事務の執行並びに関連する財務及び経営管理について監査を実施した結果、一部指摘事項はあるが、関係法令等に基づき、おおむね適正に執行されていると認められた。

指 摘 事 項・・・ 4 件

意 見・・・ 6 件

8 利害関係

包括外部監査の対象とした事件につき、私は地方自治法第252条の29の規定により記載すべき利害関係はない。

9 金額等の表示

報告書及び意見書中の表等の合計は、端数処理の関係で合計欄の値と内訳の合計値が一致しない場合がある。

【本報告書の記載内容に関する留意事項】

1 報告書中のグラフ・表の数値

報告書中のグラフ・表の数値は原則、単位未満の金額、比率を四捨五入している。

2 監査結果

外部監査を通じて発見した指摘すべき事項、又は、意見を付すべき事項について、それぞれ、【指摘事項】、【意見】として記述した。それぞれの内容は以下のとおりである。

【指摘事項】 「法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等」

【意見】 「法令等違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項」

3 略称等について

報告書では、原則的に以下の略称等を用いている。ただし、引用等、必要に応じて以下の略称等を用いずに表記する場合がある。

地 方 自 治 法 ⇒ 自治法

地方自治法施行令 ⇒ 自治令

4 報告書の数字等の出典

報告書の数字等は、原則として郡山市が公表している資料、あるいは監査対象とした担当課から入手した資料を用いている。その場合には数字等の出典は明記していないが、それ以外の数字等については、その出典を明示している。

本報告書に記載されている情報は、監査時点のものであり、公開情報、市から提出を受けた資料のほか、その内容に関する質問を基礎として試算している。

入手した資料や情報自体の妥当性・正確性までは包括外部監査人は十分に検証できていない場合がある。

第2章 債権管理（不納欠損）の概要

第1 債権管理の概要

1 債権管理の必要性

(1) 債権とは

金銭の給付を目的とする市の権利で、自治法第240条第1項の「債権」と同様、地方税、分担金、使用料等の法令又は条例に基づく収入金に係る債権をはじめ、物件の売払代金、貸付料等の契約に基づく収入金に係る債権などを指す。

また、歳出金の過誤払い又は過渡しに基づく返還金に係る債権も含む。

(2) 債権管理とは

債権者として行うべき保全、取立、内容の変更及び消滅に関する事項を管理すること。

(3) 債権管理の必要性

- ① 市民負担の公平性維持
- ② 収入の安定的確保による行政サービスの持続的な提供
- ③ 仕事の効率化によるサービス水準の向上
- ④ 債務者の生活再建

(4) 債権管理の前提

債権管理の前提として、法令を遵守する必要がある、原則として、地方公共団体の長に裁量の余地はない。

(5) 公正かつ合理的・効率的な債権管理

法令等を遵守すると同時に、合理的・効率的な債権管理も必要となる（自治法第2条第14項、第15項）。

将来的にも回収が困難な債権を長期間管理し続けることは、不合理・非効率的なため、郡山市では、債権放棄等を行うことで合理的・効率的な債権管理を実現しようとしている。

なお、管理対象から外す場合には、法律上、債権を消滅させた上で、会計上の処理である不納欠損の処理を行う必要がある。

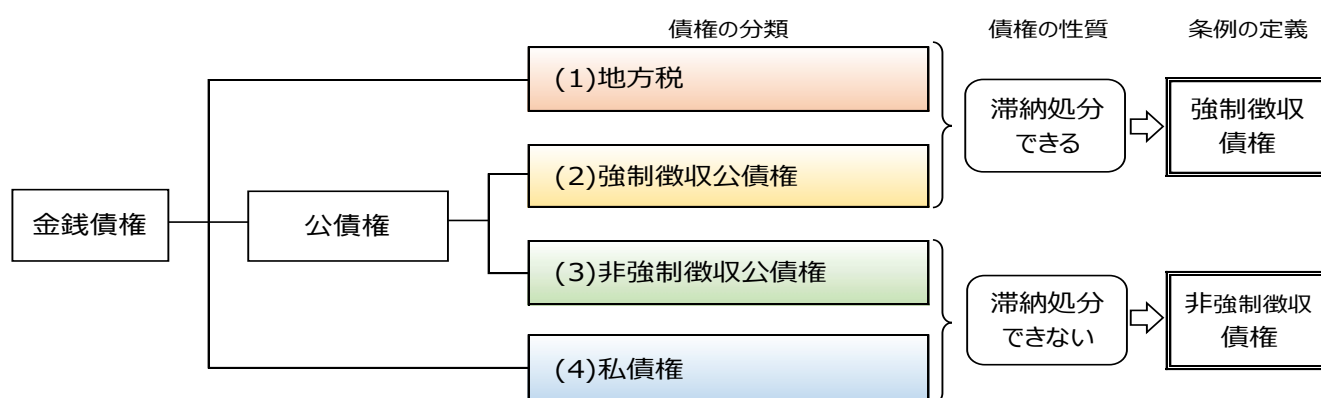
(6) 債権の分類

市の債権は、公法上の原因（賦課等の処分）に基づいて発生する「地方税（市税・国保税）」及び「公債権」、私法上の原因（契約等）に基づいて発生する「私債権」に分類される。

そのうち、「公債権」は、個々の法令で強制徴収手続きが規定されることにより裁判所の手続きが不要な「強制徴収公債権」と、個々の法令で強制徴収手続きが規定されていないため債権を回収するには裁判所の手続きが必要な「非強制徴収公債権」の2つに分類される。

また、私債権は、非強制徴収公債権と同様に債権を回収するには裁判所の手続きが必要である。なお、郡山市債権管理条例上、滞納処分することができる債権を強制徴収債権、それ以外の債権を非強制徴収債権と定義している。

上記内容を図に示したものは以下のとおり。



(出典：郡山市債権管理マニュアル)

【地方税】

所属	債権名	関係法令等	時効
収納課	市税	地方税法	5年
国保税収納課	国民健康保険税	地方税法	5年

【主な強制徴収公債権】

所属	債権名	関係法令等	時効
収納課	加算金	地方税法	5年
国保税収納課	後期高齢者医療保険料	高齢者の医療の確保に関する法律	2年
生活支援課	生活保護法第63条に係る返還金 (平成30年10月1日以降支弁分)	生活保護法	5年
生活支援課	生活保護法第78条に係る徴収金 (平成26年7月1日以降支弁分)	生活保護法	5年
介護保険課	介護保険料	介護保険法	2年

保育課	保育料（施設型・地域型施設入所者負担金（民間認可保育所））	児童福祉法	5 年
保育課	保育料（施設型・地域型施設入所者使用料（公立保育所））	児童福祉法	5 年
農地課	郡山区域農用地総合整備事業費償還負担金	旧独立行政法人緑資源機構法	5 年
道路維持課	道路占用料	道路法	5 年
区画整理課	土地区画整理清算金徴収金	区画整理法	5 年
お客様サービス課	下水道使用料	自治法	5 年
お客様サービス課	下水道受益者負担金・分担金	都市計画法	5 年
お客様サービス課	農業集落排水受益者分担金	自治法	5 年

【主な非強制徴収公債権】

所属	債権名	関係法令等	時効
収納課	還付金戻入金		5 年
国民健康保険課	一般被保険者不正請求加算金	国民健康保険法	5 年
国民健康保険課	一般被保険者療養給付費返納金		5 年
5 R 推進課	ごみ焼却処分手数料	自治法	5 年
生活支援課	生活保護費過年度戻入金		5 年
生活支援課	生活保護法第 63 条に係る返還金（平成 30 年 9 月 30 日以前支弁分）	生活保護法	5 年
生活支援課	生活保護法第 78 条に係る徴収金（平成 26 年 6 月 30 日以前支弁分）	生活保護法	5 年
障がい福祉課	重度心身障害者医療費返納金		5 年
障がい福祉課	特別障害者手当等返納金		5 年
子育て給付課	こども医療費助成金過誤払い返還金		5 年
子育て給付課	ひとり親家庭医療費過誤払い返還金		5 年
子育て給付課	児童手当過誤払い返還金		5 年
子育て給付課	児童扶養手当過年度返還金		5 年
総合地方卸売市場管理事務所	施設使用料	自治法	5 年

総合地方卸売市場管理事務所	延滞金		5 年
お客様サービス課	農業集落排水施設使用料	自治法	5 年

【主な私債権】

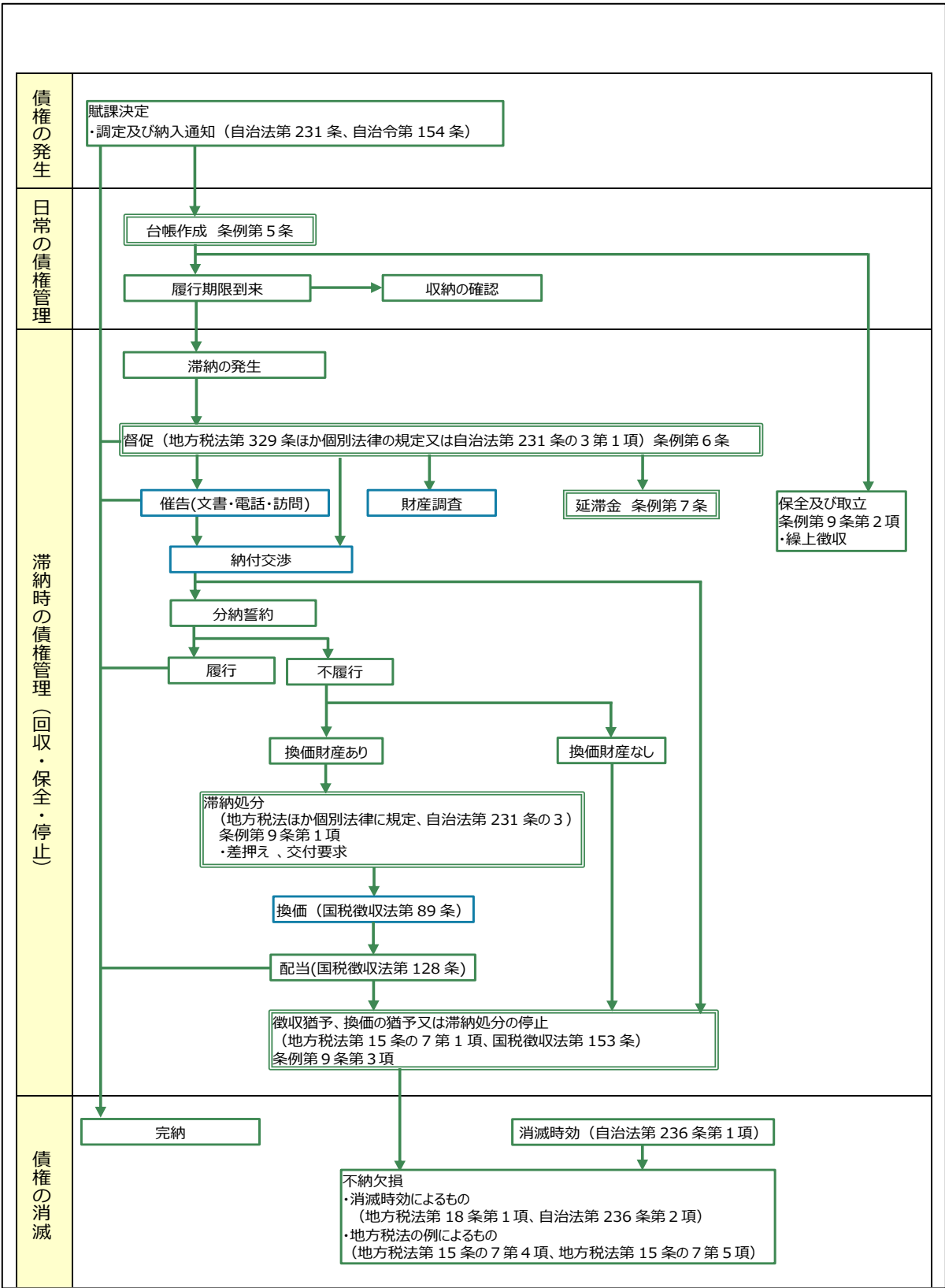
所属	債権名	時効	
		R2.4.1 以後に発生	民法改正前
産業雇用政策課	地域雇用再生・創出モデル事業に係る損害賠償金	—	10 年
公有資産マネジメント課	温泉使用料	5 年	5 年
契約検査課	契約解除違約金	5 年	10 年
国民健康保険課	一般被保険者第三者行為損害賠償収入金	3 年	3 年
国民健康保険課	退職被保険者等第三者行為損害賠償収入金	3 年	3 年
環境政策課	東山霊園管理手数料	5 年	5 年
お客様サービス課	水道料金（簡易水道事業）	5 年	2 年
保健福祉総務課	災害援護資金貸付金収入 （昭和 61 年 8 月 5 日水害分、東日本大震災分）	—	10 年
保健福祉総務課	住宅支援給付費過誤払い返還金	—	10 年
保健福祉総務課	住宅手当緊急特別措置事業費返納	—	10 年
地域包括ケア推進課	いきいきデイクラブ事業利用者負担金	5 年	10 年
地域包括ケア推進課	緊急通報システム事業負担金	5 年	5 年
地域包括ケア推進課	地域支援事業利用者負担分	5 年	10 年
保健所健康政策課	休日・夜間急病センター使用料	5 年	3 年
保健所健康政策課	休日・夜間急病センター実費徴収金	5 年	10 年
こども家庭課	母子父子寡婦福祉資金貸付金収入	5 年	10 年
こども家庭課	違約金	5 年	10 年
保育課	食材料費	5 年	2 年
総合地方卸売市場管理事務所	私用光熱水料	5 年	5 年
住宅政策課	市営住宅使用料	5 年	5 年
住宅政策課	市営住宅駐車場使用料	5 年	5 年

都市政策課	郡山駅西口駐車場使用料	5 年	5 年
学校教育推進課	奨学資金返還金（過年度分）	5 年	10 年
お客様サービス課	水道料金	5 年	2 年

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

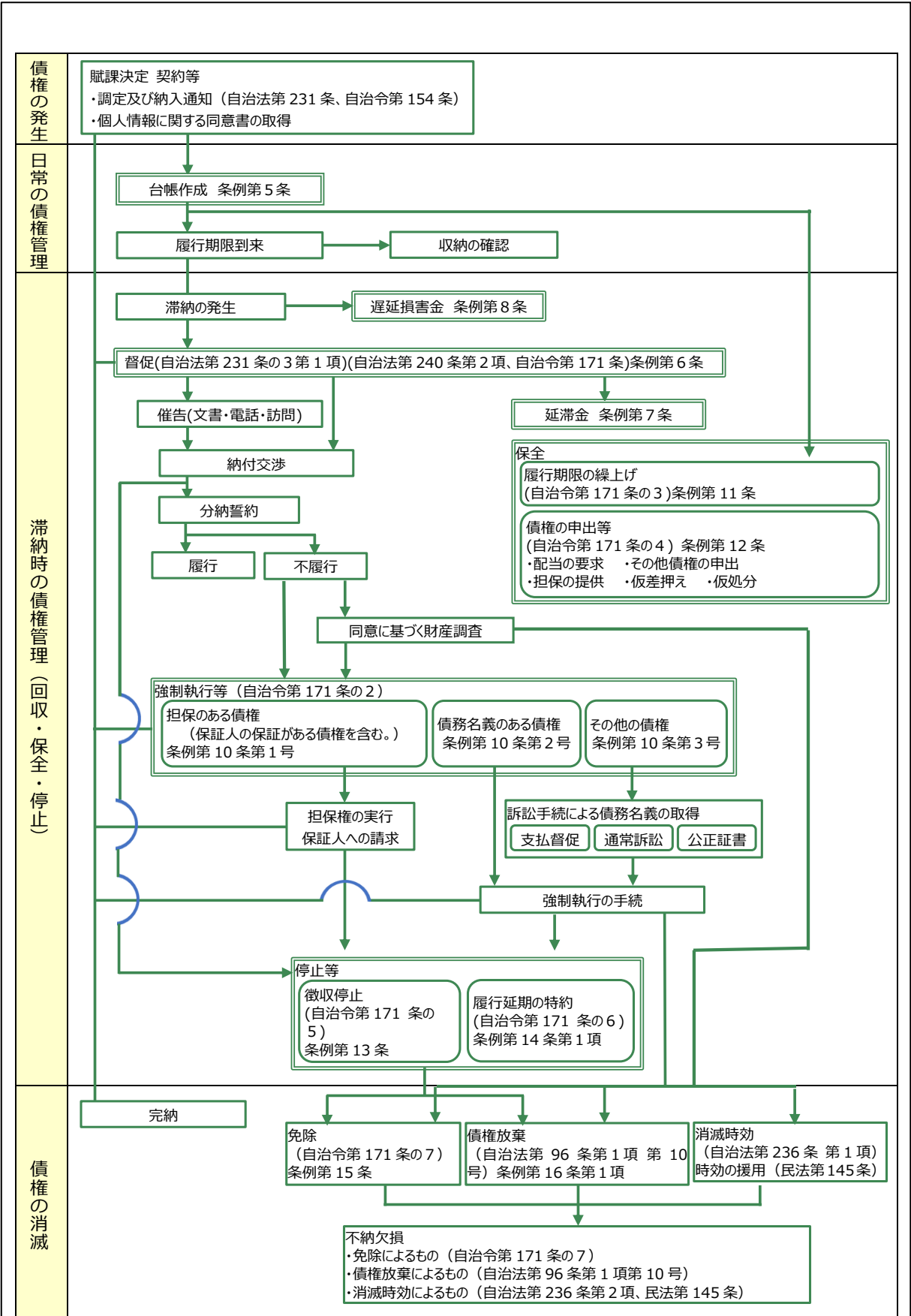
(7) 債権管理の基本的な流れ

① 強制徴収債権（地方税・強制徴収公債権）



(出典：郡山市債権管理マニュアル)

② 非強制徴収債権（非強制徴収公債権・私債権）



（出典：郡山市債権管理マニュアル）

2 債権管理の具体的な手続き

(1) 債権の発生

① 債権の発生原因

債権は、行政庁の処分（公法上の原因）や契約などの当事者間の合意（私法上の原因）により発生する。

② 債権発生時の取組

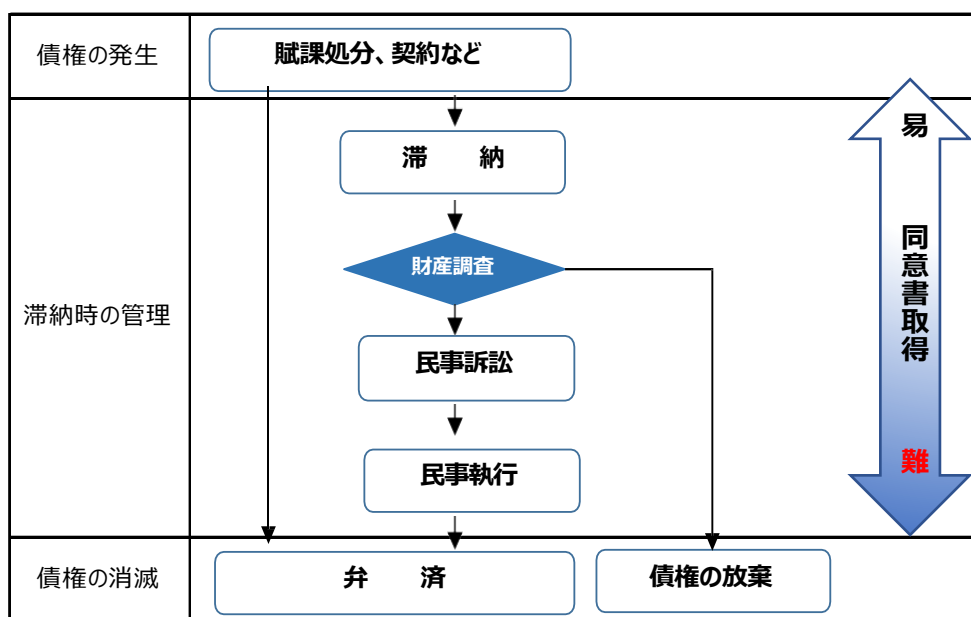
新たに発生した債権の滞納を防止するためには、次のような取組を行うことが必要である。

- ア. 必要な書面を取得する等十分な審査を行うことにより、正確な賦課処分、契約等を行うこと。
- イ. 履行期限、納付方法等を十分周知することにより、滞納の発生を未然に防止するよう努めること。
- ウ. 必要に応じて担保の提供又は保証人の保証を求めることにより、債権を保全すること。
- エ. 債務者や保証人に対し、債務不履行となったときには保証人に対して履行を請求することを書面等で説明すること。
- オ. 不履行があった場合に連絡をとるため、あらかじめ本人の連絡先を確認しておくこと。
- カ. 不履行があった場合に速やかに財産調査に着手できるように、あらかじめ申込み時など債権が発生する段階で、市が保有する個人情報の収集・利用や財産調査を実施することについて、本人及び連帯保証人から同意書を取得すること。

◆ 同意書の取得について

市税等の強制徴収債権は、国税徴収法の定める財産調査権により財産調査をすることができます。これに対して、市営住宅使用料等の非強制徴収債権は、滞納処分のための財産調査権がないことから、一般的には、裁判等で債務名義を取得することから始める必要があるため、債権回収に時間を要することとなる。

このようなことから、非強制徴収債権の回収のために、郡山市では、①庁内における情報共有を行う、②財産調査を行うことについての同意書をあらかじめ取得しておくことが重要としている。なお、滞納が発生してからでは同意書の取得が困難となるため、最初の申込時に取得することで、相手の同意を得やすだけでなく、滞納を抑止する効果も期待できる。



(出典：郡山市債権管理マニュアル)

③ 調定（自治法第231条、自治令第154条第1項）

債権が発生し、自治体が権利を取得したら、まず、会計処理として「調定」を行う。

この調定により、自治体が債権者となり、債務者である特定の人から、期限までに特定の金銭の支払いを受けられる権利（債権）を持ったことを、自治体の会計に登録することになる。

自治体の決算書には、こうした個々の調定を1年分累積したものが「調定額」として歳入に表示される。

この調定額のうち、債権の内容のとおり支払いを受けることができたものが「収入済額」で、支払いを受けることができていないものは「収入未済額」となる。

また、支払いを受けられないままに時効などで権利が消滅してしまい、もう支払いを受けることができないものが「不納欠損額」と表示される。

④ 納入の通知（自治法第231条、自治令第154条第2項、第3項）

債権者には、債務者に対して支払いを請求する権利がある。自治体は、債務者に対し、期限までに支払うよう納入通知書を発行して請求する。債務者はそれを持参して指定の金融機関で支払いをする。納入通知には、特別に消滅時効の進行を止め、中断する効力が認められる。

(2) 日常の債権管理

① 台帳作成（郡山市債権管理条例第5条）

債権は貴重な財産である。債権の取得時には、次のとおり債権管理台帳を備え、債務者に関する情報や細かなやり取り等をしっかり記録に残し、常に正確で最新の状態にしておくことが、債権管理では大変重要になる。

下記の状況に至った債権については台帳に記載することとなっている。

ア. 単年度の債権で、かつ一度で納付されるもの：履行期限までに納付されないとき

イ. 上記以外（複数年度にまたがる債権など）：債権を取得し、調定を行ったとき

なお、郡山市において、日常的に債権を所管している部署では、各所属システムによる管理を行うことにより、既に台帳の整備が行われている。このことから、それぞれの債権ごとに、適正な管理を行いうる台帳を整備することができるよう、必要的記載事項のみを郡山市債権管理条例施行規則で定め、様式は定めていない。

また、郡山市債権管理条例施行規則で定める「台帳に記載すべき事項」は、次の表のとおりであるが、これらの事項は最低限のものであり、さらに督促の発付日など必要な事項を各債権所管課において台帳に記載している。

	記載すべき事項
1	債務者の住所及び氏名（法人にあっては、名称、所在及び代表者の氏名）
2	債権の金額
3	履行期限
4	その他債権の管理に必要な事項

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

その他債権の管理に必要な事項として、台帳に記載すべき事項は、次のものがある。これら以外にも、債権の管理に必要な事項があれば、記載することとしている。

ア. 債務者の連絡先（電話番号）に関する事項

イ. 会計区分、発生年度、期別等に関する事項

ウ. 督促及び催告に関する事項

エ. 延滞金、加算金、遅延損害金に関する事項

- オ. 担保及び保証人に関する事項
- カ. 滞納処分又は強制執行に関する事項
- キ. 繰上徴収又は履行期限の繰上げに関する事項
- ク. 執行停止又は徴収停止に関する事項
- ケ. 徴収の猶予等又は履行延期の特約等に関する事項
- コ. 免除又は放棄に関する事項
- サ. 納付交渉等に関する事項

② 収納の確認

郡山市では、履行期限が到来したら、まずは、支払いの状況を確認することとしている。支払いがあれば、債権は権利の内容が実現したことにより消滅し、債権管理の業務は完了となる。

なお、支払状況については、次の事項を郡山市の財務会計システムで確認することとしている。

【確認事項】

1. 調定漏れがないか。
2. 重複調定、削除すべき調定・納付書等が残っていないか。
3. 科目更正・振替・還付時等の調定・調定更正漏れがないか。

※調定額＝収入額－還付額になっているか。

（収入合計額については、納付書を作成したもの全ての合計額が記載される。未収入分の額も含まれるので注意する。）

4. 納期が到来しているもので、未収入のものがないか。

※状態が「作成済」の納付書又は執行日に日付のないものは、未収入のものである。

ただし、債務者が納入してから財務会計システムに反映されるまでに 3～4 日を要す。

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

③ 折衝経過の記録

郡山市では、債務者に対する行為や債務者とのやりとりは、次の理由から、全て、折衝記録を残している。

	記録を残す理由	理由詳細
1	法律効果の根拠とするため	債権管理において、例えば郡山市が行う督促や、債務者が行う支払は、時効の更新（中断）の効力がある。このような法律効果に影響を及ぼす行為をすべて記録することは、債権管理の基本となる。また、訴訟となった場合には、折衝記録が証拠となる。
2	計画的・継続性を担保するため	債務者との関係は、長期に渡ることが少なくない。滞納整理の方針を定め、計画的に、かつ継続性をもって対応するためには、郡山市の方針と債務者とのやりとりを記録することが必要となる。 また、経過を記録することで、言った、言わないという問題を防ぐことができる。
3	統一的な対応をとるため	債務者とのやりとりは、担当者が行うこととなるが、他の事務を行っている場合などは、代わりの職員が対応することがある。このとき、折衝記録を確認することにより、どの職員でも、統一的な対応をとることが可能となる。また、人事異動にも対応することが可能となる。

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

折衝記録には、いつ、どこで、だれが、何をした、ということを簡潔に記録することとしている。

(3) 滞納時の債権管理

履行期限が過ぎても支払いがない場合は、滞納時の債権管理を行わなければならない。

滞納時の債権管理として、自治体の長が「なすべき措置」なのか、「できる措置」なのか、法令等の条文を丹念に読むことが重要である。

なすべき措置	できる措置
督促 強制執行等 履行期限の繰上げ 債権の申出等	徴収停止 履行延期の特約等 免除

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

法的手続きをとらなかったときは、職務懈怠にあたるとして、損害賠償を受けることもあり得る。

① 督促（郡山市債権管理条例第6条）

履行期限までに債務者からの支払いがなかった場合、初期の対応が重要になってくる。期限までに支払わない債務者には、自治体で改めて期限を指定して再度請求を行う。この請求を「督促」といい、この督促の根拠規定には、自治法第 231 条の 3 第 1 項と自治令第 171 条の 2 つがある。

また、督促には、時効を更新（中断）する効力が 1 回だけ認められる。

なお、督促は重要な行為になるので、あとで事実を証明できるよう郡山市債権管理条例第 6 条において督促状を発しなければならないと規定されているので、根拠となる法令の規定を示したうえで、必ず書面で行う必要がある（督促状に期限を指定しても、当初の履行期限は変わらない。）。

	公債権と一部の私債権	私債権
督促の根拠	自治法第231条の3第1項	自治令第171条
督促状によることの根拠	郡山市債権管理条例第6条	
督促状発出期限の根拠 ※履行期限後20日以内	郡山市債権管理条例施行規則第3条第1項	

督促の指定期限の根拠 ※発布日から10日を経過した日	郡山市債権管理条例施行規則第3条第2項	
督促による時効更新（中断）効	自治法第236条第4項	
送達根拠	自治法第231条の3第4項	民法第97条
公示送達等の根拠	公示送達 自治法第231条の3第4項	公示による意思表示 民法第98条

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

督促後に、再度相手方に納付を促す行為として「催告」がある。

「督促」と「催告」は、次のように、時効更新（中断）の効力に違いがある。

【催告と督促の時効更新（中断）の効力の違い】

	時効中断の効力	根拠法令	
		措置	時効更新（中断）等
督促	時効が更新（中断） ※裁判上の請求は不要	自治法第231条の3第1項 自治令第171条	自治法第236条第4項
		地方税法第329条 など	地方税法第18条の2第1項第2号
催告	旧民法（令和2年3月31日以前）時効が中断 ただし、6か月以内に、裁判上の請求が必要		旧民法第153条
	改正民法（令和2年4月1日以後）時効の完成が6か月猶予される※裁判上の請求は不要		時効中断効はない。 【時効の完成猶予】 改正民法第150条

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

② 催告

催告は、債務者が支払いに応じてくれるまで、繰り返し行うことができる。定期的な文書による催告だけではなく、電話や訪問も効果的な場合がある。

なお、民法改正により、催告は、その後に法的手続を行わなくても時効の完成猶予事由とされ、催告から6 か月は時効の完成が猶予されることとなったため、時効期間の管理をする際には、注意が必要である。なお、完成猶予期間中の再度の催告には、完成猶予の効果はない。

③ 納付交渉

債務者との納付交渉は、保有している資産や収入の状況などを具体的に聴取するとともに、重要な財産である債権が時効によって消滅してしまわないように、消滅時効の進行を止めておくことが重要である。消滅時効は、債務者が債務の存在を「承認」することで更新（中断）する。市側の対応として、これには必ず債務者が署名・押印した「債務承認書」を書面で提出してもらう必要がある。

また、分割で支払う計画を立てた場合にも、「分納誓約書」の文面に、債務全体の存在を承認する旨を入れておく必要がある。一部の額を支払うことも債務の承認となり、その残額について時効が更新（中断）する。

④ 納付交渉が進まない場合の対応

債務者との納付交渉が円滑に進まず、債務承認や分納誓約に至らない場合には、民法改正で新たに創設された「協議をする旨の合意」による完成猶予を活用することができる。

具体的には、当事者が、書面又は電磁的記録で権利について協議を行う旨の合意をすればよいというもので、債務額に争いがある場合においても、合意書の提出を受け合意することや電子メールでの協議の申し込みを受け、合意する旨を返信するなどの方法をとることが考えられる。

⑤ 財産調査

地方税・強制徴収公債権と非強制徴収公債権・私債権とでは、財産調査のできる範囲、手法等に違いがある。地方税・強制徴収公債権の場合は、国税徴収法の規定が準用されることから、預貯金、生命保険、保証金等の調査を行うことができるが、非強制徴収公債権・私債権の場合は、登記事項証明書を除き、預貯金等金融機関調査や敷金、保証金等その他債権に関する財産調査について、法令上、弁護士又は法務大臣の許可を受けた債権管理回収業者以外の者は行えない（弁護士法第23条の2、債権管理回収業に関する特別措置法第11条）。

⑥ 情報の共有（個人情報保護法第69条）

個人情報保護法では、個人情報の本人外の収集や目的外利用、外部提供を禁止しているが、個人情報保護法第 69 条第 2 項で「行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき」その制限を解除しており、市の実施機関内部での情報共有を可能にする。

一方、地方税法第 22 条では、地方税の徴収に関する事務に従事している者又は従事していた者に対し、事務に関して知り得た秘密を漏らした場合等は、2 年以下の懲役又は 100 万円以下の罰金に処する旨を規定しており、情報の提供を行うには、法律の定めにより「質問、検査権」が規定されている場合など、法律の定めが必要となる。しかし、複数の弁護士への法律相談の結果、当該情報の利用について本人の同意書を取得することにより、秘密としての構成要件がなくなる、あるいは、その違法性が阻却されるとの見解を得ている。

⑦ 延滞金（郡山市債権管理条例第7条）

自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する分担金、使用料、加入金、手数料、過料その他の地方公共団体の歳入に係る債権について督促状を発した場合においては、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、年 14.6 パーセント（当該履行期限の翌日から 1 月を経過する日までの期間については、年 7.3 パーセント）の割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する延滞金を徴収する。

ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。なお、郡山市債権管理条例附則第 2 項により、年 14.6 パーセント及び年 7.3 パーセントの割合は変更されており、令和 6 年中はそれぞれ年 8.7 パーセント、年 2.4 パーセントとなっている。

本規定は、公債権のみに適用されるのではなく、最高裁判例により私債権とされた「公の施設の使用料」についても自治法第 231 条の 3 第 1 項に規定する使用料に該当することから、適用となることに注意が必要である。

⑧ 遅延損害金（郡山市債権管理条例第8条）

市の債権について履行期限までに履行しない者がある場合においては、契約に別段の定めがあるものを除き、履行期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、当該債権に適用される法令に規定する年当たりの割合を当該債権の額に乗じて計算した金額に相当する遅延損害金を徴収する。ただし、やむを得ない理由があると認めるときは、これを徴収しないことができる。

契約に遅延損害金の定めがない場合は、原則、民法が適用され、遅延損害金の割合は令和 2 年 4 月 1 日以降の履行遅延については年 3 パーセントとなる。

なお、令和 2 年 3 月 31 日以前に履行遅延となったものについては、改正前の民法が適用されるため、年 5 パーセントとなることに注意が必要である。

⑨ 滞納処分等（郡山市債権管理条例第9条）

ア. 滞納処分

地方税・強制徴収公債権について、履行期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、法令の定めるところにより滞納処分をしなければならない。

イ. 繰上徴収

強制徴収債権のうち、地方税については、地方税法第 13 条の 2 で繰上徴収について規定している。同条で定める繰上徴収することができる場合は、民法等の解釈により履行期限の繰上げができる場合よりも、狭くなっている。

この点について、地方税法第 13 条の 2 の繰上徴収は、直ちに強制徴収に進めるようにするものであるため、同条に定める場合のほかは、認められないと解されている。

ウ. 徴収猶予

納税者等が、「震災、風水害、火災その他の災害を受けたとき」など、一定の要件に該当した場合、その者の申請に基づき、1 年以内の期間（特例で 2 年以内）に限り、徴収を猶予する制度である。

エ. 換価の猶予

「滞納者の財産を直ちに換価（競売、公売の手続きにより、金銭以外の財産を金銭に換えること。）することにより、滞納者の事業の継続や生活の維持を困難にするおそれがあるとき」など、一定の要件に該当した場合、その者の申請又は職権により、1 年以内の期間（特例で 2 年以内）に限り、換価を猶予する制度である。

オ. 滞納処分の停止

滞納者が、以下のいずれかの事由に該当すると認められる場合、滞納処分の執行を停止（執行停止）することができる（地方税法第 15 条の 7 第 1 項）。また、執行停止後 3 年間経っても停止要件に該当する事由に変化がない場合、消滅時効の経過を待たず消滅する（地方税法第 15 条の 7 第 4 項）。ただし、執行停止に時効更新（中断）の効果はないため、停止から 3 年経過する前に時効の期間を経過した場合、時効により消滅する。

	該当事由
1	滞納処分をすることができる財産がないとき。
2	滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
3	その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

⑩ 強制執行等（郡山市債権管理条例第10条）

非強制徴収公債権又は私債権について、督促をした後相当の期間経過してもなお履行されないときは、以下アからウまでの措置をとらなければならない。ただし、徴収停止する場合又は履行期限を延長する場合その他特別の事情があると認める場合は、この限りではない。

ア. 担保の付されている債権

担保の付されている債権（保証人の保証がある債権を含む。）については、当該債権の内容に従い、その担保を処分し、若しくは競売その他の担保権の実行の手続きをとり、又は保証人に対して履行を請求しなければならない。

イ. 債務名義のある債権

債務名義のある債権については、強制執行の手続きをとらなければならない。

債務名義とは、強制執行によって実現される請求権が存在することを公証する法定の文書のこと、債務名義の存在が、裁判所に申立を行う強制執行の要件になる。

なお、「債務名義の主な取得方法」及び「通常訴訟と支払督促の比較」は次のとおりである。

【債務名義の主な取得方法】

方法	内容
通常訴訟	裁判所に訴えを提起することによる支払いの請求
支払督促	簡易裁判所に申立て、裁判所から支払督促の文書を送付する支払いの請求
公正証書の作成	公証役場で、公証人が内容聴取の後、合意した内容を公正証書として作成

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

なお、収納課債権管理係では、平成 31 年度に、強制執行認諾条項付き公正証書の活用手法を確立し、「公正証書作成の手引き」を作成した。訴訟手続に比べ穏やかな手法で債務名義を取得することができるので、滞納発生後、分割納付の意思表示があった場合には、積極的に活用することとしている。その場合は、収納課債権管理係が作成事務の補助を行っている。

【通常訴訟と支払督促の比較】

	通常訴訟	支払督促
対象	金銭の支払請求、明渡請求等	金銭の支払請求等に限定
管轄裁判所	自治体の所在地を管轄する裁判所 債務者の住所地を管轄する裁判所	債務者の住所地を管轄する簡易裁判所
費用	通常額	訴訟手続の半額
議会の議決	必要	不要
その他		異議申立てにより訴訟へ移行 居所不明の債務者には申立てできない

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

ウ. その他

ア、イに該当しない債権については、訴訟手続（非訟事件の手続きを含む。）により履行を請求しなければならない。

⑪ 履行期限の繰上げ（郡山市債権管理条例第11条）

非強制徴収公債権又は私債権について履行期限を繰り上げることができる理由が生じたときは、遅滞なく、債務者に対し、履行期限を繰り上げる旨の通知をしなければならない。

ただし、郡山市債権管理条例第 14 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合その他特に支障があると認める場合は、この限りではない。

【民法に定める履行期限の繰上げができる場合一覧】

	条文	内容
1	民法第137条	債務者が破産手続開始の決定を受けたとき。
2		債務者が担保を滅失させ、損傷させ又は減少させたとき。
3		債務者が担保提供の義務を怠ったとき。
4	民法第930条	債務者が死亡し、その債務について限定承認があったとき。
5	民法第947条	債務者が死亡し、相続財産の分離が行われたとき。
6	民法第957条	債務者が死亡し、相続財産法人が成立した場合において相続人のないことが明らかになったとき。

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

⑫ 債権の申出等（郡山市債権管理条例第12条）

非強制徴収公債権又は私債権について、債務者が強制執行又は破産手続開始の決定を受けたこと等を知った場合において、法令の規定により市が債権者として配当の要求その他債権の申出をすることができるときは、直ちに、そのための措置をとらなければならない。

また、非強制徴収公債権又は私債権を保全するため必要があると認めるときは、債務者に対し、担保の提供（保証人の保証を含む。）を求め、又は仮差押え若しくは仮処分の手続きをとる等必要な措置をとらなければならない。

ア. 配当の要求

配当の要求の具体的方法は、配当要求（民事執行法第 51 条）など法律で定められている。

イ. 担保の提供

担保の提供は、担保価値の確実なものを選定する必要がある。

また、担保の種類や担保の提供の手続きについて、自治法及び自治令には、詳細な規定はない。担保のうち担保権の設定について登記、登録等によって第三者に対抗する要件を備えることができるものについては当該登記、登録等を行わせ、又はこれを行い、保証人の保証については保証契約を締結する等必要な措置をとらなければならない。

ウ. 仮差押え

仮差押えとは、金銭の支払いを目的とする債権について、債務者の財産の現状を維持しておかなければ将来強制執行の不納又は困難をきたすおそれがある場合に、あらかじめ債務者の財産を暫定的に差し押さえてその処分を禁じておく保全措置をいう。

エ. 仮処分

仮処分には、係争物に関する仮処分と、仮の地位を定める仮処分がある。具体的には、債務者が係争物の占有を他に移転することを禁止する処分（占有移転禁止の仮処分）や、債務者が不動産等を他に転売したり、新たに抵当権等を設定したりすることなど法的権利の処分を禁止する処分（処分禁止の仮処分）などがある。仮処分の命令その他の手続きについては、原則として仮差押の規定が準用される。また、仮処分の執行については、原則として仮差押の執行文又は強制執行の例によることとされている。

⑬ 徴収停止（郡山市債権管理条例第13条）

徴収停止とは、履行が遅滞している非強制徴収公債権又は私債権について、これを取り立てる場合における収入金額よりも、取立てその他の管理に要する費用の額が上回ると見込まれる場合において、債権管理上の明らかな費用倒れを避けるために、以後、その債権について積極的に管理を行わないこととする自治体の内部的な手続である。徴収停止ができる場合については、自治令第 171 条の 5 に規定がある。

	該当事由
1	法人である債務者がその事業を休止し、将来その事業を再開する見込みが全くなき、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるとき。
2	債務者の所在が不明であり、かつ、差し押さえることができる財産の価額が強制執行の費用をこえないと認められるときその他これに類するとき。
3	債権金額が少額で、取立てに要する費用に満たないと認められるとき。

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

強制執行の費用は差し押さえるべき財産の種類によって異なるので、上記 1、2 の該当性は、強制執行の措置をとるにあたり、経済的合理性があるのかという観点から、それぞれの案件に応じて判断する必要がある。

なお、徴収停止は、単に地方自治体の内部においてする整理に過ぎず、債務の内容を変更するものではない。したがって、徴収停止をしたことを債務者に通知する必要はなく、債務者が自発的に債務を履行するときは、その弁済を受領できる。

また、徴収停止は債権の消滅事由ではないため、債権を消滅させるためには、自治令第 171 条の 7 の規定に基づき免除するか、郡山市債権管理条例第 16 条第 1 項の規定に基づき債権を放棄しなければならない。徴収停止期間中も時効は進行していることから、債務者の所在や財産状況等を把握し、債務者の財産状況が好転した場合等、事情の変更があったときは、徴収停止の措置を取り消さなければならない。

⑭ 履行延期の特約等（郡山市債権管理条例第14条）

履行延期の特約等とは、非強制徴収公債権又は私債権について、滞納金を分納させたり、もともと分納の予定であった 1 回あたりの償還金額を減額したり、徴収を一定期間猶予したりすることを指す。履行延期の特約等ができる場合については、自治令第 171 条の 6 第 1 項に規定がある。

	該当事由
1	債務者が無資力又はこれに近い状態にあるとき。
2	債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、その現に有する資産の状況により、履行期限を延長することが徴収上有利であると認められるとき。
3	債務者について、災害、盗難その他の事故が生じたことにより、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であるため履行期限を延長することがやむを得ないと認められるとき。
4	損害賠償金又は不当利得による返還金に係る債権について、債務者が当該債務の全部を一時に履行することが困難であり、かつ、弁済につき特に誠意を有すると認められるとき。
5	貸付金に係る債権について、債務者が当該貸付金の使途に従って第三者に貸付けを行った場合において、当該第三者に対する貸付金に関し、1から3までに該当する理由があることその他特別の事情により、当該第三者に対する貸付金の回収が著しく困難であるため、当該債務者がその債務の全部を一時に履行することが困難であるとき。

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

履行延期の特約等をすべきか判断する際に重要な点は、履行延期の特約等をすることが、市の徴収上有利であると認められるかどうかであり、徴収上有利でない場合には、強制執行又は徴収停止の段階に進むことが必要である。

なお、履行延期の特約等を行う際には、書面を取り交わし、債権管理台帳とともに管理する。また、履行延期の特約等にあたっては、ア.担保を提供させる、イ.期限の利益喪失条項を盛り込む、ウ.強制執行認諾条項付公正証書を作成する等、債務不履行に備えた措置を講じる必要がある。

(4) 債権の消滅

債務者が債権者に対して債務の弁済（支払い）をしたときは、その債権は消滅する。

しかし、公債権については、5年間の消滅時効期間が経過したとき（5年間、支払い・債務の承認・差押え等による時効の更新（中断）がなかったとき）は、債務者が時効の援用を行わない場合においても消滅する（自治法第236条）。ただし、時効期間経過後は、当該債権の納入を受けることはできない。

地方自治体の債権の時効による消滅については、自治法第236条第2項において、「法律に特別の定めがある場合を除くほか、時効の援用を要せず、また、その利益を放棄することができないものとする」とされている。

一方、私債権については、債務者が時効の援用をしなければ債権は消滅しない（民法第145条）。そのため、私債権の消滅事由は以下に限られる。

	該当事由
1	債務者が支払いをしたとき。
2	債権の時効期間が経過し、債務者が時効の援用をしたとき。
3	自治令第171条の7に基づき、債務の免除をしたとき。
4	債権を放棄したとき。 ①郡山市債権管理条例第16条に基づき、債権を放棄したとき。 ②自治法第96条第1項第10号の規定に基づき、議会の議決を得て権利を放棄したとき。

(出典：郡山市債権管理マニュアル)

① 消滅時効

自治体の債権は、自治法の規定が適用されるものと、民法の規定が適用されるものの2通りある。

自治法の規定が適用される債権は、時効期間が経過すれば権利が消滅してしまう。

一方で、民法の規定が適用される債権は、時効期間が経過しただけでは権利は消滅せず、債務者からの「援用」があってはじめて権利が消滅する。

このため、消滅時効で債権が消滅してしまわないように管理することが必要である。

債権管理台帳で時効期間を把握しておき、時効となる前に支払いを受けることが鉄則である。

支払いが長引くケースであれば、定期的に債務者に債務の承認を求めるなどして、時効を「更新（中断）」させることにより、自治体の大切な権利を守っていかなければならない。

② 免除（郡山市債権管理条例第15条）

履行延期の特約等をした非強制徴収公債権又は私債権について、当初の履行期限から10年を経過した後において、なお、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、かつ、弁済することができる見込みがないと認められるときは、当該債権およびこれに係る損害賠償金等を免除することができる。免除については、議会の議決は要しない。

なお、免除を行った場合は、債務者に対しその旨を通知する。

③ 債権の放棄（郡山市債権管理条例第16条）

非強制徴収公債権及び私債権は、郡山市債権管理条例第16条第1項の各号のいずれかに該当する場合、放棄することができる。郡山市債権管理条例の要件に該当しない場合の債権放棄は、自治法の規定により議会の議決が必要となる。

なお、債権の放棄を行った場合は、債務者に対しその旨を通知する。

	該当要件
1	郡山市債権管理条例第10条の規定により強制執行等又は第12条の規定により債権の申出等の措置をとったにもかかわらず、なお完全に履行されなかった場合において、債務者が無資力又はこれに近い状態にあり、資力の回復が困難で、履行の見込みがないと認められるとき。

2	郡山市債権管理条例第13条の規定により徴収停止の措置をとった場合において、相当の期間を経過した後においても、なお同条各号に該当し、これを履行させることが困難又は不適当と認められるとき。
3	破産法（平成16年法律第75号）第253条第1項、会社更生法（平成14年法律第154号）第204条第1項その他の法令の規定により債務者が当該債権につきその責任を免れたとき。
4	債務者が生活困窮状態（生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による保護を受け、又はこれに準ずる状態をいう。）にあり、資力の回復が困難で、相当の期間を経ても当該債権について履行の見込みがないと認められるとき。
5	債務者である法人が、法人を解散し、清算を終了した場合で、配当が債権の額に満たず、かつ、残余財産がないとき。
6	債務者が死亡し、その債務について限定承認があった場合において、その相続財産の価額が強制執行をした場合の費用並びに他の優先して弁済を受ける市の債権及び本市以外の者の権利の金額の合計額を超えないと認められるとき。
7	当該債権につき消滅時効が完成したとき。
8	その他債権が存在しているもののこれを履行させることが困難又は不適当であり、当該債権の放棄についてやむを得ない事情があると債権管理者が認めるとき。

（出典：郡山市債権管理マニュアル）

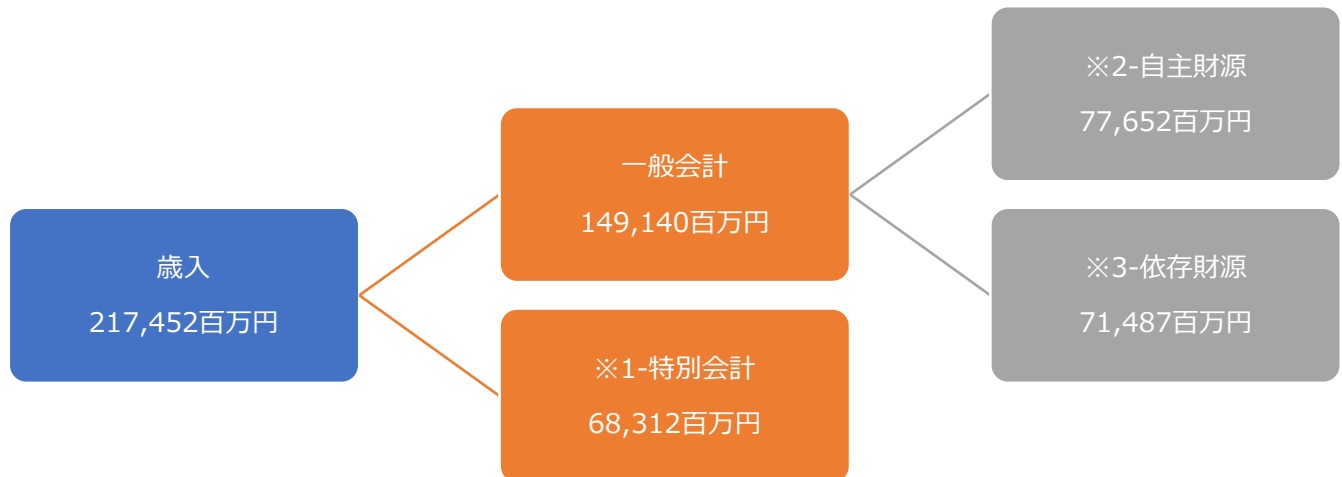
④ 不納欠損処分

不納欠損処分とは、収納がないにもかかわらず徴収事務を終了させる決算上の処分である。なお、不納欠損の処理は、法律上、債権を消滅させた上で行わなければならない。

第3章 債権の状況

1 令和5年度郡山市の歳入

令和5年度の郡山市の歳入内訳は以下のとおり。



※1-特別会計とは、特定の歳入と特定の歳出を一般会計と区分して経理することにより、特定の事業や資金運用の状況を明確化するものであり、基本理念としては以下の事項が規定されている。

- (1) 経済社会情勢の変化に的確に対応しつつ、最も効果的・効率的に事務・事業を実施。
- (2) 区分経理の必要性を不断に見直し、存続の必要性が無い場合は一般会計へ統合するとともに、特別会計の歳出の財源となる租税収入についても一般会計へ計上し、市全体の財政状況の総覧性を確保。
- (3) 特別会計における区分経理が必要な場合においても、経理の区分の在り方について不断に見直し。
- (4) 必要以上の資産を保有しないよう、剰余金の適切な処理等の措置。
- (5) 財務に関する情報を広く市民に公開。

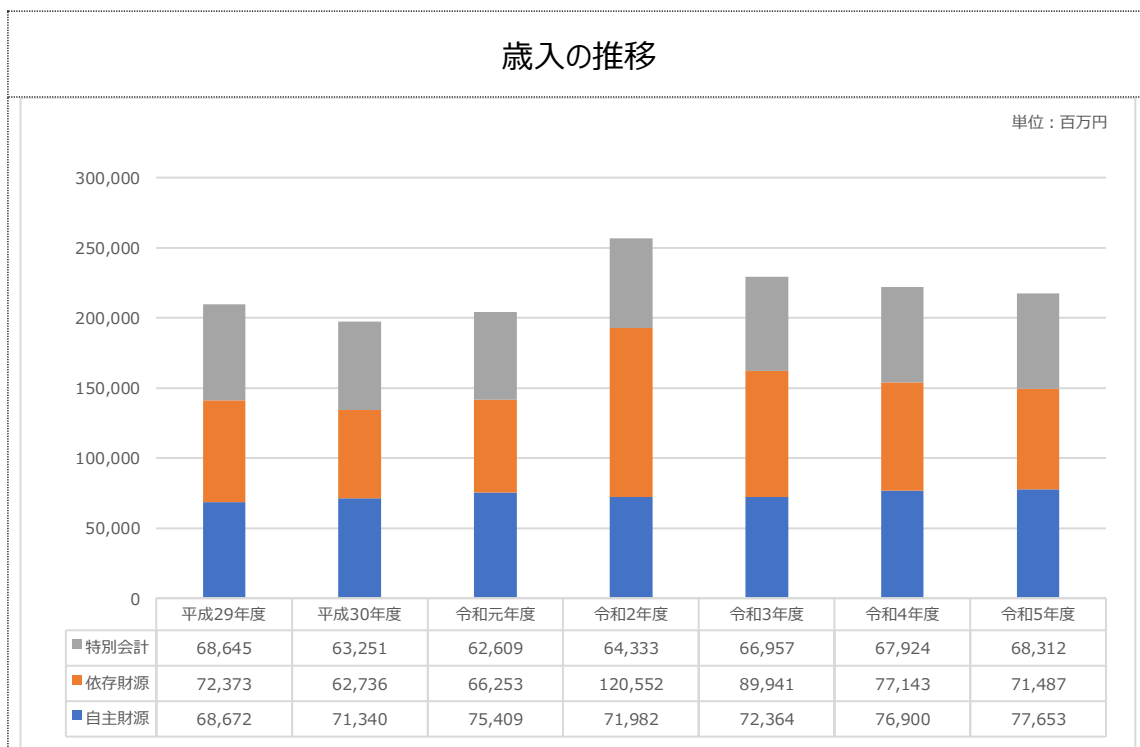
(出典：財務省ウェブサイト ([特別会計：財務省 \(mof.go.jp\)](https://mof.go.jp)) PDL1.0 ([公共データ利用規約 \(第1.0版\)](https://digital.go.jp) | [デジタル庁 \(digital.go.jp\)](https://digital.go.jp))

※2-自主財源とは、自主的に収入しうる財源。

※3-依存財源とは、国(県)の決定により交付されたり、割り当てられたりする収入。

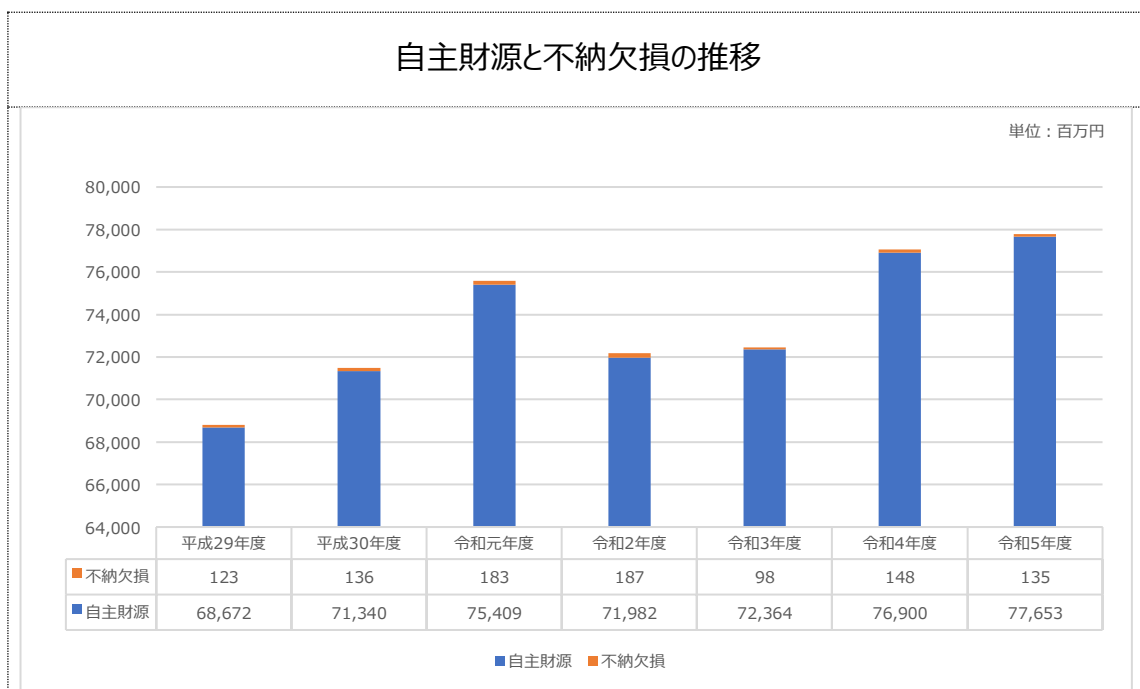
2 直近 7 年間の歳入の推移

直近7年間の郡山市の歳入内訳は以下のとおり。

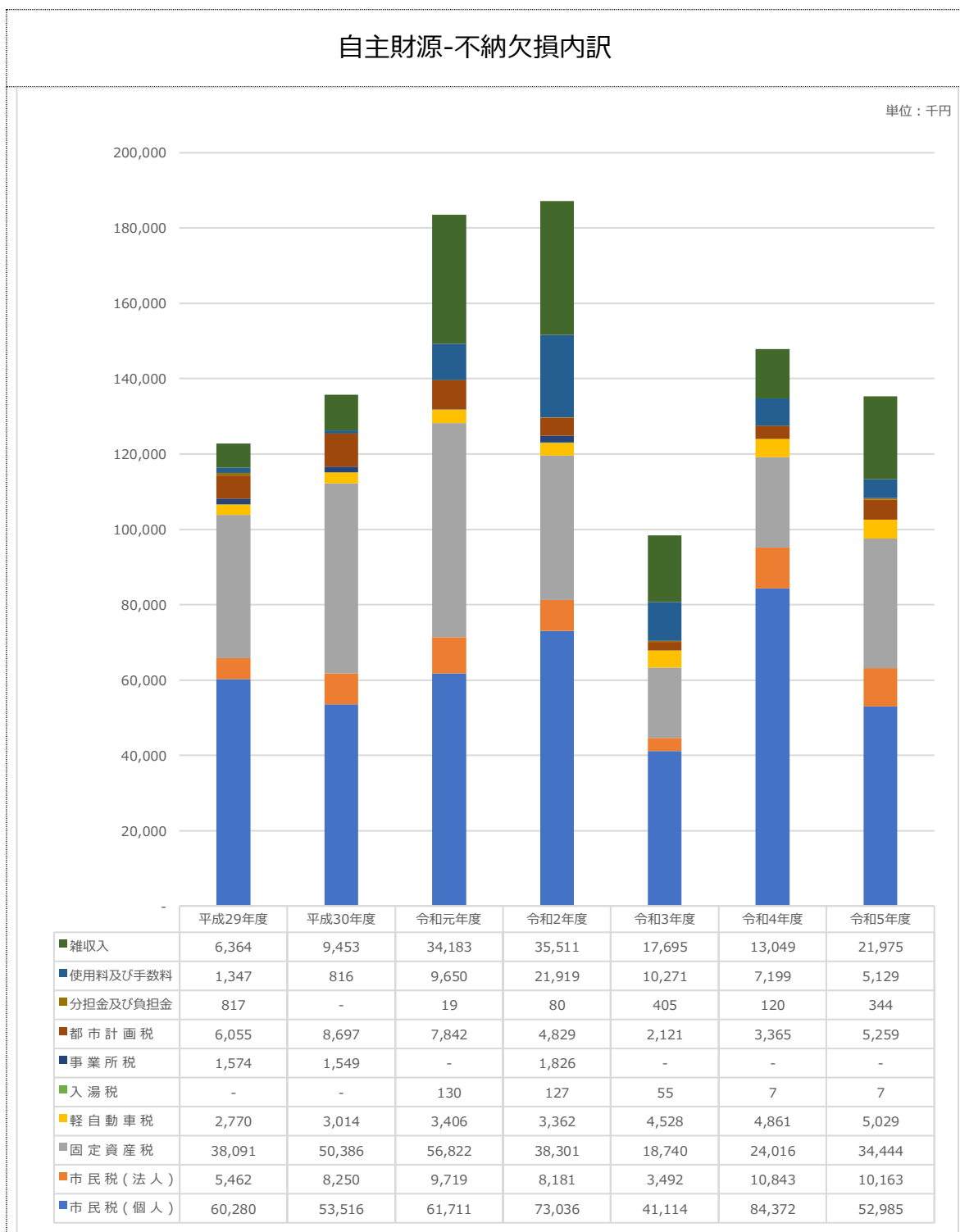


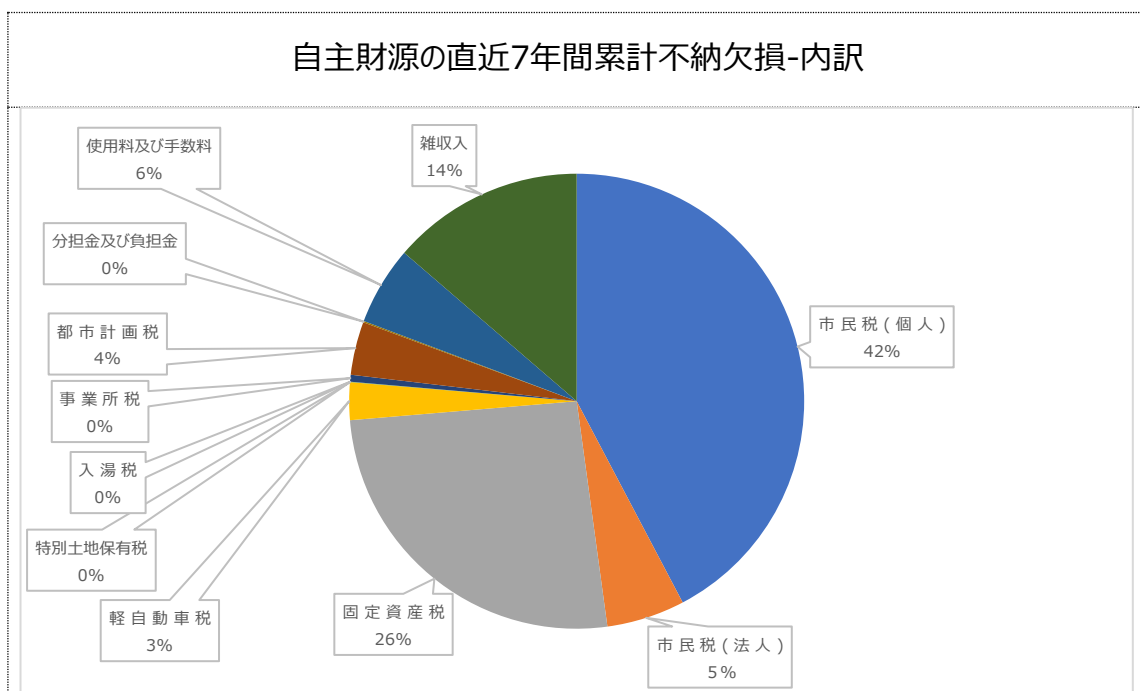
3 直近 7 年間の自主財源の不納欠損推移

- (1) 直近7年間の自主財源の不納欠損推移は以下のとおり。比率としては小さいが、毎年度1億円を超える不納欠損が発生している。



(2) 直近7年間の自主財源の不納欠損の内訳推移は以下のとおり。





4 依存財源の不納欠損について

依存財源については不納欠損が発生していないことから、今般の監査において対象債権はない。

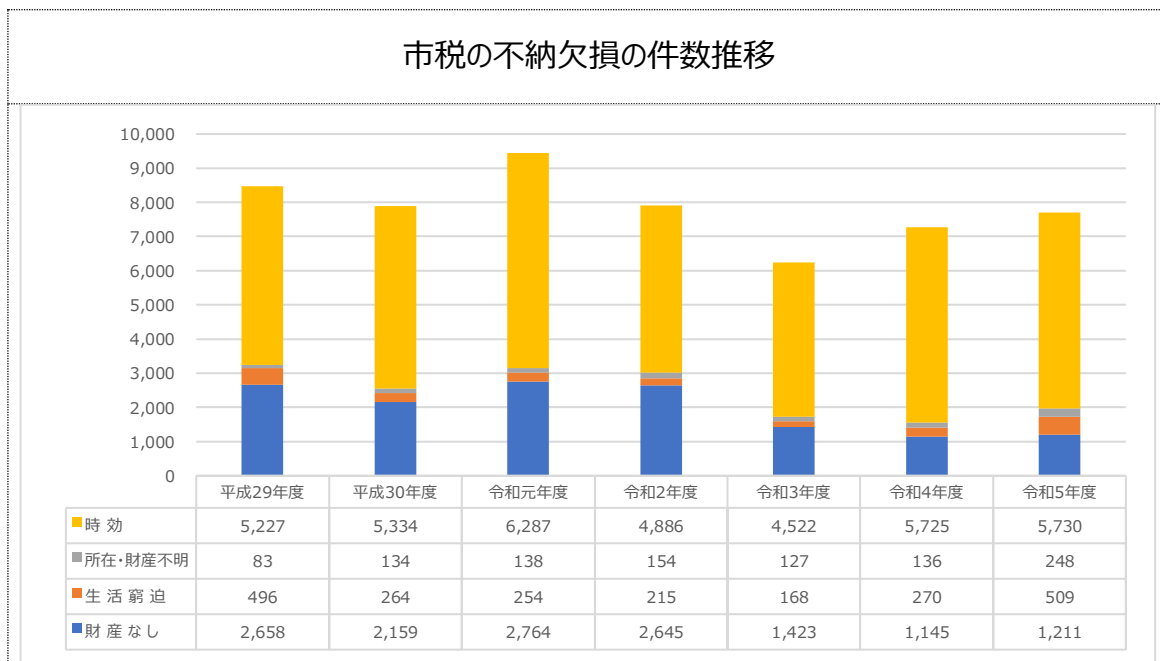
5 特別会計の不納欠損について

特別会計についても不納欠損が発生しているものの、特定の事業や資金運用の状況を明確化するのであり、今般の監査目的とは外れる内容になることから対象外とする。

第4章 監査対象の選定

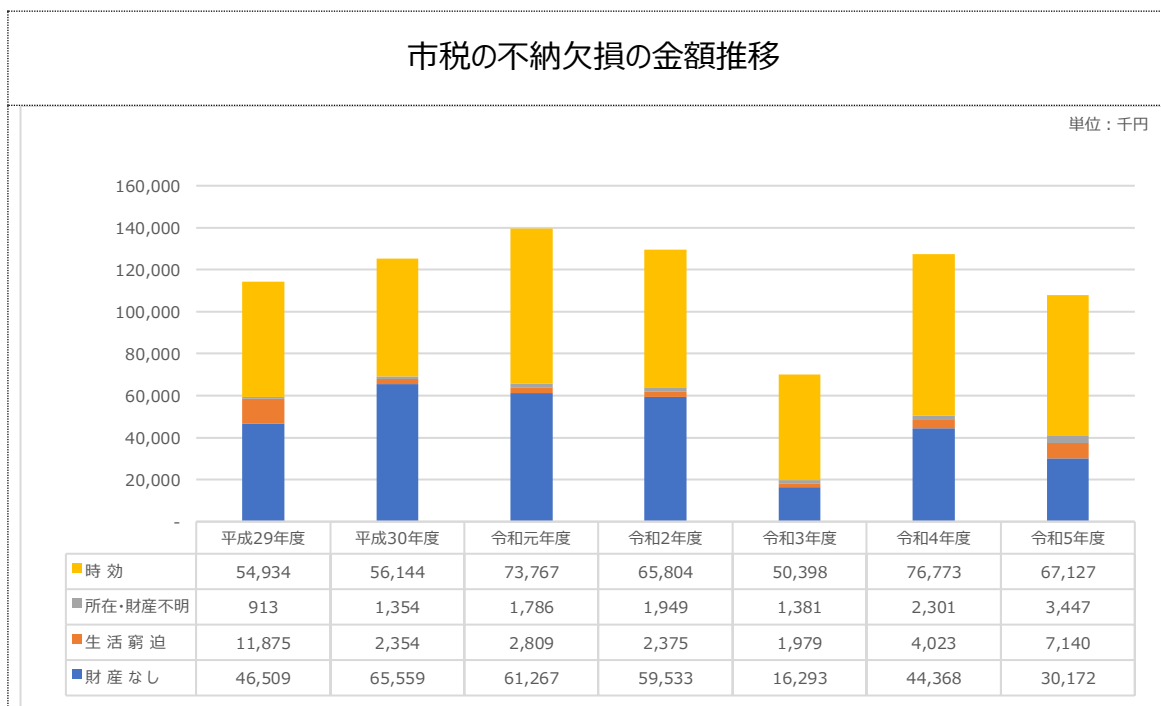
1 直近7年間の不納欠損の件数推移

直近7年間の市税の不納欠損の件数推移は以下のとおり。



2 直近7年間の不納欠損の金額推移

直近7年間の市税の不納欠損の金額推移は以下のとおり。



3 令和5年度の不納欠損の対象者数

令和5年度の自主財源の不納欠損の対象者は以下のとおり。前頁までの不納欠損件数に対し、下記の対象者数が少なくなることから1人で数件の不納欠損処理の対象になっている者が多くいることがわかる。

税目対象者数	(単位：人数)
市県民税	968
法人市民税	43
固定資産税	520
軽自動車税（種別割）	439
入湯税	1
都市計画税	224
計	2,195

科目対象者数	(単位：人数)
分担金及び負担金	5
使用料及び手数料	9
雑収入	63
計	77

不納欠損処理に至るには、債権の発生から始まり、滞納、その後の督促、催告、分納計画、財産調査等々の分岐点があり、当該不納欠損処理に至るまでの期間は長いこと、また通常は至らないことから、不納欠損の対象者となるまでには一つではなく複数の税等について、滞納が順次発生することによるものと推察される。

租税等の債権回収は、公平に行うべきであることが第一であるものの、本来、各種セーフティネットから漏れた社会保障の対象者を発見する最後の局面である点を踏まえ、慎重に対応を続けて欲しいと考える。

個別案件毎の対応を求められる現場の市担当者は、非常に重荷を感じる業務だと考えられるが、当該業務により救われる命もある点を理解し、やりがいとして頂ければと思う。

4 抽出件数について

ここまでの不納欠損金額及び不納欠損件数、実際の対象人数の把握を踏まえて今般のサンプル抽出は以下のとおりとした。

名称	金額（単位:円）	比率	抽出件数
市県民税	52,984,902	39.2%	20
法人市民税	10,162,754	7.5%	4
固定資産税	34,443,568	25.4%	13
軽自動車税（種別割）	5,028,939	3.7%	1
入湯税	6,600	0.0%	0
都市計画税	5,259,249	3.9%	2
計	107,886,012	79.7%	40
分担金及び負担金	344,000	0.3%	0
使用料及び手数料	5,128,551	3.8%	2
雑収入	21,974,575	16.2%	8
計	27,447,126	20.3%	10

当該50件のサンプル数で金額的カバー率を高めることを目的として各税目等の内、金額を基準に選定した。

実際の選択においては、同一人物で複数の税目等にて不納欠損処理に至った者もいることから、上記の件数とは一致しないものの、金額的なカバー率としては以下のとおりとなった。

名称	金額（単位：円）	金額（単位：円）	比率
市県民税	52,984,902	14,419,928	13.4%
法人市民税	10,162,754		
固定資産税	34,443,568		
軽自動車税（種別割）	5,028,939		
入湯税	6,600		
都市計画税	5,259,249	14,419,928	13.4%
計	107,886,012		
分担金及び負担金	344,000	10,829,568	39.5%
使用料及び手数料	5,128,551		
雑収入	21,974,575		
計	27,447,126	10,829,568	39.5%
総計	135,333,138	25,249,496	18.7%

上記を以って必要十分なサンプル抽出が出来ているものと判断した。

第5章 各論

1 監査の視点

基本的には、日本国内における少子高齢化により、今後、人的リソースが不足していくことを踏まえ、今後の市職員の業務量の削減を目指すことを前提に監査を行うこととした。

業務量の削減方法としては、(1)業務プロセスの見直し、(2)自動化ツールの導入、(3)業務分担の見直し、(4)アウトソーシングの利用を念頭に以下の項目について監査を実施した。

(1) 業務プロセスの見直し

プロセス上の選択肢を確認した上で、選択肢を選ぶ経緯を確認した。これについては、担当者の判断による点が複数発見されたため、今後、基準の設定による業務の効率化を意見とした。

(2) 自動化ツールの導入

債権については、多くの事柄がシステム管理されていることを確認した。これについては、システム入力時のチェックが最重要であるものと理解している。

(3) 業務分担の見直し

法律遵守の上での作業である点を踏まえ、最終的には収納課で最終処理している事例が多く、良い体制であると理解している。

(4) アウトソーシングの利用

これについては、公租公課である点を踏まえ、検討はしなかった。

2 監査結果を踏まえた全般的な事項

(1) 業務プロセスの見直し

債権管理は個別事案であり、債務者ごとに個別の課題を複数抱えているものとする。市役所の各担当部署、各担当者は、この複雑に絡んだ個別の課題に債権者として適時適切に法を遵守しながら対応を図らなければならない。

この点、対応の基準を明確化することで、各担当者の負担の軽減が図れるものとする。

今般、意見として記載した内容は外部に発信する必要性はないものの、今後の債権管理において一定の基準を作ることを意図している。

郡山市における、業務上、各担当者が個別に判断しなければならないことによる事務負担が軽減することを期待している。

具体的には、自主財源の債権管理を行う上では、『財産調査項目チェック表』が利用されているが、

財産調査項目チェック表		実施基準
預貯金	金融機関市内全店	個別に判断
	メガバンク	個別に判断
	ゆうちょ	個別に判断
	ネットバンク	個別に判断
生命保険		個別に判断
互助会		個別に判断
給与・年金		個別に判断
賃料等		個別に判断
自動車等の動産		個別に判断
株式		個別に判断

不動産		個別に判断
実態調査		個別に判断

以上のようになっている。

当該チェックの対象になる債務者に対しては、金額的基準及び滞納期間基準など、画一的な基準を設けて対応を定めておくことで、作業内容の軽減を図るべきと考える。

同様に、外部に確認する作業が必要な場合については、外部の照会受入れ件数の上限などがあることを踏まえながら、計画的に同一債務者については、同一日付で行えるよう手続きのフローを検討するべきと考える。

(2) 自動化ツールの導入

既に債権管理はシステムが導入され、処理されていることを確認した。しかし、システムの根幹にある入力時のデータについて、いくつか誤入力が発見された。日々多くのデータ入力作業を行う市担当者において、当該誤入力は避けたいものと考えている。また、作業量を軽減しても入力自体は人間が行う作業である以上、間違いは必ず起きるものと考えている。

この点、今後、システムに入力チェック機能をつける、担当課において二重確認を行う等が現実的な対策になると考える。

(3) 業務分担の見直し

上記のような業務プロセスの見直しを今後行う際は、業務分担の見直しも必要と考える。

具体的には、金額的基準及び滞納期間基準等を毎年度検討見直しし、担当課の人員数から、優先的に対応を進める債務者を管理する担当者、そして、実際に債務者との折衝を行う担当者のような分担になることを期待する。

また、債権管理は法の遵守の必要性があるため、一定の知識を必要とすることから、サンプル抽出した3-1や3-11記載の指摘の特殊事例にも答えられる担当者がある状況に出来れば、より一層望ましい。

3 市税等

監査結果要約

NO	種類	内容	掲載頁
3-1	意見	破産手続き廃止以後、遅滞なく滞納処分の停止処理を実施することで管理すべき債権が減少し、市担当者の業務逡減を図るべきと考える。	52 頁
3-3	指摘	国内転出の確認の日付に齟齬がある。財産調査項目チェック表の実態調査等の調査日が令和 2 年 1 月 5 日となっているが、本来は令和 3 年 1 月 5 日である。	60 頁
3-4	意見	本件は高額滞納者の滞納処分など優先度の高い案件を重点的に対応したため執行停止処理をせず 5 年が経過し、地方税法第 18 条による 5 年の消滅時効により不納欠損処理となっている。 しかし、優先度が高いかどうかの判断基準が不明であり、担当者個々人の判断に委ねられることは妥当ではなく、優先度の判断基準を決めておくことを検討するべきである。 また、執行停止処理をしない場合その理由も記載しておくべきと考える。	63 頁
3-11	指摘	財産調査において、不動産について、該当者所有土地は「子及び子の妻共有名義の家屋に係る借入金の抵当権設定あり、私債権に劣後」と記載されているが、滞納整理の経過記録簿である記事一覧表によると、当該家屋は「H31.1 築」とされており、抵当権設定以前の納期限分については劣後しない。 担当課への質問の結果、登記簿より抵当権設定は平成 31 年 1 月 29 日であり、抵当権設定前の法定納期限等分については税が優先するため、錯誤との回答を得た。記事一覧表の記載も含めて、財産調査の内容を適切に検証し、適切な処理が必要である。	103 頁
3-19	指摘	不納欠損事由や不納欠損額を記した調書である欠損処理調書の滞納者の状況調査の該当事由に、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとし、調査結果として、「生活困窮世帯（借家）」と記載されているが、正しくは「生活困窮世帯（持家）」であ	145 頁

		る。当該資料は欠損処理を実施した根拠となる資料であり、また、固定資産税の欠損処理調書において借家であることは通常考えられない。 二重チェックなどを行い、ミス防止に努めるべきである。	
--	--	---	--

監査対象の債権の監査結果は、次のページ以降のとおりである。

なお、事例ごとに以下の項目を記載している。

項目名	説明
欠損処理調書の宛名番号	宛名番号は個人を特定するものであるため、入手した順番を記載している。
欠損処理調書の日付	欠損処理を実施した日付を記載している。
滞納処分の停止の要件	法令に沿って対応しているかを確認し、該当法令を記載している。
不納欠損の該当条項	法令に沿って対応しているかを確認し、該当法令を記載している。
賦課決定	欠損金額と納期限を記載している。
督促、催告の状況	支払期限を過ぎた対象者に対して、支払うよう促す通知が 20 日以内に行われたかを記載している。
財産調査	対象者について換価可能な資産がないかの確認内容を記載している。
督促、催告の 適時性・適切性	督促、催告が郡山市債権管理マニュアルに沿ったものであるかを記載している。
不納欠損処理の妥当性	不納欠損処理が郡山市債権管理マニュアルに沿って妥当であることを記載している。
不納欠損処理の適時性	不納欠損処理が郡山市債権管理マニュアルに沿って適時であることを記載している。
その他の法令順守状況	その他法令を順守しているかを記載している。
指摘事項	監査において発見された法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等を記載している。
意見	監査において発見された法令等違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項を記載している。

【3-1】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-1
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 5 項 滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 31 年度市県民税（特別徴収） 期限：令和 2 年 6 月 10 日 金額：31,975 円

対象：平成 31 年度法人市民税 期限：令和 2 年 8 月 31 日 金額：45,800 円
対象：令和 2 年度市県民税（特別徴収） 期限：令和 2 年 7 月 10 日 金額：6,200 円
合計 83,975 円
【督促、催告の状況】
一部督促状に納期限より 20 日以上経過して発送したものがある（最長 37 日経過）。
【財産調査】
『滞納処分停止決裁書』より、 令和 2 年 9 月 14 日に破産手続開始通知書を破産管財人より受領。 令和 3 年 11 月 9 日に破産手続廃止。 『滞納処分停止決裁書』は令和 5 年 12 月 26 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
市県民税（特別徴収）に係る督促状について、納期限から 20 日を超えて発送している理由として、郡山市に聴取したところ、①当該税目は従業員の退職等により税額更正が起こるが、届出書の提出が月末になることが多く、当該届出に基づく税額更正の反映が翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作

成しているため、②税目の性質上市外企業からの納付も多く、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためとのこと（最長納期限から 37 日経過）。市町村民税に係る督促については、地方税法第 329 条の規定により「納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない」とされているが、当該規定は「訓示規定と解すべき」との裁判例（徳地判昭 30 年 12 月 27 日）があり特に問題はない。
【不納欠損処理の妥当性】
破産手続き廃止が行われた先であり、同時廃止ではないものの、異時廃止であるかは未確認であるが、財産がないことは明確であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
令和 3 年 11 月 9 日に破産手続き廃止、滞納処分停止が令和 5 年 12 月 26 日であり、その後令和 6 年 3 月 31 日に欠損処理実施。破産手続き廃止から滞納処分停止まで約 2 年が経過しており、適時性には疑問が残る。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
破産手続き廃止以後、遅滞なく滞納処分の停止処理を実施することで管理すべき債権が減少し、市担当者の業務逡減を図るべきと考える。

【3-2-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-2
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 30 年度市県民税（普通徴収） 期限：平成 30 年 7 月 2 日 金額：18,700 円 対象：平成 30 年度市県民税（普通徴収） 期限：平成 30 年 8 月 31 日

金額：15,000 円
対象：平成 30 年度市県民税（普通徴収）
期限：平成 30 年 10 月 31 日
金額：15,000 円
合計 48,700 円
【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送。令和元年 8 月 28 日に生活保護開始のためそれ以降、催告書の発送は実施していない。
【財産調査】
令和元年 8 月 28 日に生活保護開始。 令和 2 年 9 月 18 日より預金調査開始。 『執行停止伺書』は令和 3 年 2 月 10 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
生活保護受給者であり、その後財産調査を実施しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
納期限が平成 30 年 7 月 2 日から平成 30 年 10 月 31 日までの債権であり、令和 5 年 10 月 31 日で 5 年経過している。処理は地方税法第 15 条の 7 第 5 項案件と同時に令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理を行い、システム上同時処理にしているとのことで、法律上消滅は確定しているとのこと。

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-2-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-2
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 30 年度市県民税（普通徴収） 期限：平成 31 年 1 月 31 日 金額：15,000 円 合計 15,000 円
【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。令和元年 8 月 28 日に生活保護開始のためそれ以降、催告書の発送は実施していない。
【財産調査】
令和元年 8 月 28 日に生活保護開始。
令和 2 年 9 月 18 日より預金調査開始。
『執行停止伺書』は令和 3 年 2 月 10 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
生活保護受給者であり、その後財産調査を実施しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
納付期限が平成 31 年 1 月 31 日の債権であり、執行停止が令和 3 年 2 月 10 日。令和 6 年 2 月 10 日で 3 年経過しており、令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-3】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-3
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：令和 2 年度市県民税（普通徴収） 期限：令和 2 年 8 月 31 日 金額：39,700 円 対象：令和 2 年度市県民税（普通徴収） 期限：令和 2 年 11 月 2 日 金額：39,000 円

対象：令和 2 年度市県民税（普通徴収） 期限：令和 3 年 2 月 1 日 金額：39,000 円 合計 117,700 円
【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送（滞納明細書より）。
【財産調査】
令和 2 年 11 月 5 日より預金調査開始。 令和 3 年 1 月 5 日の調査で国外転出確認。 『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 7 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
国外転出しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
国外転出判明が令和 3 年 1 月 5 日で、執行停止伺は令和 3 年 2 月 10 日、その後令和 6 年 3 月 31 日に欠損処理手続き実施。執行停止から約 3 年で欠損手続きを実施しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
国内転出の確認の日付に齟齬がある。財産調査項目チェック表の実態調査等の調査日が令和２年１月５日となっているが、本来は令和３年１月５日である。
【意見】
特になし

【3-4】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-4
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
該当なし
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 29 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 3 月 12 日 金額：8,000 円 対象：平成 29 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 4 月 10 日

金額：8,000 円

対象：平成 29 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 5 月 10 日

金額：8,000 円

対象：平成 29 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 6 月 11 日

金額：8,000 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 7 月 10 日

金額：7,200 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 8 月 10 日

金額：6,800 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 9 月 10 日

金額：6,800 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 10 月 10 日 金額：6,800 円
対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 11 月 12 日 金額：6,800 円
合計 66,400 円
【督促、催告の状況】
納期限より 20 日以上経過して督促状を発送している（最長 38 日経過）。
【財産調査】
平成 29 年 1 月より預金調査開始しているが、執行停止伺書は作成されておらず、財産調査票は作成されていない。滞納明細書及び財産調査票は執行停止伺書に付随する書類である。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
市県民税（特別徴収）に係る督促状について、納期限から 20 日を超えて発送している理由として、郡山市に聴取したところ、①当該税目は従業員の退職等により税額更正が起こるが、届出書の提出が月末になることが多く、当該届出に基づく税額更正の反映が翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作成しているため、②税目の性質上市外企業からの納付も多く、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためとのこと（最

長納期限から 38 日経過)。市町村民税に係る督促については、地方税法第 329 条の規定により「納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない」とされているが、当該規定は「訓示規定と解すべき」との裁判例（徳地判昭 30 年 12 月 27 日）があり特に問題はない。
【不納欠損処理の妥当性】
高額滞納者の滞納処分など優先度の高い案件を重点的に対応したため『執行停止伺書』は作成されていなかった。滞納から 5 年経過したことにより時効による不納欠損処理をしており問題ない。
【不納欠損処理の適時性】
当初滞納発生が平成 30 年 3 月であり 5 年時効による不納欠損処理は令和 6 年 3 月 31 日であり問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
本件は高額滞納者の滞納処分など優先度の高い案件を重点的に対応したため執行停止処理をせず 5 年が経過し、地方税法第 18 条による 5 年の消滅時効により不納欠損処理となっている。しかし、優先度が高いかどうかの判断基準が不明であり、担当者個々人の判断に委ねられることは妥当ではなく、優先度の判断基準を決めておくことを検討すべきである。また、執行停止処理をしない場合その理由も記載しておくべきと考える。

【3-5-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-5
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H29	国民健康保険税	9	H30.4.2	2,000	要す	2,000
H30	市県民税（普通徴収）	1	H30.7.2	7,500	要す	7,500
		2	H30.8.31	4,000	要す	4,000
		3	H30.10.31	4,000	要す	4,000
H30	軽自動車税（種別割）	1	H30.5.31	7,200	要す	7,200
H30	国民健康保険税	1	H30.5.31	11,800	要す	11,800
		2	H30.8.31	5,000	要す	5,000
		3	H30.10.1	5,000	要す	5,000
		4	H30.10.31	5,000	要す	5,000
	滞納処分費			0		0

合計	51,500	0	51,500
【督促、催告の状況】			
納期限から 20 日以内に督促状を発送。令和 2 年 9 月 3 日に生活保護開始のためそれ以降、催告書の発送は実施していない。			
【財産調査】			
令和 2 年 9 月 3 日より生活保護受給中。軽自動車は廃車済み。			
『執行停止何書』は令和 2 年 12 月 14 日。			

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
生活保護受給者であり、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
納期限が平成 30 年 10 月 31 日までの債権であり、令和 5 年 10 月 31 日で 5 年経過している。処理は地方税第 15 条の 7 第 5 項案件と同時に令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理を行い、システム上同時処理にしているとのことで、法律上消滅は確定しているとのこと。滞納明細書に納期限が平成 29 年 5 月 31 日の軽自動車税 7,200 円と記載があり、当該欠損処理調書の明細には記載がないが、これは前年度の欠損処理済みとのことと問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-5-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-5
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H30	市県民税（普通徴収）	4	H31.1.31	4,000	要す	4,000
H30	国民健康保険税	5	H30.11.30	5,000	要す	5,000
		6	H31.1.4	5,000	要す	5,000
		7	H31.1.31	5,000	要す	5,000
		8	H31.2.28	5,000	要す	5,000
		9	H31.4.1	5,000	要す	5,000
H31	軽自動車税（種別割）	1	R1.5.31	7,200	要す	7,200
H31	国民健康保険税	1	R1.7.31	3,100	要す	3,100
		2	R1.9.2	2,000	要す	2,000
		3	R1.9.30	2,000	要す	2,000
		4	R2.1.6	2,000	要す	2,000
		5	R2.1.6	2,000	要す	2,000

		6	R2.1.6	2,000	要す	2,000
		7	R2.1.31	2,000	要す	2,000
		8	R2.3.2	2,000	要す	2,000
		9	R2.3.31	2,000	要す	2,000
R2	軽自動車税（種別割）	1	R2.6.1	7,200	要す	7,200
R2	国民健康保険税	1	R2.7.31	3,100	要す	3,100
		2	R2.8.31	2,000	要す	2,000
		3	R2.9.30	2,000	要す	2,000
		4	R2.11.2	700	要す	700
	滞納処分費			0		0
合計				70,300	0	70,300

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。令和 2 年 9 月 3 日に生活保護開始のためそれ以降、催告書の発送は実施していない。

【財産調査】

令和 2 年 9 月 3 日に生活保護開始。

令和 2 年 2 月 4 日より預金調査開始。

『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 14 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】

納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。

【不納欠損処理の妥当性】

生活保護受給者であり、その後財産調査を実施しており妥当なものとする。

【不納欠損処理の適時性】

納期限が令和 2 年 11 月 2 日までの債権であり、執行停止が令和 2 年 12 月 14 日。令和 5 年 12 月 14 日で 3 年経過しており、令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-6-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-6
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 29 年度固定資産税 期限：平成 30 年 1 月 4 日 金額：6,000 円
【督促、催告の状況】
平成 30 年 1 月 24 日に督促状発送。

その後、平成 30 年 2 月 14 日から令和 5 年 6 月 30 日まで計 14 回の催告書発送。 そのうち、平成 31 年 2 月、令和 3 年 11 月、令和 4 年 12 月および令和 5 年 7 月に催告書の返戻あり。 その後、財産調査等を実施。 『滞納処分停止決裁書』は令和 5 年 12 月 15 日。
【財産調査】
令和 5 年 7 月 20 日に預金調査。 令和 5 年 9 月 1 日に滞納法人が所在する自治体宛に文書にて実態調査（法人登録、不動産、滞納）。 令和 5 年 10 月 6 日に商業登記簿請求。 令和 5 年 12 月 14 日に滞納法人が所在する自治体宛に電話にて実態調査（法人登録、不動産、滞納）。 納付資力ないことを確認。 『滞納処分停止決裁書』は令和 5 年 12 月 15 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限後 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。 その後も定期的に催促書を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
個人資産および代表をしていた法人について財産のないことを確認しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
対象債権の納期限は平成 30 年 1 月 4 日であり時効となる 5 年経過時期は令和 5 年 1 月 5 日となるが、欠損処理としたのは 1 年以上先の令和 6 年 3 月であった。これ

について理由を確認したところ、当該債権について令和 4 年 12 月に催告書を発送しており、令和 5 年 6 月 2 日まで時効完成が猶予されたため令和 5 年度の欠損処理としたとのこと。以上より、令和 6 年 3 月の欠損処理について、適時性に問題はないと考える。

【その他の法令順守状況】

特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】

特になし

【意見】

特になし

【3-6-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-6
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 5 項 滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 30 年度固定資産税 第 1 期 期限：平成 30 年 5 月 31 日 金額：12,500 円 対象：平成 30 年度固定資産税 第 2 期

期限：平成 30 年 7 月 31 日

金額：9,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 3 期

期限：平成 30 年 10 月 1 日

金額：9,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 4 期

期限：平成 31 年 1 月 4 日

金額：9,000 円

合計：39,500 円

【督促、催告の状況】

平成 30 年 6 月 20 日をはじめ債権ごとに納期限後 20 日以内に督促状発送。

その後、平成 30 年 2 月 14 日から令和 5 年 6 月 30 日まで計 14 回の催告書発送。

そのうち、平成 31 年 2 月、令和 3 年 11 月、令和 4 年 12 月および令和 5 年 7 月に催告書の返戻あり。

その後、財産調査等を実施。

『滞納処分停止決裁書』は令和 5 年 12 月 15 日。

【財産調査】

令和 5 年 7 月 20 日に預金調査。

令和 5 年 9 月 1 日に滞納法人が所在する自治体宛に文書にて実態調査（法人登録、不動産、滞納）。

令和 5 年 10 月 6 日に商業登記簿請求。

令和 5 年 12 月 14 日に滞納法人が所在する自治体宛に電話にて実態調査（法人登録、不動産、滞納）。

納付資力ないことを確認。

『滞納処分停止決裁書』は令和 5 年 12 月 15 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限後 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。 その後も定期的に催促書を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
個人資産および代表をしていた法人について財産のないことを確認しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
令和 5 年 7 月から財産調査を開始、令和 5 年 12 月に無財産が判明し即時消滅の滞納処分停止決裁、令和 6 年 3 月の欠損処理であり、適時性に問題はないと考える。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-7-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-7
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 30 年度市県民税 第 3 期 期限：平成 30 年 10 月 31 日 金額：13,000 円 対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 2 期 期限：平成 30 年 8 月 31 日

金額：6,400 円 対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 3 期 期限：平成 30 年 10 月 1 日 金額：8,000 円 対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 4 期 期限：平成 30 年 10 月 31 日 金額：8,000 円 合計：35,400 円
【督促、催告の状況】
平成 30 年 11 月 20 日に督促状発送。 平成 31 年 2 月から令和元年 12 月まで生活保護受給。 令和 2 年 2 月 12 日、令和 2 年 6 月 24 日に催告書発送。 その前後に財産調査等を実施。 『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 24 日。
【財産調査】
令和元年 8 月 16 日に互助会契約調査。 令和元年 9 月 11 日に生命保険調査。 令和 2 年 7 月 3 日に預金調査（電子照会）。 令和 2 年 9 月 10 日に預金調査（市内全店）。 令和 2 年 9 月 16 日に預金調査（メガバンク）。 令和 2 年 10 月 1 日に預金調査（ゆうちょ）。

滞納解消につながる換価価値のある財産ないことを確認。

『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 24 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限後 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
財産のないことを確認しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
対象債権のうち最遅の納期限が平成 30 年 10 月 31 日であることから、時効により消滅するのは令和 5 年 11 月 1 日であり令和 6 年 3 月の欠損処理で特に問題はない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-7-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-7
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 30 年度市県民税 第 4 期 期限：平成 31 年 1 月 31 日 金額：16,000 円 対象：平成 31 年度市県民税 第 1 期 期限：令和元年 7 月 1 日 金額：7,200 円

対象：平成 31 年度市県民税 第 2 期

期限：令和元年 9 月 2 日

金額：11,000 円

対象：平成 31 年度市県民税 第 3 期

期限：令和 2 年 1 月 6 日

金額：11,000 円

対象：平成 31 年度市県民税 第 4 期

期限：令和 2 年 1 月 31 日

金額：11,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 5 期

期限：平成 30 年 11 月 30 日

金額：8,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 6 期

期限：平成 31 年 1 月 4 日

金額：8,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 7 期

期限：平成 31 年 1 月 31 日

金額：8,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 8 期 期限：平成 31 年 2 月 28 日 金額：3,100 円 合計：83,300 円
【督促、催告の状況】 平成 31 年 2 月 20 日をはじめ債権ごとに納期限後 20 日以内に督促状発送。 平成 31 年 2 月から令和元年 12 月まで生活保護受給。 令和 2 年 2 月 12 日、令和 2 年 6 月 24 日に催告書発送。 その前後に財産調査等を実施。 『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 24 日。
【財産調査】 令和元年 8 月 16 日に互助会契約調査。 令和元年 9 月 11 日に生命保険調査。 令和 2 年 7 月 3 日に預金調査（電子照会）。 令和 2 年 9 月 10 日に預金調査（市内全店）。 令和 2 年 9 月 16 日に預金調査（メガバンク）。 令和 2 年 10 月 1 日に預金調査（ゆうちょ）。 滞納解消につながる換価価値のある財産ないことを確認。 『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 24 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限後 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
財産のないことを確認しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止が令和 2 年 12 月 24 日であることから、令和 5 年 12 月 24 日で 3 年経過しており、令和 6 年 3 月の欠損処理で特に問題はない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-8-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-8
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】

(単位：円)

年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H29	国民健康保険税	9	H30.4.2	34,000	要す	34,000
H30	固定資産財税	1	H30.5.31	10,200	要す	10,200
		2	H30.7.31	7,000	要す	7,000
		3	H30.10.1	7,000	要す	7,000
H30	軽自動車税（種別割）	1	H30.5.31	12,900	要す	12,900
H30	国民健康保険税	1	H30.7.31	3,100	要す	3,100
		2	H30.8.31	2,000	要す	2,000
		3	H30.10.1	2,000	要す	2,000
		4	H30.10.31	2,000	要す	2,000
		5	H30.11.30	2,000	要す	2,000
	滞納処分費			0		0
合計				82,200	0	82,200

【督促、催告の状況】

債権ごとに納期限後 20 日以内に督促状発送。

平成 30 年 12 月 5 日をはじめ計 5 回の催告書発送。

その前後に財産調査等を実施。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 22 日。

【財産調査】

平成 29 年 12 月 14 日に預金調査（ゆうちょ）。

平成 30 年 1 月 23 日に預金調査（メガバンク）。

平成 30 年 2 月 1 日に互助会契約調査。

平成 30 年 2 月 19 日に生命保険調査。

平成 30 年 3 月 20 日にネットバンク調査。

令和 2 年 1 月 24 日に預金調査（市内全店）。

令和 2 年 8 月 4 日に預金調査（電子照会）。

価値のある財産がないことを確認。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 22 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限後 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
財産のないことを確認しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
対象債権のうち最遅の納期限が平成 30 年 11 月 30 日であることから、時効により消滅するのは令和 5 年 12 月 1 日であり令和 6 年 3 月の欠損処理で特に問題はない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-8-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-8
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より 対象：平成 30 年度固定資産税 第 4 期 期限：平成 31 年 1 月 4 日 金額：7,000 円 対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 6 期 期限：平成 31 年 1 月 4 日 金額：2,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 7 期

期限：平成 31 年 1 月 31 日

金額：2,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 8 期

期限：平成 31 年 2 月 28 日

金額：2,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税 第 9 期

期限：平成 31 年 4 月 1 日

金額：2,000 円

対象：平成 31 年度固定資産税 第 1 期

期限：令和元年 5 月 31 日

金額：10,400 円

対象：平成 31 年度固定資産税 第 2 期

期限：令和元年 7 月 31 日

金額：7,000 円

対象：平成 31 年度固定資産税 第 3 期

期限：令和元年 9 月 30 日

金額：7,000 円

対象：平成 31 年度固定資産税 第 4 期

期限：令和 2 年 1 月 6 日

金額：2,900 円

対象：平成 31 年度軽自動車税 第 1 期

期限：令和元年 5 月 31 日

金額：12,900 円

対象：平成 31 年度国民健康保険税 第 1 期

期限：令和元年 7 月 31 日

金額：3,100 円

対象：平成 31 年度国民健康保険税 第 2 期

期限：令和元年 9 月 2 日

金額：2,000 円

対象：平成 31 年度国民健康保険税 第 3 期

期限：令和元年 9 月 30 日

金額：2,000 円

対象：令和 2 年度固定資産税 第 1 期

期限：令和 2 年 6 月 1 日

金額：10,400 円

対象：令和 2 年度軽自動車税 第 1 期 期限：令和 2 年 6 月 1 日 金額：12,900 円 対象：令和 2 年度国民健康保険税 第 1 期 期限：令和 2 年 7 月 31 日 金額：8,200 円 対象：令和 2 年度国民健康保険税 第 2 期 期限：令和 2 年 8 月 31 日 金額：1,300 円 合計金額：95,100 円
【督促、催告の状況】 「平成 31 年度固定資産税第 3 期」の債権に関する督促は令和元年 11 月 20 日発送。その他の債権は納期限後 20 日以内に督促状発送。 平成 30 年 12 月 5 日をはじめ計 5 回の催告書発送。 その前後に財産調査等を実施。 『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 22 日。
【財産調査】 平成 29 年 12 月 14 日に預金調査（ゆうちょ）。 平成 30 年 1 月 23 日に預金調査（メガバンク）。

平成 30 年 2 月 1 日に互助会契約調査。

平成 30 年 2 月 19 日に生命保険調査。

平成 30 年 3 月 20 日にネットバンク調査。

令和 2 年 1 月 24 日に預金調査（市内全店）。

令和 2 年 8 月 4 日に預金調査（電子照会）。

価値のある財産ないことを確認。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 22 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】

「平成 31 年度固定資産税第 3 期」の債権については督促状の発送が納期限後から 20 日を超過しており、郡山市債権管理条例施行規則第 3 条「条例第 6 条の督促状は、履行期限後 20 日以内にこれを発しなければならない。」を遵守できていない。これについて理由を確認したところ、本来督促状を発送すべき令和元年 10 月は、同月に本市に接近、通過した令和元年東日本台風の発災から間もなかったことから督促状の送付を 1 ヶ月程度延期したとの回答があった。

また、地方税法第 329 条より「納期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない」とされているが、訓示規定と解すべきとの裁判例（徳地判昭 30 年 12 月 27 日）があることから、同市としては督促状の発送が納期限後の 20 日を超えてもその効力には影響がないと解釈しているとのこと。

以上を考慮すると、督促の適時性について問題はなかったと考える。

【不納欠損処理の妥当性】

財産のないことを確認しており妥当なものとする。

【不納欠損処理の適時性】

執行停止が令和 3 年 1 月 22 日であることから、令和 6 年 1 月 23 日で 3 年経過しており、令和 6 年 3 月の欠損処理で特に問題はない。

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-9】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-9
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(地方税法第 18 条による不納欠損対象債権（単位：円）)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H30	市県民税（普通徴収）	1	H30.7.2	9,800	要す	9,800
		2	H30.8.31	8,000	要す	8,000

		3	H30.10.31	8,000	要す	8,000
H30	軽自動車税（種別割）	1	H30.5.31	12,900	要す	12,900
	滞納処分費			0		0
合計				38,700	0	38,700

（地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損対象債権（単位：円））

年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H30	市県民税（普通徴収）	4	H31.1.31	8,000	要す	8,000
H31	市県民税（普通徴収）	1	R1.7.1	8,300	要す	8,300
		2	R1.9.2	6,000	要す	6,000
		3	R2.1.6	6,000	要す	6,000
		4	R2.1.31	6,000	要す	6,000
H31	軽自動車税（種別割）	1	R1.5.31	2,000	要す	2,000
		1	R1.5.31	12,900	要す	12,900
R2	市県民税（普通徴収）	1	R2.6.30	8,300	要す	8,300
		2	R2.8.31	6,000	要す	6,000
		3	R2.11.2	6,000	要す	6,000
		4	R3.2.1	6,000	要す	6,000
R2	軽自動車税（種別割）	1	R2.6.1	2,000	要す	2,000
	滞納処分費			0		0
合計				77,500	0	77,500

（合計金額：116,200 円）

【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状発送。 催告書は平成 30 年 12 月 5 日から令和 2 年 12 月 2 日までに 6 回発送。 以下の財産調査を実施した結果、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号（滞納処分をすることのできる財産がないとき）に該当するものとして、令和 2 年 12 月 23 日付で滞納処分の停止を行っている。なお、令和 2 年度市県民税（普通徴収）第 4 期分は納期限が令和 3 年 2 月 1 日となっているが、納期限未到来であっても、調定されているものについては滞納処分停止の対象としている。
【財産調査】
預貯金について、令和元年 9 月 27 日にネット銀行、令和 2 年 7 月 10 日にメガバンク、令和 2 年 7 月 22 日にゆうちょ、令和 2 年 8 月 18 日に市内全店について調査した結果、残高僅少であった。 生命保険について令和 2 年 8 月 31 日に調査した結果、該当なし。 給与について平成 30 年 1 月 12 日に調査した結果、給与収入少額で、差押可能額ゼロ。（その後、令和 2 年 2 月 20 日にも調査） 動産については軽自動車（原動機付自転車）について令和 2 年 2 月 20 日に調査した結果、既に動かず、換価価値なし。 不動産については令和 2 年 12 月 11 日に調査した結果、該当なし。 なお、互助会、賃料等、普通自動車、株式等については未調査。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。

【不納欠損処理の妥当性】
現在給与収入あるものの、給与収入が少なく生活困窮している状態にあり、また、換価価値のある財産はないことから、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
督促期限日から５年が経過していること、または、執行停止日から３年が経過していることから、妥当なものとする。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-10】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-10
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(地方税法第 18 条による不納欠損対象債権（単位：円）)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H30	固定資産税	1	H30.5.31	15,300	要す	15,300
		2	H30.7.31	15,000	要す	15,000

		3	H30.10.1	15,000	要す	15,000
	滞納処分費			0		0
合計				45,300	0	45,300

(地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損対象債権 (単位 : 円))

年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H30	固定資産税	4	H31.1.4	15,000	要す	15,000
H31	固定資産税	1	R1.5.31	15,400	要す	15,400
		2	R1.7.31	15,000	要す	15,000
		3	R1.9.30	15,000	要す	15,000
		4	R2.1.6	15,000	要す	15,000
H31	国民健康保険税	1	R1.7.31	7,600	要す	7,600
		2	R1.9.2	1,000	要す	1,000
		3	R1.9.30	1,000	要す	1,000
		4	R2.1.6	1,000	要す	1,000
		5	R2.1.6	1,000	要す	1,000
		6	R2.1.6	1,000	要す	1,000
		7	R2.1.31	1,000	要す	1,000
		8	R2.3.2	700	要す	700
R2	固定資産税	1	R2.6.1	15,400	要す	15,400
		2	R2.7.31	15,000	要す	15,000
		3	R2.9.30	15,000	要す	15,000
	滞納処分費			0		0
合計				135,100	0	135,100

(合計金額 : 180,400 円)

【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送。 催告書は平成 30 年 12 月 5 日から令和 2 年 12 月 2 日までに 5 回発送。 以下の財産調査を実施した結果、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号（滞納処分をすることによってその生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき）に該当するものとして、令和 3 年 1 月 21 日付で滞納処分の停止を行っている。
【財産調査】
預貯金について、令和 2 年 3 月 19 日に市内全店、令和 2 年 8 月 28 日にゆうちょについて調査した結果、残高僅少。メガバンク、ネットバンクについては未調査。 不動産については令和 3 年 1 月 20 日に調査した結果、田畑 3 か所を所有しているものの、差押不適。 なお、生命保険、互助会、給与・年金、賃料等、普通自動車、株式等については未調査。 令和 3 年 1 月 20 日に本人宅に訪問し、生計実態について調査した結果、本人高齢で認知症あり。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。 なお、「平成 31 年度固定資産税第 3 期」について、納期限令和元年 9 月 30 日に対して督促状発送日が令和元年 11 月 20 日と 20 日を超えているが、納期限後に令和元年東日本台風の被害があり、督促を意図的に遅らせたものとのことであり、問題ないものとする。

【不納欠損処理の妥当性】
高齢で認知症もあり、年金収入のみで生活困窮している状態にあり、また、換価価値のある財産はないことから、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
督促期限日から５年が経過していること、または、執行停止日から３年が経過していることから、妥当なものとする。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-11】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-11
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。 地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(地方税法第 18 条による不納欠損対象債権（単位：円）)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H29	国民健康保険税	9	H30.4.2	34,000	要す	34,000
H30	固定資産税	1	H30.5.31	5,400	要す	5,400

		2	H30.7.31	4,000	要す	4,000
		3	H30.10.1	4,000	要す	4,000
H30	国民健康保険税	1	H30.7.31	25,500	要す	25,500
		2	H30.8.31	24,000	要す	24,000
		3	H30.10.1	24,000	要す	24,000
		4	H30.10.31	24,000	要す	24,000
		5	H30.10.31	24,000	要す	24,000
	滞納処分費			0		0
合計				168,900	0	168,900

(地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損対象債権 (単位 : 円))

年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H18	国民健康保険税	2	H18.8.31	0	40,700	40,700
		3	H18.10.2	0	41,200	41,200
		4	H18.10.31	0	41,800	41,800
		5	H18.11.30	0	42,300	42,300
		6	H19.1.4	0	36,600	36,600
H20	市県民税	1	H20.6.30	0	19,000	19,000
		2	H20.9.1	0	18,400	18,400
		3	H20.10.31	0	17,900	17,900
		4	H21.2.2	0	17,400	17,400
H20	国民健康保険税	8	H21.3.2	0	3,400	3,400
		9	H21.3.31	0	17,000	17,000
H21	市県民税	1	H21.6.30	0	18,400	18,400
		2	H21.8.31	0	17,600	17,600

		3	H21.11.2	0	17,100	17,100
		4	H22.2.1	0	16,300	16,300
H21	国民健康保険税	2	H21.8.31	0	17,200	17,200
		3	H21.9.30	0	18,800	18,800
		4	H21.11.2	0	18,500	18,500
		5	H21.11.30	0	18,500	18,500
		6	H22.1.4	0	18,400	18,400
		7	H22.2.1	0	18,400	18,400
		8	H22.3.1	0	18,700	18,700
		9	H22.3.31	0	18,900	18,900
H22	市県民税	1	H22.6.30	0	11,300	11,300
		2	H22.8.31	0	10,300	10,300
		3	H22.11.1	0	9,800	9,800
H22	軽自動車税	1	H22.5.31	0	1,200	1,200
H22	国民健康保険税	8	H23.2.28	0	13,400	13,400
		9	H23.5.1	0	12,600	12,600
H23	固定資産税	1	H23.8.1	0	2,700	2,700
		2	H23.9.30	0	1,500	1,500
		3	H24.1.4	0	1,300	1,300
H23	市県民税	1	H23.8.1	0	1,900	1,900
H23	国民健康保険税	1	H23.8.1	0	14,800	14,800
		2	H23.8.31	0	12,300	12,300
		3	H23.9.30	0	12,400	12,400
		4	H23.10.31	0	12,300	12,300
		5	H23.11.30	0	12,100	12,100
		6	H24.1.4	0	12,700	12,700

		7	H24.1.31	0	13,200	13,200
		8	H24.2.29	0	14,000	14,000
		9	H24.4.2	0	14,200	14,200
H24	固定資産税	1	H24.7.31	0	2,300	2,300
		2	H24.10.1	0	2,100	2,100
		3	H25.1.4	0	2,100	2,100
		4	H25.2.28	0	2,100	2,100
H24	市県民税	1	H24.7.2	0	12,400	12,400
		2	H24.8.31	0	12,300	12,300
		3	H24.10.31	0	13,500	13,500
		4	H25.1.31	0	13,500	13,500
H24	国民健康保険税	1	H24.7.31	0	16,200	16,200
		2	H24.8.31	0	15,800	15,800
		3	H24.10.1	0	16,300	16,300
		4	H24.10.31	0	16,100	16,100
		5	H24.11.30	0	16,500	16,500
		6	H25.1.4	0	16,300	16,300
		7	H25.1.31	0	16,400	16,400
		8	H25.2.28	0	16,400	16,400
		9	H25.4.1	0	16,400	16,400
H25	固定資産税	1	H25.5.31	0	3,200	3,200
		2	H25.7.31	0	2,400	2,400
		3	H25.9.30	0	2,300	2,300
		4	H26.1.6	0	2,200	2,200
H25	市県民税	1	H25.7.1	0	18,100	18,100
		2	H25.9.2	0	16,700	16,700

		3	H25.10.31	0	16,000	16,000
		4	H26.1.31	0	15,000	15,000
H25	国民健康保険税	1	H25.7.31	0	20,900	20,900
		2	H25.9.2	0	16,400	16,400
		3	H25.9.30	0	16,100	16,100
		4	H25.10.31	0	16,000	16,000
		5	H25.12.2	0	15,900	15,900
		6	H26.1.6	0	15,800	15,800
		7	H26.1.31	0	15,700	15,700
		8	H26.2.28	0	15,600	15,600
		9	H26.3.31	0	18,100	18,100
H26	固定資産税	1	H26.6.2	0	2,500	2,500
		2	H26.7.31	0	2,000	2,000
		3	H26.9.30	0	1,900	1,900
		4	H27.1.6	0	1,800	1,800
H26	市県民税	1	H26.6.30	0	21,500	21,500
		2	H26.9.1	0	19,300	19,300
		3	H26.10.31	0	18,700	18,700
		4	H27.2.2	0	17,800	17,800
H26	軽自動車税	1	H26.6.2	0	3,600	3,600
		1	H26.6.2	0	3,600	3,600
H26	国民健康保険税	1	H26.7.31	0	20,600	20,600
		2	H26.9.1	0	18,800	18,800
		3	H26.9.30	0	18,500	18,500
		4	H26.10.31	0	18,300	18,300
		5	H26.12.1	0	17,900	17,900

		6	H27.1.5	0	17,600	17,600
		7	H27.2.2	0	17,700	17,700
		8	H27.3.2	0	18,300	18,300
		9	H27.3.31	0	19,100	19,100
H27	固定資産税	1	H27.6.1	0	2,400	2,400
		2	H27.7.31	4,000	要す	4,000
		3	H27.9.30	4,000	要す	4,000
		4	H28.1.4	4,000	要す	4,000
H27	市県民税	1	H27.6.30	30,332	要す	30,332
		2	H27.8.31	29,000	要す	29,000
		3	H27.11.2	29,000	要す	29,000
		4	H28.2.1	29,000	要す	29,000
H27	軽自動車税	1	H27.6.1	0	3,400	3,400
H27	国民健康保険税	1	H27.7.31	38,300	要す	38,300
		2	H27.8.31	10,700	要す	10,700
H30	市県民税	4	H31.1.31	33,600	要す	33,600
H30	国民健康保険税	6	H31.1.4	24,000	要す	24,000
		7	H31.1.31	24,000	要す	24,000
		8	H31.2.28	24,000	要す	24,000
		9	H31.4.1	24,000	要す	24,000
	滞納処分費			0		0
合計				307,932	1,394,900	1,702,832

(合計金額 : 1,871,732 円)

【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送。 催告書は平成 25 年 7 月 3 日から令和 2 年 12 月 2 日までに 12 回発送。 以下の財産調査を実施した結果、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号（滞納処分をすることのできる財産がないとき）に該当するものとして、令和 3 年 1 月 18 日付で滞納処分の停止を行っている。
【財産調査】
預貯金について、令和元年 12 月 13 日に市内全店、令和 2 年 9 月 4 日にメガバンク、令和 2 年 9 月 17 日にゆうちょについて調査した結果、残高僅少。ネットバンクについては未調査。 生命保険については令和 2 年 10 月 6 日に調査した結果、終身保険・医療保険を組み合わせた総合保険契約があり、解約返戻金があるものの、本人身体状況から差押不適。 給与・年金については令和 2 年 12 月 15 日に調査した結果、年金収入のみ（非課税）。 軽自動車については令和 2 年 12 月 15 日に調査した結果、該当なし。 不動産については令和 3 年 1 月 14 日に調査した結果、抵当権設定されており、私債権に劣後しており、公売配当見込なし。（下記（4）監査結果参照） なお、互助会、給与・年金、賃料等、普通自動車、株式等については未調査。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。

【不納欠損処理の妥当性】
高齢で身体障がいもあり、年金収入のみであり、また、換価価値のある財産はないことから、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
督促期限日から 5 年が経過していること、また、執行停止日から 3 年が経過していることから、妥当なものとする。なお、平成 27 年度分の市県民税、固定資産税、軽自動車税については、平成 28 年 8 月 5 日付で滞納市税に係る「確約書（滞納市税等の承認及び納付計画書）」の提出を受け、債務の承認により時効更新しており、以降、対象期別の納付の都度時効更新していたこと、滞納停止の処分を行った令和 3 年度時点において時効完成日が令和 7 年 12 月 4 日となっていたことから、令和 5 年度において、地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損処理は妥当である。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
財産調査において、不動産について、該当者所有土地は「子及び子の妻共有名義の家屋に係る借入金の抵当権設定あり、私債権に劣後」と記載されているが、滞納整理の経過記録簿である記事一覧表によると、当該家屋は「H31.1 築」とされており、抵当権設定以前の納期限分については劣後しない。担当課への質問の結果、登記簿より抵当権設定は平成 31 年 1 月 29 日であり、抵当権設定前の法定納期限等分については税が優先するため、錯誤との回答を得た。記事一覧表の記載も含めて、財産調査の内容を適切に検証し、適切な処理が必要である。
【意見】
特になし

【3-12】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-12
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損対象債権 (単位 : 円))						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H29	固定資産税	4	H30.1.4	41,000	要す	41,000
H30	固定資産税	1	H30.5.31	38,000	要す	38,000
H30	固定資産税	2	H30.7.31	36,000	要す	36,000
H30	固定資産税	3	H30.10.1	36,000	要す	36,000
H30	固定資産税	4	H31.1.4	36,000	要す	36,000
R2	国民健康保険税	1	R2.7.31	12,400	要す	12,400

R2	国民健康保険税	2	R2.8.31	1,300	要す	1,300
	滞納処分費			0		0
合計				200,700	0	200,700

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状発送。

催告書は令和元年 6 月 26 日から令和 2 年 6 月 24 日までに 3 回発送。

以下の財産調査を実施した結果、地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号（滞納処分をすることによってその生活を著しく逼迫させるおそれがあるとき）に該当するものとして、令和 2 年 12 月 17 日付で滞納処分の停止を行っている。

【財産調査】

預貯金について、令和元年 9 月 13 日に市内全店、令和 2 年 2 月 19 日にゆうちょ、令和 2 年 9 月 16 日にメガバンクについて調査した結果、残高僅少。ネットバンクについては未調査。

軽自動車については令和 2 年 12 月 17 日に調査した結果、該当なし。

不動産については令和 2 年 12 月 17 日に調査した結果、平成 30 年 1 月に破産手続により、競売済。

なお、生命保険、互助会、給与・年金、賃料等、普通自動車、株式等については未調査。

・令和 2 年 12 月 17 日に生計実態について調査した結果、令和 2 年 10 月から生活保護を受給しており、本人高齢で今後就労見込み無し。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】

納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。

【不納欠損処理の妥当性】
平成 30 年 1 月に自己破産。令和 2 年 10 月から生活保護を受給しており、高齢で今後就労見込み無く、また、換価価値のある財産はないことから、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止日から 3 年が経過していることから、妥当なものとする。なお、平成 29 年度分の固定資産税は、平成 30 年 1 月 15 日破産事件発生、平成 30 年 2 月 1 日交付要求、令和元年 9 月 30 日破産手続廃止につき交付要求終了により、時効起算日は令和元年 10 月 1 日となり、時効完成日は令和 6 年 9 月 30 日となっており、令和 5 年度において、地方税法第 15 条の 7 第 4 項による不納欠損処理は妥当である。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-13】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-13
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 30 年度国民健康保険税 期限：平成 31 年 2 月 28 日 金額：16,300 円 対象：平成 31 年度固定資産税 期限：令和元年 5 月 31 日 金額：15,900 円

対象：平成 31 年度固定資産税

期限：令和元年 7 月 31 日

金額：14,000 円

対象：平成 31 年度固定資産税

期限：令和元年 9 月 30 日

金額：14,000 円

対象：平成 31 年度固定資産税

期限：令和 2 年 1 月 6 日

金額：14,000 円

対象：平成 31 年度市県民税（普通徴収）

期限：令和元年 7 月 1 日

金額：17,800 円

対象：平成 31 年度市県民税（普通徴収）

期限：令和元年 9 月 2 日

金額：16,000 円

対象：平成 31 年度市県民税（普通徴収）

期限：令和 2 年 1 月 6 日

金額：16,000 円

対象：平成 31 年度市県民税（普通徴収）

期限：令和 2 年 1 月 31 日

金額：16,000 円

対象：平成 31 年度軽自動車税（種別割）

期限：令和元年 5 月 31 日

金額：5,900 円

対象：令和 2 年度固定資産税

期限：令和 2 年 6 月 1 日

金額：15,900 円

対象：令和 2 年度固定資産税

期限：令和 2 年 7 月 31 日

金額：14,000 円

対象：令和 2 年度固定資産税

期限：令和 2 年 9 月 30 日

金額：14,000 円

対象：令和 2 年度固定資産税

期限：令和 3 年 1 月 4 日

金額：14,000 円

対象：令和 2 年度軽自動車税（種別割）
期限：令和 2 年 6 月 1 日
金額：5,900 円
合計金額：209,700 円
【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送。 平成 31 年 1 月 15 日に生活保護開始。 『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 18 日。
【財産調査】
平成 28 年 9 月 7 日より互助会調査開始。 令和元年 9 月 13 日より預金調査開始。 令和 2 年 12 月 18 日より不動産（自宅の土地建物）調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
就労が困難な生活困窮者であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 2 年 12 月 18 日であり、令和 5 年 12 月 18 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-14】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-14
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 30 年度固定資産税 期限：平成 30 年 5 月 31 日 金額：10,600 円 対象：平成 30 年度固定資産税 期限：平成 30 年 7 月 31 日

金額：8,000 円 対象：平成 30 年度固定資産税 期限：平成 30 年 10 月 31 日 金額：8,000 円 対象：平成 30 年度軽自動車税（種別割） 期限：平成 30 年 5 月 31 日 金額：6,000 円 合計金額：32,600 円
【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送。 令和 2 年 4 月 16 日に生活保護開始。 『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 19 日。
【財産調査】
平成 25 年 7 月 10 日より生命保険調査開始。 令和 2 年 6 月 25 日より市内全店預金調査開始。 令和 2 年 12 月 14 日より動産（軽自動車）調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。

【不納欠損処理の妥当性】
高齢で就労困難な生活困窮者であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
納期限が平成 30 年 5 月 31 日から平成 30 年 10 月 31 日までの債権であり、令和 5 年 10 月 31 日で 5 年経過しており、令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しているため問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-15】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-15
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 7 月 10 日 金額：9,434 円 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 8 月 10 日 金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 9 月 10 日

金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 10 月 10 日

金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 11 月 12 日

金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 30 年 12 月 10 日

金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 31 年 1 月 10 日

金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：平成 31 年 2 月 12 日

金額：27,900 円

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 31 年 3 月 11 日 金額：27,900 円
対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 31 年 4 月 10 日 金額：27,900 円
対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：令和元年 5 月 10 日 金額：27,900 円
対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：令和元年 6 月 10 日 金額：27,900 円
合計金額：316,334 円
【督促、催告の状況】
納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。 『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 20 日。
【財産調査】
平成 31 年 4 月 12 日より生命保険調査を開始し、令和 2 年 7 月 6 日に差押執行し、換価充当している。 令和 2 年 9 月 18 日より市外県内預金調査開始。

令和 3 年 1 月 19 日より売掛金、動産（軽自動車）、動産（普通自動車）調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
市県民税特別徴収分について、納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。 その理由は、当該税目については、従業員の退職等により税額更正が起こるが、給与所得者異動届出書に基づく税額更正の反映が受付翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作成しているためである。また、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためである。 督促について定めた地方税法第 329 条は「期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない」とされているのが、当該規定は訓示規定と解すべきとの裁判例があり、適法性は問題ないものと思料する。
【不納欠損処理の妥当性】
換価価値のある財産もなく、無財産であり、処理は妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 1 月 20 日であり、令和 6 年 1 月 19 日で 3 年経過している。 処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-16-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-16
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H22	市県民税（普通徴収）	4	H23.1.31	0	24,200	24,200
H22	国民健康保険税	6	H23.1.4	0	18,500	18,500
		7	H23.1.31	0	18,400	18,400
		8	H23.2.28	0	18,300	18,300
		9	H23.5.31	0	17,400	17,400
H23	市県民税（普通徴収）	1	H23.8.1	0	20,300	20,300
		2	H23.8.31	0	20,300	20,300
		3	H23.11.30	0	20,200	20,200
		4	H24.1.31	0	24,600	24,600
H23	国民健康保険税	1	H23.8.1	0	17,500	17,500
		2	H23.8.31	0	17,700	17,700

		3	H23.9.30	13,270	要す	13,270
		4	H23.10.31	11,000	要す	11,000
		5	H23.11.30	12,000	要す	12,000
		6	H24.1.4	11,000	要す	11,000
		7	H24.1.31	31,000	要す	31,000
		8	H24.2.29	31,000	要す	31,000
		9	H24.4.2	31,000	要す	31,000
H24	市県民税（普通徴収）	1	H24.7.2	0	26,400	26,400
		2	H24.8.31	0	23,600	23,600
		3	H24.10.31	0	22,600	22,600
		4	H25.1.31	0	22,800	22,800
H24	国民健康保険税	1	H24.7.31	0	5,400	5,400
		2	H24.8.31	0	4,600	4,600
		3	H24.10.1	0	4,800	4,800
		4	H24.10.31	0	4,900	4,900
		5	H24.11.30	12,200	要す	12,200
		6	H25.1.4	29,000	要す	29,000
		7	H25.1.31	29,000	要す	29,000
		8	H25.2.28	29,000	要す	29,000
		9	H25.4.1	29,000	要す	29,000
H25	市県民税（普通徴収）	1	H25.7.1	29,970	要す	29,970
		2	H25.9.2	32,000	要す	32,000
		3	H25.10.31	32,000	要す	32,000
		4	H26.1.31	32,000	要す	32,000
H25	国民健康保険税	1	H25.7.31	0	2,100	2,100
		2	H25.9.2	0	1,800	1,800
		3	H25.9.30	23,000	要す	23,000
		4	H25.10.31	25,000	要す	25,000
		5	H25.12.2	25,000	要す	25,000
		6	H26.1.6	25,000	要す	25,000
		7	H26.1.31	25,000	要す	25,000
		8	H26.2.28	25,000	要す	25,000
		9	H26.3.31	25,000	要す	25,000
H26	市県民税（普通徴収）	1	H26.6.30	32,200	要す	32,200
		2	H26.9.1	31,000	要す	31,000
		3	H26.10.31	31,000	要す	31,000
		4	H27.2.2	31,000	要す	31,000
H26	国民健康保険税	1	H26.7.31	31,200	要す	31,200
		2	H26.9.1	25,000	要す	25,000
		3	H26.9.30	25,000	要す	25,000
		4	H26.10.31	25,000	要す	25,000
		5	H26.12.1	25,000	要す	25,000
		6	H27.1.5	25,000	要す	25,000

		7	H27.2.2	25,000	要す	25,000
		8	H27.3.2	25,000	要す	25,000
		9	H27.3.31	25,000	要す	25,000
H27	市県民税（普通徴収）	1	H27.6.30	39,100	要す	39,100
		2	H27.8.31	39,000	要す	39,000
		3	H27.11.2	39,000	要す	39,000
		4	H28.2.1	39,000	要す	39,000
H27	国民健康保険税	1	H27.7.31	34,800	要す	34,800
		2	H27.8.31	28,000	要す	28,000
		3	H27.9.30	28,000	要す	28,000
		4	H27.11.2	28,000	要す	28,000
		5	H27.11.30	28,000	要す	28,000
		6	H28.1.4	28,000	要す	28,000
		7	H28.2.1	28,000	要す	28,000
		8	H28.2.29	28,000	要す	28,000
		9	H28.3.31	28,000	要す	28,000
H28	国民健康保険税	1	H28.8.1	29,100	要す	29,100
		2	H28.8.31	26,000	要す	26,000
		3	H28.9.30	26,000	要す	26,000
		4	H28.10.31	26,000	要す	26,000
		5	H28.11.30	26,000	要す	26,000
		6	H29.1.4	26,000	要す	26,000
		7	H29.1.31	26,000	要す	26,000
		8	H29.2.28	26,000	要す	26,000
		9	H29.3.31	26,000	要す	26,000
H29	市県民税（普通徴収）	1	H29.6.30	46,000	要す	46,000
		1	H29.6.30	20,800	要す	20,800
		2	H29.8.31	18,000	要す	18,000
		3	H29.10.31	18,000	要す	18,000
		4	H30.1.31	18,000	要す	18,000
H29	国民健康保険税	1	H29.7.31	20,300	要す	20,300
		2	H29.8.31	17,000	要す	17,000
		3	H29.10.2	17,000	要す	17,000
		4	H29.10.31	17,000	要す	17,000
		5	H29.11.30	17,000	要す	17,000
		6	H30.1.4	17,000	要す	17,000
		7	H30.1.31	17,000	要す	17,000
		8	H30.2.28	17,000	要す	17,000
		9	H30.4.2	17,000	要す	17,000
H30	市県民税（普通徴収）	1	H30.7.2	8,500	要す	8,500
		2	H30.8.31	6,000	要す	6,000
		3	H30.10.31	6,000	要す	6,000
H30	軽自動車税（種別割）	1	H30.5.31	12,900	要す	12,900

H30	国民健康保険税	1	H30.7.31	12,700	要す	12,700
		2	H30.8.31	6,000	要す	6,000
		3	H30.10.1	6,000	要す	6,000
		4	H30.10.31	6,000	要す	6,000
		5	H30.11.30	6,000	要す	6,000
	滞納処分費			0		0
合計				1,923,040	336,400	2,259,440

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送している。

『執行停止何書』は令和 3 年 1 月 28 日。

【財産調査】

令和元年 8 月 2 日より預金調査開始。

令和元年 9 月 18 日より互助会調査開始。

令和元年 10 月 10 日より生命保険調査開始。

令和 2 年 9 月 18 日より給与・年金調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】

納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。

【不納欠損処理の妥当性】

換価可能な財産もなく、生活保護を受給しており、就労にも至っていない状況から処理は妥当なものとする。

【不納欠損処理の適時性】

納期限が平成 23 年 1 月 31 日から平成 30 年 11 月 30 日までの債権であり、令和 5 年 11 月 30 日で 5 年経過しており、令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しているため問題ない。

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-16-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-16
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 30 年度市県民税（普通徴収） 期限：平成 31 年 1 月 31 日 金額：6,000 円 対象：平成 30 年度国民健康保険税 期限：平成 31 年 1 月 4 日 金額：6,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税

期限：平成 31 年 1 月 31 日

金額：6,000 円

対象：平成 30 年度国民健康保険税

期限：平成 31 年 2 月 28 日

金額：1,900 円

対象：平成 31 年度軽自動車税（種別割）

期限：令和元年 5 月 31 日

金額：12,900 円

合計 32,800 円

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送している。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 28 日。

【財産調査】

令和元年 8 月 2 日より預金調査開始。

令和元年 9 月 18 日より互助会調査開始。

令和元年 10 月 10 日より生命保険調査開始。

令和 2 年 9 月 18 日より給与・年金調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
換価可能な財産もなく、生活保護を受給しており、就労にも至っていない状況から処理は妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 1 月 28 日であり、令和 6 年 1 月 28 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-17】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-17
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることのできる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 29 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 6 月 11 日 金額：3,087 円（延滞金） 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 12 月 10 日 金額：4,000 円（延滞金）

対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和元年 6 月 10 日

金額：139,200 円

対象：平成 31 年度法人市民税

期限：平成 30 年 7 月 2 日

金額：1,200 円（延滞金）

対象：平成 31 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 2 年 1 月 6 日

金額：110,800 円

対象：平成 31 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 2 年 6 月 10 日

金額：9,300 円

対象：平成 31 年度法人市民税

期限：令和元年 7 月 1 日

金額：50,000 円

合計金額：317,587 円

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。

『執行停止伺書』は令和 2 年 9 月 15 日。
【財産調査】
令和元年 10 月 24 日より預金調査開始。
令和 2 年 2 月 10 日より生命保険調査開始。
令和 3 年 9 月 15 日より売掛金、動産（軽自動車）調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
市県民税（特別徴収）分について、納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。 その理由は、当該税目については、従業員の退職等により税額更正が起こるが、給与所得者異動届出書に基づく税額更正の反映が受付翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作成しているためである。また、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためである。 督促について定めた地方税法第 329 条は「期限後 20 日以内に督促状を発しなればならない」とされているのが、当該規定は訓示規定と解すべきとの裁判例があり、適法性は問題ないものと思料する。
【不納欠損処理の妥当性】
換価価値のある財産もなく、無財産であり処理は妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 2 年 9 月 15 日であり、令和 5 年 9 月 15 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-18-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-18
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H29	市県民税（特別徴収）	6	H29.7.10	0	3,100	3,100
		7	H29.8.10	0	2,700	2,700
		8	H29.9.11	0	2,500	2,500
		9	H29.10.10	7,512	要す	7,512
		10	H29.11.10	26,600	要す	26,600
		11	H29.12.11	26,600	要す	26,600
		12	H30.1.10	26,600	要す	26,600
		1	H30.2.13	26,600	要す	26,600
		2	H30.3.12	26,600	要す	26,600
		3	H30.4.10	26,600	要す	26,600
		4	H30.5.10	26,600	要す	26,600

		5	H30.6.11	26,600	要す	26,600
H30	市県民税（特別徴収）	6	H30.7.10	24,400	要す	24,400
		7	H30.8.10	24,100	要す	24,100
		8	H30.9.10	24,100	要す	24,100
		9	H30.10.10	24,100	要す	24,100
	滞納処分費			0		0
合計				317,012	8,300	325,312

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。

令和元年 8 月 23 日に滞納法人が所在する自治体宛に実態調査書を発送し、同年 9 月 4 日に回答あり。法人市民税の滞納あり。

令和 2 年 4 月 23 日に関係機関への実態調査の結果、令和元年 5 月より実質休業状態で破産手続を検討しているが、手続費用がなく停滞していることを確認。

『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 8 日。

【財産調査】

平成 30 年 11 月 9 日より生命保険調査開始。

平成 30 年 11 月 15 日より預金調査開始。

令和 2 年 4 月 23 日より売掛金調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】

市県民税特別徴収分について、納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。

その理由は、当該税目については、従業員の退職等により税額更正が起こるが、給与所得者異動届出書に基づく税額更正の反映が受付翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作成しているためである。また、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためである。

督促について定めた地方税法第 329 条は「期限後 20 日以内に督促状を発しななければならない」とされているのが、当該規定は訓示規定と解すべきとの裁判例があり、適法性は問題ないものと思料する。
【不納欠損処理の妥当性】
法人が令和元年 5 月より実質休業状態で換価価値のある財産がなく、関係機関への実態調査の結果、実質破産状態にあるもので、代表も破産手続検討中であるため、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
納期限が平成 29 年 7 月 10 日から平成 30 年 10 月 10 日までの債権であり、令和 5 年 10 月 10 日で 5 年経過しており、令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-18-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-18
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分をすることができる財産がないと認めて、滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務はその執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 11 月 12 日 金額：24,100 円 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 30 年 12 月 10 日

金額：24,100 円 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 31 年 1 月 10 日 金額：24,100 円 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 31 年 2 月 12 日 金額：24,100 円 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 31 年 3 月 11 日 金額：24,100 円 対象：平成 30 年度市県民税（特別徴収） 期限：平成 31 年 4 月 10 日 金額：24,100 円 合計：144,600 円
【督促、催告の状況】 納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。令和元年 8 月 23 日に滞納法人が所在する自治体宛に実態調査書発送し、同年 9 月 4 日に回答あり。法人市民税の滞納あり。 令和 2 年 4 月 23 日に関係機関への実態調査の結果、令和元年 5 月より実質休業状態で、破産手続検討しているが、手続費用がなく停滞していることを確認。

『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 8 日。
【財産調査】
平成 30 年 11 月 9 日より生命保険調査開始。
平成 30 年 11 月 15 日より預金調査開始。
令和 2 年 4 月 23 日より売掛金調査開始。
『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 8 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
市県民税特別徴収分について、納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。 その理由は、当該税目については、従業員の退職等により税額更正が起こるが、給与所得者異動届出書に基づく税額更正の反映が受付翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作成しているためである。また、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためである。 督促について定めた地方税法第 329 条は「期限後 20 日以内に督促状を発しなければならぬ」とされているのが、当該規定は訓示規定と解すべきとの裁判例があり、適法性は問題ないものと思料する。
【不納欠損処理の妥当性】
法人が令和元年 5 月より実質休業状態で換価価値ある財産がなく、関係機関への調査の結果実質破産状態にあるもので、代表も破産手続検討中であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
滞納処分の執行を停止した日が令和 2 年 12 月 8 日で、不納欠損処理は令和 6 年 3 月 31 日となっている。令和 5 年 12 月 8 日で 3 年経過しており、不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-19-A】

(1) 欠損処理調書 A

【欠損処理調書の宛名番号】
3-19
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分することによってその生活を著しく窮迫させるおそれがある事実があると認めて滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行が 3 年間継続したときは消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H14	固定資産税	1	H14.5.31	0	23,200	23,200
		2	H14.7.31	5,441	要す	5,441
		3	H14.9.30	16,000	要す	16,000
		4	H15.1.6	16,000	要す	16,000
H15	固定資産税	1	H15.6.2	19,200	要す	19,200
		2	H15.7.31	16,000	要す	16,000
		3	H15.9.30	16,000	要す	16,000
		4	H16.1.5	16,000	要す	16,000
H16	固定資産税	1	H16.5.31	28,100	要す	28,100
		2	H16.8.2	25,000	要す	25,000
		3	H16.9.30	25,000	要す	25,000

		4	H17.1.4	25,000	要す	25,000
H17	固定資産税	1	H17.5.31	27,600	要す	27,600
		2	H17.8.1	26,000	要す	26,000
		3	H17.9.30	26,000	要す	26,000
		4	H18.1.4	26,000	要す	26,000
H18	固定資産税	1	H18.5.31	27,600	要す	27,600
		2	H18.7.31	27,000	要す	27,000
		3	H18.10.2	27,000	要す	27,000
		4	H19.1.4	27,000	要す	27,000
H31	固定資産税	1	R1.5.31	26,800	要す	26,800
		2	R1.7.31	23,000	要す	23,000
		3	R1.9.30	23,000	要す	23,000
		4	R2.1.6	23,000	要す	23,000
H31	固定資産税	1	R1.5.31	8,500	要す	8,500
		2	R1.7.31	8,000	要す	8,000
		3	R1.9.30	8,000	要す	8,000
		4	R2.1.6	8,000	要す	8,000
H31	軽自動車税（種別割）	1	R1.5.31	6,000	要す	6,000
R2	固定資産税	1	R2.6.1	26,300	要す	26,300
		2	R2.7.31	23,000	要す	23,000
		3	R2.9.30	23,000	要す	23,000
		4	R3.1.4	23,000	要す	23,000
R2	固定資産税	1	R2.6.1	8,500	要す	8,500
		2	R2.7.31	8,000	要す	8,000
		3	R2.9.30	8,000	要す	8,000
		4	R3.1.4	8,000	要す	8,000
R2	固定資産税	1	R2.6.1	6,000	要す	6,000
	滞納処分費			0		0
合計				690,041	23,200	713,241

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。令和 3 年 2 月 3 日来課相談。

亡父について弟と妹の相続放棄申述受理証明書の写しを受領しているため、相続人は妻と長男で確定。知人から借入金があり、電気代、長男の学費は妻が負担していることを確認している。『滞納処分停止決裁書』は令和 3 年 2 月 5 日。

【財産調査】

平成 29 年 9 月 6 日より預金調査開始。

平成 29 年 10 月 10 日より生命保険調査開始。

令和 3 年 2 月 3 日より給与・年金調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
本人は高齢で単身の収入は年金のみで、自宅の土地建物に関して土地は市街化調整区域であり、建物は築 50 年を経過しているため、換価価値は乏しく、自宅を売却した場合には生活困窮となる恐れがあるため、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
滞納処分の執行を停止した日が令和 3 年 2 月 5 日で、不納欠損処理は令和 6 年 3 月 31 日となっている。令和 6 年 2 月 5 日で 3 年経過しており、不納欠損処理しているため問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
不納欠損事由や不納欠損額を記した調書である欠損処理調書の滞納者の状況調査の該当事由に、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとし、調査結果として、「生活困窮世帯（借家）」と記載されているが、正しくは「生活困窮世帯（持家）」である。当該資料は欠損処理を実施した根拠となる資料であり、また、固定資産税の欠損処理調書において借家であることは通常考えられない。二重チェックなどを行い、ミス防止に努めるべきである。
【意見】
特になし

【3-19-B】

(1) 欠損処理調書 B

【欠損処理調書の宛名番号】
3-19
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：平成 30 年度固定資産税 第 1 期 期限：平成 30 年 5 月 31 日 金額：24,000 円 対象：平成 30 年度固定資産税 第 2 期 期限：平成 30 年 7 月 31 日

金額：24,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 3 期

期限：平成 30 年 10 月 1 日

金額：24,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 4 期

期限：平成 31 年 1 月 4 日

金額：24,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 1 期

期限：平成 30 年 5 月 31 日

金額：8,500 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 2 期

期限：平成 30 年 7 月 31 日

金額：8,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 3 期

期限：平成 30 年 10 月 1 日

金額：8,000 円

対象：平成 30 年度固定資産税 第 4 期

期限：平成 31 年 1 月 4 日

金額：8,000 円 対象：平成 30 年度軽自動車税（種別割） 期限：平成 30 年 5 月 31 日 金額：6,000 円 合計：134,500 円
【督促、催告の状況】 納期限から 20 日以内に督促状発送。 令和 3 年 2 月 3 日来課相談。亡父について弟と妹の相続放棄申述受理証明書の写しを受領しているため、相続人は妻と長男で確定。知人から借入金があり、電気代、長男の学費は妻が負担していることを確認。 『滞納処分停止決裁書』は令和 3 年 2 月 5 日。
【財産調査】 平成 29 年 9 月 6 日より預金調査開始。 平成 29 年 10 月 10 日より生命保険調査開始。 令和 3 年 2 月 3 日より給与・年金調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】 納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】 本人は高齢で単身の収入は年金のみで、自宅の土地建物に関して土地は市街化調整区域であり、建物は築 50 年を経過しているため換価価値は乏しく、自宅を売却した場合には生活困窮となる恐れがあるため、妥当なものとする。

【不納欠損処理の適時性】
納期限が平成 30 年 5 月 31 日から平成 31 年 1 月 4 日までの債権であり、令和 6 年 1 月 4 日で 5 年経過しており、令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
不納欠損事由や不納欠損額を記した調書である欠損処理調書の滞納者の状況調査の該当事由に、滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるときとし、調査結果として、「生活困窮世帯（借家）」と記載されているが、正しくは「生活困窮世帯（持家）」である。当該資料は欠損処理を実施した根拠となる資料であり、また、固定資産税の欠損処理調書において借家であることは通常考えられない。二重チェックなどを行い、ミス防止に努めるべきである。
【意見】
特になし

【3-20】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-20
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分をすることができる財産がないと認めて滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したとき、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H27	市県民税（普通徴収）	4	H28.2.1	0	5,200	5,200
H28	固定資産税	1	H28.5.31	0	13,500	13,500
		2	H28.8.1	0	14,600	14,600
		3	H28.9.30	0	16,200	16,200
		4	H29.1.4	41,635	要す	41,635
H28	国民健康保険税	1	H28.8.1	0	10,800	10,800
		2	H28.8.31	0	9,000	9,000
		3	H28.9.30	0	10,200	10,200
		4	H28.10.31	0	10,600	10,600
		5	H28.11.30	0	10,700	10,700
		6	H29.1.4	0	10,700	10,700

		7	H29.1.31	30,000	要す	30,000
		8	H29.2.28	30,000	要す	30,000
		9	H29.3.31	30,000	要す	30,000
H29	固定資産税	1	H29.5.31	65,100	要す	65,100
		2	H29.7.31	64,000	要す	64,000
		3	H29.10.2	64,000	要す	64,000
		4	H30.1.4	64,000	要す	64,000
H29	市県民税（普通徴収）	1	H29.6.30	7,300	要す	7,300
		2	H29.8.31	7,000	要す	7,000
		3	H29.10.31	7,000	要す	7,000
		4	H30.1.31	7,000	要す	7,000
H29	国民健康保険税	1	H29.7.31	12,900	要す	12,900
		2	H29.8.31	5,000	要す	5,000
		3	H29.10.2	15,200	要す	15,200
H30	固定資産税	1	H30.5.31	66,300	要す	66,300
		2	H30.7.31	65,000	要す	65,000
		3	H30.10.1	65,000	要す	65,000
		4	H31.1.4	65,000	要す	65,000
H30	市県民税（普通徴収）	1	H30.7.2	6,000	要す	6,000
H31	固定資産税	1	R1.5.31	67,900	要す	67,900
		2	R1.7.31	65,000	要す	65,000
		3	R1.9.30	65,000	要す	65,000
		4	R2.1.6	65,000	要す	65,000
R2	固定資産税	1	R2.6.1	68,000	要す	68,000
		2	R2.7.31	65,000	要す	65,000
		3	R2.9.30	65,000	要す	65,000
		4	R3.1.4	65,000	要す	65,000
	滞納処分費			0		0
合計				1,243,335	111,500	1,354,835

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。

令和元年 7 月 29 日裁判所から、競売開始決定通知書兼求意見書が届く。

『執行停止伺書』は令和 3 年 2 月 2 日。

【財産調査】

平成 30 年 11 月 20 日より預金調査開始。

平成 30 年 12 月 20 日より生命保険調査開始。

平成 31 年 2 月 1 日より互助会調査開始。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 5 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
本人は年金収入のみの高齢で収入向上の見込みはない。所有していた不動産は令和 2 年 3 月 26 日競落され、同居の息子は法人代表だが、法人の経営状況が悪く、滞納解消する資力がないため、妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 2 月 2 日であり、令和 6 年 2 月 2 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-21】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-21
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号 滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納者の所在及び滞納処分することができる財産がともに不明であると認めて、滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H24	市県民税（普通徴収）	4	H25.1.31	0	11,700	11,700
H24	国民健康保険税	8	H25.2.28	0	10,100	10,100
		9	H25.4.1	0	10,900	10,900
H25	国民健康保険税	1	H25.7.31	0	7,500	7,500
		2	H25.9.2	0	18,500	18,500
		3	H25.9.30	0	29,300	29,300
		4	H25.10.31	35,950	要す	35,950
		5	H25.12.2	60,000	要す	60,000
		6	H26.1.6	70,000	要す	70,000
		7	H26.1.31	70,000	要す	70,000
		8	H26.2.28	70,000	要す	70,000

		9	H26.3.31	70,000	要す	70,000
H26	軽自動車税（種別割）	1	H26.6.2	4,000	要す	4,000
H26	国民健康保険税	1	H26.7.31	13,900	要す	13,900
		2	H26.9.1	5,000	要す	5,000
		3	H26.9.30	5,000	要す	5,000
		4	H26.10.31	5,000	要す	5,000
		5	H26.12.1	5,000	要す	5,000
		6	H27.1.5	5,000	要す	5,000
		7	H27.2.2	5,000	要す	5,000
		8	H27.3.2	5,000	要す	5,000
		9	H27.3.31	5,000	要す	5,000
H27	国民健康保険税	1	H27.7.31	13,900	要す	13,900
		2	H27.8.31	5,000	要す	5,000
		3	H27.9.30	5,000	要す	5,000
		4	H27.11.2	5,000	要す	5,000
		5	H27.11.30	5,000	要す	5,000
		6	H28.1.4	5,000	要す	5,000
		7	H28.2.1	5,000	要す	5,000
		8	H28.2.29	5,000	要す	5,000
		9	H28.3.31	5,000	要す	5,000
H28	国民健康保険税	1	H28.8.1	13,900	要す	13,900
		2	H28.8.31	5,000	要す	5,000
		3	H28.9.30	5,000	要す	5,000
		4	H28.10.31	5,000	要す	5,000
		5	H28.11.30	5,000	要す	5,000
		6	H29.1.4	5,000	要す	5,000
		7	H29.1.31	5,000	要す	5,000
		8	H29.2.28	5,000	要す	5,000
		9	H29.3.31	5,000	要す	5,000
H29	市県民税（普通徴収）	2	H29.8.31	392,100	要す	392,100
		3	H29.10.31	392,000	要す	392,000
		4	H30.1.31	392,000	要す	392,000
H29	国民健康保険税	1	H29.7.31	13,900	要す	13,900
		2	H29.8.31	93,100	要す	93,100
		3	H29.10.2	89,000	要す	89,000
		4	H29.10.31	89,000	要す	89,000
		5	H29.11.30	89,000	要す	89,000
		6	H30.1.4	89,000	要す	89,000
		7	H30.1.31	89,000	要す	89,000
		8	H30.2.28	89,000	要す	89,000
		9	H30.4.2	89,000	要す	89,000
H30	国民健康保険税	1	H30.7.31	12,300	要す	12,300
		2	H30.8.31	5,000	要す	5,000

		3	H30.10.1	5,000	要す	5,000
		4	H30.10.31	5,000	要す	5,000
		5	H30.11.30	5,000	要す	5,000
		6	H31.1.4	5,000	要す	5,000
		7	H31.1.31	5,000	要す	5,000
		8	H31.2.28	5,000	要す	5,000
		9	H31.4.1	5,000	要す	5,000
H31	国民健康保険税	1	R1.7.31	12,300	要す	12,300
		2	R1.9.2	700	要す	700
	滞納処分費			0		0
合計				2,513,050	88,000	2,601,050

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。

令和 2 年 2 月 25 日に 2 月市税催告書が「あて所に尋ねあたりません」として返戻される。

令和 2 年 6 月 19 日に関係機関に自動車登録状況を確認したところ登録なし。当該機関担当者によれば滞納状態で、所在不明で接触もできない状況とのこと。

令和 2 年 12 月 4 日に現地を訪問。建物は築 10 年程の 2 階建てアパート（全 5 戸）に該当したが全室表札の掲示がなく、アパート全室のインターホンを押すも応答がなく、近隣住民 2 名に尋ねるも、アパート居住者とは付き合いが無く分からないとの証言があった。対象先の特定に至らず、対象者の居住は不明。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 8 日。

執行停止日に実態調査を実施したが、他機関の調査においても居所・連絡先不明であることを確認。

【財産調査】

令和 2 年 6 月 17 日より預金調査開始。

令和 2 年 6 月 30 日より生命保険調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
居所・連絡先不明であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 1 月 8 日であり、令和 6 年 1 月 8 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-22】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-22
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したときは、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H14	固定資産税	4	H15.1.6	0	24,800	24,800
H14	市県民税（普通徴収）	2	H14.9.2	37,700	要す	37,700
		4	H15.1.31	40,000	要す	40,000
H14	国民健康保険税	2	H14.9.2	73,000	要す	73,000
		5	H14.12.2	73,000	要す	73,000
		6	H15.1.6	73,000	要す	73,000
		8	H15.2.28	73,000	要す	73,000
H15	固定資産税	1	H15.6.2	15,700	要す	15,700
		2	H15.7.31	13,000	要す	13,000
		3	H15.9.30	13,000	要す	13,000
		4	H16.1.5	13,000	要す	13,000
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	1,000	要す	1,000

H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	7,200	要す	7,200
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	7,200	要す	7,200
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	7,200	要す	7,200
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	4,000	要す	4,000
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	4,000	要す	4,000
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	4,000	要す	4,000
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	4,000	要す	4,000
H15	軽自動車税（種別割）	1	H15.6.2	4,000	要す	4,000
H15	国民健康保険税	1	H15.7.31	17,900	要す	17,900
		2	H15.9.1	9,000	要す	9,000
		3	H15.9.30	9,000	要す	9,000
		4	H15.10.31	6,300	要す	6,300
H16	固定資産税	1	H16.5.31	15,700	要す	15,700
		2	H16.8.2	13,000	要す	13,000
		3	H16.9.30	13,000	要す	13,000
		4	H17.1.4	13,000	要す	13,000
H16	市県民税（普通徴収）	1	H16.6.30	5,000	要す	5,000
		2	H16.8.31	2,000	要す	2,000
		3	H16.11.1	2,000	要す	2,000
		4	H17.1.31	2,000	要す	2,000
H16	軽自動車税（種別割）	1	H16.5.31	1,000	要す	1,000
H16	軽自動車税（種別割）	1	H16.5.31	7,200	要す	7,200
H16	軽自動車税（種別割）	1	H16.5.31	4,000	要す	4,000
H16	軽自動車税（種別割）	1	H16.5.31	4,000	要す	4,000
H16	軽自動車税（種別割）	1	H16.5.31	4,000	要す	4,000
H16	国民健康保険税	1	H16.8.2	20,100	要す	20,100
		2	H16.8.31	9,000	要す	9,000
		3	H16.9.30	9,000	要す	9,000
		4	H16.11.1	9,000	要す	9,000
		5	H16.11.30	9,000	要す	9,000
		6	H17.1.4	9,000	要す	9,000
		7	H17.1.31	9,000	要す	9,000
		8	H17.2.28	9,000	要す	9,000
H17	固定資産税	1	H17.5.31	15,700	要す	15,700
		2	H17.8.1	13,000	要す	13,000
		3	H17.9.30	13,000	要す	13,000
		4	H18.1.1	13,000	要す	13,000
H17	市県民税（普通徴収）	2	H17.8.31	4,000	要す	4,000
H17	軽自動車税（種別割）	1	H17.5.31	1,000	要す	1,000
H17	軽自動車税（種別割）	1	H17.5.31	4,000	要す	4,000
H17	軽自動車税（種別割）	1	H17.5.31	4,000	要す	4,000
H17	軽自動車税（種別割）	1	H17.5.31	4,000	要す	4,000
H17	軽自動車税（種別割）	1	H17.5.31	4,000	要す	4,000

H17	国民健康保険税	4	H17.10.31	3,700	要す	3,700
		5	H17.11.30	4,000	要す	4,000
		6	H18.1.4	4,000	要す	4,000
		7	H18.1.31	4,000	要す	4,000
		8	H18.2.28	4,000	要す	4,000
		9	H18.3.31	4,000	要す	4,000
H18	固定資産税	1	H18.5.31	12,200	要す	12,200
		2	H18.7.31	12,000	要す	12,000
		3	H18.10.2	12,000	要す	12,000
		4	H19.1.1	12,000	要す	12,000
H18	市県民税（普通徴収）	1	H18.6.30	2,500	要す	2,500
		2	H18.8.31	2,000	要す	2,000
		3	H18.10.31	2,000	要す	2,000
H18	軽自動車税（種別割）	1	H18.5.31	1,000	要す	1,000
H18	軽自動車税（種別割）	1	H18.5.31	7,200	要す	7,200
H18	軽自動車税（種別割）	1	H18.5.31	4,000	要す	4,000
H18	軽自動車税（種別割）	1	H18.5.31	4,000	要す	4,000
H18	軽自動車税（種別割）	1	H18.5.31	4,000	要す	4,000
H18	国民健康保険税	2	H18.8.31	3,600	要す	3,600
		3	H18.10.2	7,000	要す	7,000
		4	H18.10.31	7,000	要す	7,000
		5	H18.11.30	7,000	要す	7,000
		6	H19.1.4	7,000	要す	7,000
H31	固定資産税	1	R1.5.31	8,500	要す	8,500
		2	R1.7.31	8,000	要す	8,000
		3	R1.9.30	8,000	要す	8,000
		4	R2.1.6	8,000	要す	8,000
R2	固定資産税	1	R2.6.1	8,500	要す	8,500
		2	R2.7.31	8,000	要す	8,000
		3	R2.9.30	8,000	要す	8,000
		4	R3.1.4	8,000	要す	8,000
	滞納処分費			0		0
合計				949,100	24,800	973,900

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。平成 15 年 1 月 23 日以降、平成 30 年 6 月 27 日までに 75 回の督促状、催告書発送。

その後、催告書を発送しながら財産調査等を実施。

令和 3 年 2 月 3 日に来課相談。

資力が喪失していることを確認したことから、『執行停止伺書』は令和 3 年 2 月 5 日。

【財産調査】
平成 30 年 8 月 20 日にゆうちょ調査。
平成 31 年 4 月 9 日にメガバンク調査。
令和 2 年 5 月 15 日に市内全店の預金調査。
『執行停止伺書』は令和 3 年 2 月 5 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
本人は平成 24 年 10 月 20 日に死亡。 相続人である妻並びに長男も財産はなく、生活も困窮している状態であることを踏まえたものであり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 2 月 5 日であり、欠損処理実施までに年を超える債権については令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理を行い、システム上同時処理にしているとのことで、法律上消滅は確定しているとのこと。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-23】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-23
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分をすることができる財産がないと認めて滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したとき、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H21	固定資産税	1	H21.6.1	0	32,900	32,900
		2	H21.7.31	0	34,900	34,900
		3	H21.9.30	74,677	要す	74,677
		4	H22.1.4	79,000	要す	79,000
H21	法人市民税	1	H21.6.30	0	22,700	22,700
H22	固定資産税	1	H22.5.31	82,500	要す	82,500
		2	H22.8.2	79,000	要す	79,000
		3	H22.9.30	79,000	要す	79,000
		4	H23.1.4	79,000	要す	79,000
H23	固定資産税	1	H23.8.1	82,300	要す	82,300
		2	H23.9.30	79,000	要す	79,000

		3	H24.1.4	79,000	要す	79,000
		4	H24.2.29	79,000	要す	79,000
H23	法人市民税	1	H23.9.30	0	6,100	6,100
H26	固定資産税	1	H26.6.2	71,400	要す	71,400
		2	H26.7.31	71,000	要す	71,000
		3	H26.9.30	71,000	要す	71,000
		4	H27.1.5	71,000	要す	71,000
H26	法人市民税	1	H26.6.30	50,000	要す	50,000
H27	固定資産税	1	H27.6.1	76,400	要す	76,400
		2	H27.7.31	73,000	要す	73,000
		4	H28.1.4	73,000	要す	73,000
H28	固定資産税	1	H28.5.31	77,400	要す	77,400
		2	H28.8.1	74,000	要す	74,000
		3	H28.9.30	74,000	要す	74,000
		4	H29.1.4	74,000	要す	74,000
H29	固定資産税	1	H29.5.31	77,400	要す	77,400
		2	H29.7.31	74,000	要す	74,000
		3	H29.1.2	74,000	要す	74,000
		4	H30.1.4	74,000	要す	74,000
H30	固定資産税	1	H30.5.31	86,300	要す	86,300
		2	H30.7.31	83,000	要す	83,000
		3	H30.10.1	83,000	要す	83,000
		4	H31.1.4	83,000	要す	83,000
H31	固定資産税	1	R1.5.31	86,300	要す	86,300
		2	R1.7.31	83,000	要す	83,000
		3	R1.9.30	83,000	要す	83,000
		4	R2.1.6	83,000	要す	83,000
R2	固定資産税	1	R2.6.30	86,300	要す	86,300
		2	R2.7.31	83,000	要す	83,000
		3	R2.9.30	83,000	要す	83,000
		4	R3.1.1	83,000	要す	83,000
	滞納処分費			0		0
合計				2,953,977	96,600	3,050,577

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。

令和元年 7 月 29 日に関係機関への実態調査の結果、法人及び代表供に自動車所有がないことを確認。

令和元年 7 月 24 日担保不動産競売開始決定。

令和 2 年 5 月 15 日担保不動産競落。

『執行停止伺書』は令和 3 年 1 月 5 日。
【財産調査】
平成 26 年 4 月 4 日より預金調査開始。
平成 26 年 5 月 27 日より生命保険調査開始。
令和元年 8 月 1 日より売掛金調査開始。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
個人資産および代表をしていた法人について財産のないことを確認しており妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 1 月 5 日であり、令和 6 年 1 月 5 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理しており問題ない。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-24】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-24
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 2 号 滞納処分をすることによってその生活を著しく窮迫させるおそれがあるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H20	固定資産税	2	H20.7.31	0	500	500
		3	H20.9.30	0	1,600	1,600
		4	H21.1.5	0	1,600	1,600
H21	固定資産税	1	H21.6.1	0	55,600	55,600
		2	H21.7.31	0	51,100	51,100
		3	H21.9.30	0	46,900	46,900
		4	H22.1.4	0	59,800	59,800
H22	市県民税（普通徴収）	1	H22.8.2	589,500	要す	589,500
H22	固定資産税	4	H23.1.4	123,700	要す	123,700
H22	市県民税（普通徴収）	1	H22.6.30	7,700	要す	7,700
		2	H22.8.31	46,000	要す	46,000

		3	H22.11.1	46,000	要す	46,000
		4	H23.1.31	46,000	要す	46,000
H23	固定資産税	1	H23.8.1	127,900	要す	127,900
		2	H23.11.30	112,500	要す	112,500
		3	H24.1.4	112,000	要す	112,000
		4	H24.2.29	112,000	要す	112,000
H23	市県民税（普通徴収）	1	H23.8.1	11,500	要す	11,500
		2	H23.8.31	40,000	要す	40,000
		3	H23.10.31	40,000	要す	40,000
		4	H24.1.31	40,000	要す	40,000
H24	固定資産税	1	H24.7.31	72,100	要す	72,100
		3	H25.1.4	69,000	要す	69,000
		4	H25.2.28	69,000	要す	69,000
H24	市県民税（普通徴収）	1	H24.7.2	40,200	要す	40,200
		2	H24.8.31	40,000	要す	40,000
		4	H25.1.31	40,000	要す	40,000
H25	固定資産税	1	H25.5.31	70,800	要す	70,800
		2	H25.7.31	69,000	要す	69,000
		3	H25.9.30	69,000	要す	69,000
		4	H26.1.6	69,000	要す	69,000
H25	市県民税（普通徴収）	1	H25.7.1	41,700	要す	41,700
		2	H25.9.2	39,000	要す	39,000
		3	H25.10.31	39,000	要す	39,000
		4	H26.1.31	39,000	要す	39,000
H26	固定資産税	1	H26.6.2	70,800	要す	70,800
		2	H26.7.31	69,000	要す	69,000
		3	H26.9.30	69,000	要す	69,000
		4	H27.1.5	69,000	要す	69,000
H26	市県民税（普通徴収）	1	H26.6.30	42,000	要す	42,000
		2	H26.9.1	39,000	要す	39,000
		3	H26.10.31	39,000	要す	39,000
		4	H27.2.2	39,000	要す	39,000
H26	国民健康保険税	8	H27.3.2	53,700	要す	53,700
		9	H27.3.31	53,000	要す	53,000
H27	固定資産税	1	H27.6.1	68,900	要す	68,900
		2	H27.7.31	66,000	要す	66,000
		3	H27.9.30	66,000	要す	66,000
		4	H28.1.4	66,000	要す	66,000
H27	市県民税（普通徴収）	1	H27.6.30	35,000	要す	35,000
		2	H27.8.31	35,000	要す	35,000
		3	H27.11.2	35,000	要す	35,000
		4	H28.2.1	35,000	要す	35,000
H27	国民健康保険税	1	H27.7.31	37,500	要す	37,500

		2	H27.8.31	32,000	要す	32,000
		3	H27.9.30	32,000	要す	32,000
		4	H27.11.2	32,000	要す	32,000
		5	H27.11.30	32,000	要す	32,000
		6	H28.1.4	32,000	要す	32,000
		7	H28.2.1	32,000	要す	32,000
		8	H28.2.29	32,000	要す	32,000
		9	H28.3.31	32,000	要す	32,000
H28	固定資産税	1	H28.5.31	31,900	要す	31,900
		2	H28.8.1	30,000	要す	30,000
		3	H28.9.30	30,000	要す	30,000
		4	H29.1.4	30,000	要す	30,000
H28	国民健康保険税	1	H28.8.1	9,800	要す	9,800
		2	H28.8.31	7,000	要す	7,000
		3	H28.9.30	7,000	要す	7,000
		4	H28.10.31	7,000	要す	7,000
		5	H28.11.30	7,000	要す	7,000
		6	H29.1.4	7,000	要す	7,000
		7	H29.1.31	7,000	要す	7,000
		8	H29.2.28	7,000	要す	7,000
		9	H29.3.31	7,000	要す	7,000
H29	固定資産税	1	H29.5.31	31,900	要す	31,900
		2	H29.7.31	30,000	要す	30,000
		3	H29.10.2	30,000	要す	30,000
H29	国民健康保険税	1	H29.7.31	9,800	要す	9,800
		2	H29.8.31	7,000	要す	7,000
		3	H29.10.2	7,000	要す	7,000
		9	H30.4.2	7,000	要す	7,000
H30	固定資産税	1	H30.5.31	41,100	要す	41,100
		2	H30.7.31	38,000	要す	38,000
		3	H30.10.1	38,000	要す	38,000
		4	H31.1.4	38,000	要す	38,000
H30	国民健康保険税	1	H30.7.31	8,200	要す	8,200
		2	H30.8.31	7,000	要す	7,000
		3	H30.10.1	7,000	要す	7,000
		4	H30.10.31	7,000	要す	7,000
		5	H30.11.30	7,000	要す	7,000
		6	H31.1.4	7,000	要す	7,000
		7	H31.1.31	7,000	要す	7,000
	滞納処分費			0		0
合計				3,981,200	217,100	4,198,300

【督促、催告の状況】
納期限から 20 日以内に督促状を発送。 平成 22 年 1 月 6 日に競売開始決定通知書兼求意見書が届く。 以降、15 回催告書発送。 令和 3 年 1 月 25 日に生活保護受給開始。 その後、財産調査等を実施。 『執行停止伺書』は令和 3 年 9 月 24 日。
【財産調査】
令和 3 年 2 月 10 日に生命保険調査。 令和 3 年 2 月 12 日に預金調査。 令和 3 年 2 月 15 日に互助会調査。 令和 3 年 9 月 21 日に自動車調査。 『執行停止伺書』は令和 3 年 9 月 24 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
安定した職なく財産もなく、生活保護の受給も開始したため妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 9 月 24 日であり、欠損処理実施までに 5 年を超える債権については令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理を行い、システム上同時処理にしているとのことで、法律上消滅は確定しているとのこと。

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-25】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-25
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 3 号 その所在及び滞納処分をすることができる財産がともに不明であるとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 18 条第 1 項 地方団体の徴収金の徴収を目的とする地方団体の権利（以下この款において「地方税の徴収権」という。）は、法定納期限の翌日から起算して 5 年間行使しないことによって、時効により消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書』より、 対象：平成 30 年度市県民税 期限：平成 31 年 1 月 31 日 金額：168,000 円 対象：平成 30 年度国民健康保険税 期限：平成 31 年 1 月 31 日

金額：78,800 円 対象：平成 30 年度軽自動車税 期限：平成 30 年 5 月 31 日 金額：12,900 円 合計金額：259,700 円
【督促、催告の状況】 納期限から 20 日以内に督促状を発送。 令和 2 年 9 月 18 日に住民票の移転先調査。 令和 3 年 6 月 25 日に本籍地調査。 その後、財産調査等を実施。 平成 31 年に転出先の自治体において職権消除により住所不定となった者。 『執行停止伺書』は令和 3 年 12 月 7 日。 本来は、令和 2 年の転出先自治体への調査段階で執行停止に向かい動くべきものであり、この期間中に発送した催告書は 4 回。
【財産調査】 令和 3 年 6 月 30 日に自動車廃車調査。 令和 3 年 7 月 8 日に預金調査。 令和 3 年 7 月 21 日に財産調査。 『執行停止伺書』は令和 3 年 12 月 7 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
住所不定の者であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 3 年 12 月 7 日であり、令和 5 年 12 月 7 日で 5 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理を行い、システム上同時処理にしているとのことで、法律上消滅は確定しているとのこと。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-26】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-26
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 4 項 滞納処分をすることができる財産がないと認めて滞納処分の執行を停止した地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務は、その執行の停止が 3 年間継続したとき、消滅する。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】						
(単位：円)						
年度	科目	期	納期限	金額	延滞金	計
H26	国民健康保険税	9	H27.3.31	121,600	要す	121,600
H27	市県民税（普通徴収）	1	H27.6.30	38,300	要す	38,300
		2	H27.8.31	35,000	要す	35,000
		3	H27.11.2	35,000	要す	35,000
		4	H28.2.1	35,000	要す	35,000
H27	国民健康保険税	1	H27.7.31	0	2,700	2,700
		4	H27.11.2	26,000	要す	26,000
		5	H27.11.30	26,000	要す	26,000
		6	H28.1.4	26,000	要す	26,000
		7	H28.2.1	26,000	要す	26,000
		8	H28.2.29	26,000	要す	26,000

		9	H28.3.31	26,000	要す	26,000
H28	市県民税（普通徴収）	3	H28.10.31	68,800	要す	68,800
		4	H29.1.31	67,000	要す	67,000
H28	国民健康保険税	1	H28.8.1	9,800	要す	9,800
		2	H28.8.31	7,000	要す	7,000
		3	H28.9.30	7,000	要す	7,000
		4	H28.10.31	37,400	要す	37,400
		5	H28.11.30	34,000	要す	34,000
		6	H29.1.1	34,000	要す	34,000
		7	H29.1.31	34,000	要す	34,000
		8	H29.2.28	34,000	要す	34,000
		9	H29.3.31	34,000	要す	34,000
H29	市県民税（普通徴収）	3	H29.10.31	62,700	要す	62,700
		4	H30.1.31	61,000	要す	61,000
H29	国民健康保険税	4	H29.10.31	0	1,400	1,400
		5	H29.11.30	0	2,200	2,200
		6	H30.1.4	100	要す	100
		7	H30.1.31	32,000	要す	32,000
		8	H30.2.28	32,000	要す	32,000
		9	H30.4.2	32,000	要す	32,000
H30	市県民税（普通徴収）	2	H30.8.31	44,500	要す	44,500
		3	H30.10.31	44,000	要す	44,000
		4	H31.1.31	44,000	要す	44,000
H30	国民健康保険税	1	H30.7.31	8,200	要す	8,200
		2	H30.8.31	30,000	要す	30,000
		3	H30.10.1	26,000	要す	26,000
		4	H30.10.31	26,000	要す	26,000
		5	H30.11.30	26,000	要す	26,000
		6	H31.1.4	26,000	要す	26,000
		7	H31.1.31	26,000	要す	26,000
		8	H31.2.28	26,000	要す	26,000
		9	H31.4.1	26,000	要す	26,000
H31	市県民税（普通徴収）	1	R1.7.1	33,800	要す	33,800
		2	R1.9.2	31,000	要す	31,000
		3	R2.1.6	31,000	要す	31,000
		4	R2.1.31	31,000	要す	31,000
H31	国民健康保険税	1	R1.7.31	29,400	要す	29,400
		2	R1.9.2	23,000	要す	23,000
		3	R1.9.30	23,000	要す	23,000
		4	R2.1.6	23,000	要す	23,000
		5	R2.1.6	23,000	要す	23,000
		6	R2.1.6	23,000	要す	23,000
		7	R2.1.31	23,000	要す	23,000

		8	R2.3.2	23,000	要す	23,000
		9	R2.3.31	23,000	要す	23,000
R2	市県民税（普通徴収）	1	R2.6.30	1,000	要す	1,000
		2	R2.8.31	30,000	要す	30,000
		3	R2.11.2	30,000	要す	30,000
		4	R3.2.1	30,000	要す	30,000
R2	国民健康保険税	2	R2.8.31	20,500	要す	20,500
		3	R2.9.30	23,000	要す	23,000
		4	R2.11.2	23,000	要す	23,000
		5	R2.11.30	23,000	要す	23,000
		6	R3.1.4	23,000	要す	23,000
		7	R3.2.1	23,000	要す	23,000
		8	R3.4.30	23,000	要す	23,000
		9	R3.4.30	23,000	要す	23,000
	滞納処分費			0		0
合計				1,973,100	6,300	1,979,400

【督促、催告の状況】

納期限から 20 日以内に督促状を発送。

令和 2 年 11 月 20 日に来課相談。病気に伴い勤務不可能であり、資力がないことを確認。

市内全店の預金調査等を実施。

『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 24 日。

執行停止日に本人の入院予定等を確認。

【財産調査】

令和元年 7 月 16 日より預金調査開始。

令和元年 8 月 16 日より互助会調査開始。

令和元年 8 月 20 日より生命保険調査開始。

『執行停止伺書』は令和 2 年 12 月 24 日。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
納期限から 20 日以内に督促状を発送しており問題ない。
【不納欠損処理の妥当性】
入退院を繰り返す生活困窮者であり妥当なものとする。
【不納欠損処理の適時性】
執行停止伺書は令和 2 年 12 月 24 日であり、令和 5 年 12 月 24 日で 3 年経過している。処理は令和 6 年 3 月 31 日に不納欠損処理を行い、システム上同時処理にしているとのこと、法律上消滅は確定しているとのこと。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【3-27】

(1) 欠損処理調書

【欠損処理調書の宛名番号】
3-27
【欠損処理調書の日付】
令和 6 年 3 月 31 日
【滞納処分の停止の要件】
地方税法第 15 条の 7 第 1 項第 1 号 滞納処分をすることができる財産がないとき。
【不納欠損の該当条項】
地方税法第 15 条の 7 第 5 項 滞納処分の執行を停止した場合において、その地方団体の徴収金が限定承認に係るものであるとき、その他その地方団体の徴収金を徴収することができないことが明らかであるときは、地方団体の長は、その地方団体の徴収金を納付し、又は納入する義務を直ちに消滅させることができる。

(2) 債権管理の状況

【賦課決定】
『明細書より』 対象：令和 2 年度固定資産税 期限：令和 3 年 1 月 4 日 金額：12,000 円 対象：令和 2 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 2 年 11 月 10 日

金額：28,500 円

対象：令和 2 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 2 年 12 月 10 日

金額：28,500 円

対象：令和 2 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 3 年 4 月 30 日

金額：28,500 円

対象：令和 2 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 3 年 4 月 30 日

金額：28,500 円

対象：令和 2 年度市県民税（特別徴収）

期限：令和 3 年 6 月 10 日

金額：28,500 円

対象：令和 2 年度法人市民税

期限：令和 2 年 11 月 2 日

金額：23,952 円

合計：178,452 円

【督促、催告の状況】
一部督促状に納期限より 20 日以上経過して発送したものがある。 令和 4 年 4 月 22 日に代理人弁護士より破産申立の受任通知が届く。 同日に、口座差押、現地調査等を実施。 令和 5 年 3 月 6 日に破産手続廃止。 『滞納処分停止決裁書』は令和 6 年 3 月 8 日。
【財産調査】
令和 3 年 6 月以降に市内全店の預金調査を実施。 令和 4 年 4 月 22 日に口座差押え、現地調査を実施。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
市県民税（特別徴収）分について、納期限から 20 日を超えて督促状を発送している。 その理由は、当該税目については、従業員の退職等により税額更正が起こるが、給与所得者異動届出書に基づく税額更正の反映が受付翌月初旬であり、誤納付や混乱を招くことを防ぐ目的で、税額更正後に督促状を作成しているためである。また、市外金融機関で納付した場合に、収納情報が反映されるまでに 20 日以上かかる場合があるためである。 督促について定めた地方税法第 329 条は「期限後 20 日以内に督促状を発しなければならない」とされているのが、当該規定は訓示規定と解すべきとの裁判例があり、適法性は問題ないものと思料する。
【不納欠損処理の妥当性】
破産手続き廃止先であり妥当なものとする。

【不納欠損処理の適時性】
令和 5 年 3 月 6 日付で破産手続きを廃止しており、不納欠損処理は令和 6 年 3 月 31 日となっている。年度を超えた処理となっている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

4 その他

監査結果要約

NO	種類	内容	掲載頁
4-1	指摘	平成 26 年 6 月 30 日以前の支弁に係る生活保護法第 78 条徴収金であるため本来は非強制公債権であるが、債権管理システム（CARS）に誤って強制公債権として登録した。本件では、強制公債権として行使可能な権限は行使していなかったため法令違反はなかったが、登録誤りによって、法令違反を惹起しかねないため、十分注意する必要がある。	185 頁
4-2	意見	平成30年4月に債務者から分納計画の提出を受けたが、平成30年7月には納付が途切れた。一方、令和元年9月に金融機関に40万円ほどの預金残高があることが判明したのであるから、強制徴収公債権の権限として債権差押えを行うべきであった。 この点、担当者が1名であり、他の業務と兼務で行うなど、恒常的なマンパワー不足であり、差押えができなかったとのことである。 当該状況については、令和 3 年度から担当を含めた体制見直しと併せ収納課との連携により、納付相談や滞納処分（差押え）を実施するなど、現在は臨時的な業務も迅速に行える体制の改善が図られているものとする。	188頁
4-8	意見	督促状が債務者に到達したか否か、到達したとしてその年月日が記録上明らかでない。時効中断（更新）効を有する督促の到達の有無や年月日を確実に記録しておくことは債権管理の基本であり、督促状の到達の有無や年月日等を含む債権管理に係る重要な事実は正確に記録するよう努めるべきである。	207 頁
4-9	意見	本件は、仮入居案件（従前の住居が火事などの理由で住めなくなり緊急に住居の確保が必要であった案件）で仮入居時に連帯保証人が不要であり、結果として、保証人をつけられないまま、長期間が過ぎた。 親族等が連帯保証人になっていれば、滞納家賃の請求が可能であるとともに、残置物の処理において、連帯保証人に協力を得やすかった。なぜならば、残置物があることによって、退去が遅れ、滞納家賃が増えることを嫌う親族などの連帯保証人が残置物の処理に協力的になるからである。	210 頁

		本件のように、相続財産清算人の選任を申立てるとなると、申立費用などの金銭面での負担が発生するとともに、終了まで時間がかかり、非効率である。入居後に連帯保証人が死亡した場合、特に独居入居者については、可能な範囲で保証人を徴求するように運用されたい。	
4-10	意見	本件は、一部の債権は回収できたものの、大部分は時効によって消滅し回収できなかった案件であった。 ただし、本件は、入所者と連帯保証人がいる案件であり、両名とも壮年で一定の収入がありそうであったのだから、両名と強制執行認諾文言付の公正証書を作成することや、連帯保証人に対して支払督促の申立てを行ってもよかったかもしれない。	213 頁

監査対象の債権の監査結果は、次のページ以降のとおりである。

なお、事例ごとに以下の項目を記載している。

項目名	説明
不納欠損一覧	対象者の特定につながる事項のため省略しているが、監査上、市担当者への質疑応答をする際に利用したもの。
不納欠損処理確定の日付	欠損処理を実施した日付を記載している。
不納欠損の該当条項	法令に沿って対応しているかを確認し、該当法令を記載している。
不納欠損処理額	対象者の滞納額を記載している。
債権の発生	債権の発生原因と金額を記載している。
督促、催告の状況等	対象者に対して、支払うよう促しているかを記載している。
財産調査等	対象者について換価可能な資産がないかの確認内容を記載している。
督促、催告の適時性・適切性	支払計画に沿って支払が行われているか、行われていない際には市担当者の対応が適時適切に行われているかを記載している。
財産調査の適切性	対象者について換価可能な資産がないかの確認内容を記載している。
不納欠損処理の妥当性	不納欠損処理が郡山市債権管理マニュアルに沿って妥当であることを記載している。

不納欠損処理の適時性	不納欠損処理が郡山市債権管理マニュアルに沿って適時であるかを記載している。
その他の法令順守状況	その他法令を順守しているかを記載している。
指摘事項	監査において発見された法令や規則等に違反している事項、著しく不当な事項等を記載している。
意見	監査において発見された法令等違反ではないが、自治体運営の経済性・効率性・有効性を踏まえた結果、改善することが望まれる事項を記載している。

【4-1】

生活保護徴収金の事例

(1) 欠損処理

【不納欠損一覧】
対象者の特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 1,765,080円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
『返済計画書』より 対象：生活保護法第78条に基づく費用徴収金（非強制） 発生：対象者に給与支給があったことが判明した。その金額は平成21年から平成26年で1,900,080円であった。給与支給を申告しないで生活保護費を受給していたため同額が生活保護法第78条の費用徴収金として返還の対象となる。 金額：1,900,080円が生活保護法第78条に基づく費用徴収金となった。 なお、最終的に1,765,080円が不納欠損となった。
【督促、催告の状況等】
平成26年11月6日 分納計画の作成及び履行延期申請書の提出 初回納付日：平成27年9月末、最終納付予定日 令和元年12月 最終納付日後は予定残額1,190,080円を再度、分割納付する予定であった。

平成27年11月25日 分納計画の変更
分納計画に基づき月額10,000円の納付を計画、しかし、毎月は納付できず、数か月に一度の納付に留まった。平成28年12月まで合計10数万円ほどが納付された。
平成29年1月以降納付が止まった。
【財産調査等】
分納計画の妥当性については、預貯金調査を行い、最低生活を維持できる範囲で分納とした。債務者本人が平成31年に死亡したが、その後の相続人調査は、回収に資するものではないと判断し行わなかった。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
分納計画に基づき月額10,000円ほどを納付していたため、督促・催告は行っていない。
【財産調査の適切性】
①分納計画策定時 特段、問題となる点はなかった。
②債務者本人死亡時の本人財産 特段、問題となる点はなかった。
③相続人調査 一般に、生活保護費に関する債権回収においては、生活保護受給者には相続財産がないため、相続人は相続放棄をすることが通常であるので相続人調査を行う意義は少ない。本件においても、葬儀の連絡などのやり取りの中で、回収困難であることが推測されたため、相続人調査は行わなかった。
【不納欠損処理の妥当性】
債務者本人が平成31年4月に死亡し本人による納付が不可能となった。その後、消滅時効が完成した。
【不納欠損処理の適時性】
時効の完成時期は令和5年8月23日であり、令和6年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
平成26年6月30日以前の支弁に係る生活保護法第78条徴収金であるため本来は非強制公債権であるが、債権管理システム（CARS）に誤って強制公債権として登録した。本件では、強制公債権として行使可能な権限は行使していなかったため法令違反はなかったが、登録誤りによって、法令違反を惹起しかねないため、十分注意する必要がある。
【意見】
特になし

【4-2】

生活保護徴収金の事例2

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
対象者の特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 1,593,974円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護法第78条に基づく費用徴収金（強制） 交通事故の被害者として得た賠償金が未申告であったことによる徴収金 発生：平成24年～平成27年8月及び平成28年12月 金額：1,607,974円 なお、最終的に1,593,974円が不納欠損となった。
【督促、催告の状況等】
平成30年4月 分納計画の作成及び履行延期申請書の提出 分納計画に基づき月額7,000円の納付の計画
平成30年5月 7,000円の納付

平成30年6月	7,000円の納付、しかし同年7月以降は納付せず。
平成30年7月	失踪により生活保護廃止となる。
令和2年1月	転出先が判明
令和4年5月	催告書の送付、しかし「宛所に尋ねあたらず」として返戻
【財産調査等】	
預貯金調査の結果、対象者は単身世帯であり、親族等との交流がなかった。	
令和元年9月の金融機関への預金調査により、保険金の振込と推測されるが数十万程度の残高があることは判明していたが、本人との連絡がとれず回収には至らなかった。	

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】	
平成30年4月分納計画に基づき月額7,000円を納付する予定であったが、わずか2か月間、納付されただけであった。その後、住所から失踪したため生活保護廃止となった。住居をもたずホームレス生活の時期もあったため、催告書の送付は困難であった。	
【財産調査等の適切性】	
①分納計画策定時	生活維持のための費用を除いた後の金額を原資とした分納計画のため月額7,000円というのは不適切ではない。
②納付がなくなった以降の調査	金融機関への預金残高調査を行っており、令和元年の9月には40万円の残高を確認できていたことは適切であった。
③転出先調査・債権回収の試み	所在不明後は困難であった。
【不納欠損処理の妥当性】	
保護廃止後、行方不明となり時間が経過し消滅時効が完成した。	
【不納欠損処理の適時性】	
時効の完成時期は令和5年8月27日であり、令和6年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。	

【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
平成30年4月に債務者から分納計画の提出を受けたが、平成30年7月には納付が途切れた。一方、令和元年9月に金融機関に40万円ほどの預金残高があることが判明したのであるから、強制徴収公債権の権限として債権差押えを行うべきであった。 この点、担当者が1名であり、他の業務と兼務で行うなど、恒常的なマンパワー不足であり、差押えができなかったとのことである。 当該状況については、令和3年度から担当を含めた体制見直しと併せ収納課との連携により、納付相談や滞納処分（差押え）を実施するなど、現在は臨時的な業務も迅速に行える体制の改善が図られているものとする。

【4-3】

生活保護徴収金の事例3

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
対象者の特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 3,495,493円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護法第78条に基づく費用徴収金（強制） 平成27年から生活保護を受給していたが、保護開始当初より両親からの仕送りやカードローンの借入収入があり、それらが未申告であった。不実の申請として保護費全額が返還金対象となった。 発生：平成27年度から平成30年度 金額：3,525,493円 なお、最終的に3,495,493円が不納欠損となった。
【督促、催告などの事務の経過】
平成30年6月 分納計画の作成及び履行延期申請書を提出した。

分納計画に基づき月額15,000円の納付を計画した。	
平成30年7月	15,000円を納付。
平成30年8月	15,000円を納付。
郡山市から転出するとの報告があり、保護廃止予定となる。	
平成30年9月	月々の納付が止まる。
地元である他自治体に転出を確認し、所得調査等を行った。	
令和4年5月19日	催告書を発送したが「あて所に尋ねあたらず」であった。
その後、他自治体に照会	
令和5年6月14日	他自治体にて生活保護を受給中であることを確認。
【財産調査等】	
①分納計画の作成時	
ケースワーカーが預貯金調査を実施したうえで月額15,000円の返済が妥当と判断した。	
②転出先別判明時	
他自治体に転出後は、所得調査を行った。	
他自治体にて生活保護を受給中であるため財産調査の効果性はないと判断し行っていない。	

(3) 確認事項

【督促、催告等の適時性・適切性】	
平成30年6月分納計画に基づき毎月15,000円を納付する予定であったが、わずか2か月間のみ納付されただけであった。その後すぐに行方不明となったため、継続的な催告はできなかった。	
【財産調査等の適切性】	
①分納計画策定時	
適切であった。	

②納付されなくなった以降の調査
問題となる点はなかった。
【不納欠損処理の妥当性】
債務者が郡山市から転出後は、債務承認などを得られることはなく、消滅時効が完成した。
【不納欠損処理の適時性】
時効の完成時期は令和5年8月3日であり、令和5年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【4-4】

生活保護徴収金の事例4

(1) 欠損処理

【不納欠損一覧】
対象者の特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 1,380,000円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護法第78条に基づく費用徴収金（非強制） 交通事故の示談金が平成23年に2回合計3,198,518円の収入発生のため。 発生：平成23年度 金額：3,195,430円 なお、弁済を受けたため最終的には、1,380,000円が不納欠損となった。
【督促、催告の状況等】

平成25年3月	分納計画の作成及び納付誓約書の提出。 月額10,000円又は20,000円の納付。 以降平成30年1月まで毎月納付された。
平成25年3月	本人の申出により1,005,430円が弁済された。その後、月額 10,000円（一時期は20,000円）が継続的に納付された。
平成30年10月	債務者本人が死亡した。
平成31年4月	相続人が相続放棄した。
【財産調査等】	
①分納計画の妥当性 ケースワーカーが預貯金調査を実施して、分割納付額の妥当性を検討した。	
②相続人調査 相続人が判明したが相続放棄をした。	

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】	
分納計画に基づき、死亡まで納付が続いていたので、督促等は不要であった。	
【財産調査の適切性】	
①分納計画策定時 適切に行った。	
②債務者本人死亡時の本人財産 実施の効果を鑑み行わなかったがその判断に問題はなかった。	
③相続人調査 適切に行った。	
【不納欠損処理の妥当性】	
債務者本人が平成30年10月に死亡し本人による納付が不可能となった。その後、相続人の相続放棄を経て消滅時効が完成した。	

【不納欠損処理の適時性】
時効の完成時期は令和5年6月20日であり、令和6年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【4-5】

生活保護徴収金の事例5

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
対象者特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 145,000円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護法第78条に基づく費用徴収金（非強制） 亡夫の遺族年金、厚生年金等の受給権が発生し、収入を得ていたにも関わらず収入の申告がなかったため生活保護法第78条を適用した。 合計3,422,799円 発生：平成21年度から平成24年度 金額：3,422,799円

うち、2,410,000円は、平成29年度に別の履行延期申請書として受け入れたが納付が行われず、令和4年度に不納欠損として処理した。 また、残額の1,012,799円のうち、平成30年8月までに合計867,799円の納付があったため残額145,000円が令和5年度の不納欠損となった。
【督促、催告の状況等】 平成25年1月、分納計画の作成及び履行延期申請書の提出。 分納計画に基づき月額20,000円又は15,000円の納付を計画、以降毎月納付。 平成29年12月、2,410,000円を別の履行延期申請書に基づき、分割管理することになった。 平成30年8月、この時期まで分納が行われていたが以降は納付が無くなった。
【財産調査等】 分納計画の作成時 ケースワーカーが預貯金調査を実施したうえで、納付可能な金額を検討した。

(3) 確認事項

【督促、催告等の適時性・適切性】 分納計画作成後、毎月、約定どおりに納付していたため、督促などは行わなかった。
【財産調査等の適切性】 分納計画策定時 適切に財産調査を行った。
【不納欠損処理の妥当性】 時効によるものであり、処理は妥当であった。
【不納欠損処理の適時性】 債権145,000円の時効の完成時期は令和5年8月22日であり、令和5年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。
【その他の法令順守状況】 特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【4-6】

生活保護費返還金の事例 1

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
対象者特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 535,965円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護法第63条に基づく返還金（非強制） 世帯主より障害基礎年金（遡及裁定年金）として平成24年2月からの遡及分1,420,965円が平成26年3月14日に支給された旨の収入申告があったため、生活保護法第63条に基づく返還対象と認定した。 発生：平成23年度から平成26年度

金額：1,420,965円	
なお、一部分済を受けたため最終的には、535,965円が不納欠損となった。	
【督促、催告の状況等】	
平成27年2月	分納計画の作成及び履行延期申請書の提出。
	分納計画に基づき初月は310,000円、その後月額23,000円の納付計画。
平成27年4月3日	催告書の発送。
平成27年4月17日	23,000円を納付。以降、毎月23,000円を納付。
平成27年5月29日	310,000円を納付。
平成28年4月以降	毎月の納付が停止。以降、不定期に23,000円を納付。
平成31年2月	この時期を最後に納付が停止した。
令和元年7月8日	債務者本人が死亡した。
【財産調査等】	
分納計画策定時	
ケースワーカーが預貯金調査を実施したうえで、納付可能な金額を検討した。	

(3) 確認事項

【督促、催告等の適時性・適切性】
平成27年2月分納計画に基づき平成27年2月に310,000円、同年3月以降毎月23,000円を納付する予定であったが、計画どおりに納付がなされず平成27年4月3日に催告書を送付した。その後、約1年間は毎月納付を行っており、毎月の納付がなくなって以降も不定期ではあるが平成31年2月まで納付を行っていたところ、令和元年7月8日に債務者本人が死亡したものであり、不適切な点は特段見受けられない。

【財産調査の適切性】
①分納計画策定時 適切に行っている。
②債務者本人死亡時の本人財産 実効性に鑑み実施されていないが不適切とはいえない。
③相続人調査 同じく実施されていないが不適切とはいえない。
【不納欠損処理の妥当性】
債務者本人が令和元年7月8日に死亡し本人による納付が不可能となった。その後、消滅時効が完成したものであり、処理は妥当であった。
【不納欠損処理の適時性】
時効の完成時期は令和6年2月15日であり、令和5年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【4-7】

生活保護費返還金の事例 2

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
対象者特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 1,672,070円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護法第63条に基づく返還金（非強制） 世帯主の妻の老齢厚生年金の支給があり、遡及年金1,864,107円及び平成29年12月分定期支払年金60,119円の合計1,924,226円が支給された。 遡及年金1,864,107円のうち、遡及対象年月が5年以内である1,651,951円を生活保護法第63条に基づく返還対象とし、遡及対象年月が5年を超える

212,156円については収入認定し、遡及年金分1,651,951円及び平成29年12月分定期支払年金60,119円を合計した1,712,070円を生活保護法第63条に基づく返還対象とした。

発生：平成24年度から平成29年度

金額：1,712,070円

なお、一部弁済を受けたため最終的には、1,672,070円が不納欠損となった。

【督促、催告の状況等】

平成30年3月13日 分納計画の作成及び履行延期申請書の提出。

分納計画に基づき月額10,000円の納付計画。

平成30年4月26日 催告書の発送。

平成30年6月21日 10,000円を納付。

以降、10,000円を不定期に数回納付した。

平成31年1月 この時期を最後に納付が停止した。

令和元年11月13日 債務者本人が死亡した。

【財産調査等】

分納計画策定時

ケースワーカーが預貯金調査を実施したうえで、納付可能な金額を検討した。

(3) 確認事項

【督促、催告等の適時性・適切性】

平成30年3月分納計画に基づき毎月10,000円を納付する予定であったが、計画どおりに納付がなされず平成30年4月26日に催告書を発送した。その後、不定期ではある

が平成31年2月まで納付を行っていたところ、令和元年11月13日に債務者本人が死亡したものであり、不適切な点は特段見受けられない。
【財産調査の適切性】
①分納計画策定時 適切に行っている。なお、平成29年12月15日に世帯主の妻に支給された年金について同月26日に長男付添いの上で出金し、後に紛失してしまったとのことだが、本人は認知症を患っており、世帯主も自宅には見当たらず紛失した可能性が高いと述べている以上、預貯金調査以外の調査を行うことは現実的には極めて困難であったと思われる。 ②債務者本人死亡時の本人財産 実効性に鑑み実施されていないが不適切とはいえない。 ③相続人調査 同じく実施されていないが不適切とはいえない。
【不納欠損処理の妥当性】
債務者本人が令和元年11月13日に死亡し本人による納付が不可能となった。その後、消滅時効が完成したものであり、処理は妥当であった。
【不納欠損処理の適時性】
時効の完成時期は令和6年1月4日であり、令和5年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
特になし

【4-8】

生活保護費戻入金の事例

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
対象者特定につながる事項のため省略
【不納欠損処理確定の日付】
令和6年3月31日
【不納欠損の該当条項】
自治法第236条第1項 金銭の給付を目的とする普通地方公共団体の権利は、時効に関し他の法律に定めがあるものを除くほか、これを行使することができる時から5年間行使しないときは、時効によって消滅する。
【不納欠損処理額】
滞納額 241,986円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
返済計画書より、 対象：生活保護費戻入金（非強制） 運転免許証の取消し処分を受け経営していた建設会社を閉鎖したことにより収入がなくなり平成30年11月12日から生活保護開始となった。申請時、住居がなかったため、初回支給の新規布団代17,959円、家具什器費21,470円、敷

金等109,400円、平成30年12月分生活保護費93,157円を平成30年12月7日に現金で窓口支給したが、同日失踪したため戻入れを決定した。 発生：平成30年度 金額：241,986円
【督促、催告の状況等】
平成31年3月29日 督促状の発送。 納付期限平成30年12月？ 以降納付なし 令和4年5月19日 催告書の発送。あて所に尋ね当たらずとして返送される。
【財産調査等】
保護開始の手続時、ケースワーカーにおいて預貯金調査を実施した。

(3) 確認事項

【督促、催告等の適時性・適切性】
平成31年3月29日に督促状を発送、令和4年5月19日に催告書を発送しているが、催告書についてはあて所尋ね当たらずとして返送されている。債務者については他自治体においても同様の事案があったようであり（令和元年11月27日保護開始、令和2年2月5日失踪）、督促、催告等の実効性の観点からしても、不適切とみるべき事情は見受けられない。
【財産調査の適切性】
①保護開始時 適切に行っている。

②失踪して以降の調査
実施されていないと思われるが、実効性に鑑み不適切とはいえない。
【不納欠損処理の妥当性】
債務者が失踪して以降の所在は不明であり、納付の見込みが立たない状況の中、消滅時効が完成したものであり、処理は妥当であった。
【不納欠損処理の適時性】
時効の完成時期は令和6年3月30日とされており、令和5年度中に欠損処理を行った。適時に処理を行っている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
督促状が債務者に到達したか否か、到達したとしてその年月日が記録上明らかでない。時効中断（更新）効を有する督促の到達の有無や年月日を確実に記録しておくことは債権管理の基本であり、督促状の到達の有無や年月日等を含む債権管理に係る重要な事実を正確に記録するよう努めるべきである。

【4-9】

市営住宅賃料債権の事例

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
住宅管理システムより
【不納欠損処理確定の日付】
令和 6 年 3 月 15 日
【不納欠損の該当条項】
債権放棄（令和 6 年 2 月 18 日決裁） 根拠条例 郡山市債権管理条例第 16 条第 1 項第 8 号（その他債権が存在しているもののこれを履行させることが困難又は不適當であり、当該債権の放棄についてやむを得ない事情があると債権管理者が認めるとき）
【不納欠損処理額】
調定額 460,016 円
滞納額 460,016 円

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
郡山市営住宅緑ヶ丘東
滞納家賃 445,116 円
滞納駐車場 14,000 円
<u>滞納遅延損害金 900 円</u>
総額 460,016 円
【督促、催告の状況等】

適時、行っていた。
【財産調査等】
令和 3 年 12 月、入居者死亡。 令和 4 年 2 月、入居者の相続人が家庭裁判所で相続放棄の申述。 令和 5 年 7 月、相続人が不存在であるため、郡山市が福島家庭裁判所郡山支部に対して相続財産清算人選任の申し立てを行った。郡山市が予納金 305,075 円を裁判所に予納した。 同年同月、福島家庭裁判所郡山支部が郡山市内の弁護士を相続財産清算人に選任した。 令和 5 年 11 月、相続財産清算人（弁護士）より、無配当通知書が送付された。それによると、被相続人（市営住宅入居者）の相続財産は預金 8,626 円、負債 1,022,774 円であることが判明し、配当財産がないことが確定した。
【相続人調査】
令和 4 年 2 月、入居者の兄弟から相続放棄がなされた。以降、相続人調査を行っていた。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
特段、問題は発見されなかった。
【財産調査の適切性】
死亡後は、相続財産清算人の選任を申立て、相続財産清算人による財産調査を適切に行っている。
【不納欠損処理の妥当性】
債務者本人の財産もなく、相続人も相続放棄しているため妥当と考える。
【不納欠損処理の適時性】
令和 5 年 11 月、相続財産清算人（弁護士）より配当財産がないことが確定したため、令和 5 年度に不納欠損処理を行うことは適切であった。

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
本件は、仮入居案件（従前の住居が火事などの理由で住めなくなり緊急に住居の確保が必要であった案件）で仮入居時に連帯保証人が不要であり、結果として、保証人をつけられないまま、長期間が過ぎた。 親族等が連帯保証人になっていれば、滞納家賃の請求が可能であるとともに、残置物の処理において、連帯保証人に協力を得やすかった。なぜならば、残置物があることによって、退去が遅れ、滞納家賃が増えることを嫌う親族などの連帯保証人が残置物の処理に協力的になるからである。 本件のように、相続財産清算人の選任を申立てるとなると、申立費用などの金銭面での負担が発生するとともに、終了まで時間がかかり、非効率である。 入居後に連帯保証人が死亡した場合、特に独居入居者については、可能な範囲で保証人を徴求するように運用されたい。

【4-10】

市営住宅賃料債権の事例

(1) 欠損処理調書

【不納欠損一覧】
住宅管理システムより
【不納欠損処理確定の日付】
令和 6 年 3 月 15 日
【不納欠損の該当条項】
民法第 145 条 時効は、当事者（消滅時効にあつては、保証人、物上保証人、第三取得者その他権利の消滅について正当な利益を有する者を含む。）が援用しなければ、裁判所がこれによって裁判をすることができない。
【不納欠損処理額】
滞納額 4,054,200 円（令和 5 年 10 月時効援用）

(2) 債権管理の状況

【債権の発生】
『経過概要メモ』より、 平成 14 年に入居し賃料が発生したが、平成 17 年ころから納付が滞り、毎月督促状を発行、送付していた。平成 28 年まで返済はないため、滞納額が 3,000,000 円を超えていた。
【督促、催告の状況等】
平成 29 年になって連帯保証人に納付指導依頼書を送付し、連帯保証人が市役所へ来所し相談を受けるが弁済は始まらなかった。この間、入居者本人ともやり取りを続けており平成 29 年より月額 10,000 円の納付があったが同年 10 月には納付が止まった。

入居者は、平成 31 年 3 月に正式に住宅を退去した。未納の家賃残額 4,118,500 円及び駐車料残高 194,000 円が残ったほか、退去部屋の修繕を請求したが反応を得られなかった。 旧入居者は平成 31 年からは福島県外で就業しているようで、郡山市には居住しておらず、連絡を取るのが難しくなった。 令和 2 年 11 月に戸籍等の調査を行い、住所が判明した。 令和 5 年 10 月に郵送により時効援用届と債務承認書が提出された（時効援用額 4,054,200 円、債務承認額 278,658 円）。 令和 6 年 9 月までに債務承認額 278,658 円が全額納付された。
【財産調査等】
『入居者本人』 市税などについても滞納があるものの、建築現場等で労働をしているようで、一定の収入はあるようであった。 『連帯保証人』 入居者の同級生が連帯保証人になっていたようで、壮年のため一定の収入はあると思われるが、具体的な調査は難しかった。

(3) 確認事項

【督促、催告の適時性・適切性】
督促状を毎月の家賃の発生ごとに行っており、適時に行っていると認められる。
【財産調査の適切性】
本人の所在調査を優先させており、所在も遠方のため調査は困難であった。
【不納欠損処理の妥当性】
時効援用届によって不納欠損処理がなされているため妥当と認められる。
【不納欠損処理の適時性】
時効が援用された令和 5 年度のうちに不納欠損処理がなされている。
【その他の法令順守状況】
特になし

(4) 監査結果

【指摘事項】
特になし
【意見】
本件は、一部の債権は回収できたものの、大部分は時効によって消滅し回収できなかった案件であった。 ただし、本件は、入所者と連帯保証人がいる案件であり、両名とも壮年で一定の収入がありそうであったのだから、両名と強制執行認諾文言付の公正証書を作成することや、連帯保証人に対して支払督促の申立てを行ってもよかったかもしれない。